

令和 3 年度
固定価格買取制度等の
効率的・安定的な運用のための業務
(適正な再生可能エネルギーの
導入等に関する調査)

報告書

令和 4 年 3 月

EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

目次

はじめに1

第1章 地域の理解促進に関する制度調査	1
1.1 国内の類似制度に関する調査.....	1
1.1.1 国内再エネ事業における地域理解促進のための制度の現状.....	1
1.1.2 類似設備・施設に係る理解促進のための法制度.....	2
1.2 海外の再生可能エネルギーに関する調査.....	11
1.2.1 各国の制度概要一覧.....	11
1.3 ドイツにおける制度.....	11
1.3.2 イギリスにおける制度.....	25
1.3.3 フランスにおける制度.....	33
1.3.4 スペインにおける制度.....	36
1.3.5 イタリアにおける制度.....	42
第2章 紛争の解決に関する調査	49
2.1 国内の類似制度に関する調査.....	49
2.1.1 日本における紛争解決手段.....	49
2.1.2 日本におけるADRの仕組み.....	52
2.1.3 類似設備・施設に係る紛争の種類と解決手段.....	58
2.2 海外の再生可能エネルギーに関する調査.....	64
2.2.1 ドイツにおける制度.....	64
2.2.2 イギリスにおける制度.....	70
2.2.3 フランスにおける制度.....	72
2.2.4 スペインにおける制度.....	73
2.2.5 イタリアにおける制度.....	76
2.3 我が国の再生可能エネルギー設置に関する紛争等への導入可能性に関する調査.....	78
2.3.1 国内再エネ設備設置における紛争解決に関する課題.....	78
2.3.2 国内類似施設及び海外再エネ設備設置における紛争解決制度の特長.....	80
2.3.3 我が国の再エネ設備設置に係る新たな紛争解決手段の導入可能性の検討.....	80
第3章 事業の適正化に関する調査	83
3.1 海外のFIT/FIP等に関する事業の適正化に関する調査.....	83
3.1.1 海外各国のFIT/FIP制度に関する概要.....	83
3.1.2 海外各国のFIT/FIP制度に係る法令に違反した場合の対応.....	86
第4章 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査	96
4.1 調査概要.....	96
4.1.1 調査対象・方法について.....	96

4.1.2	調査項目について	96
4.1.3	本調査の対象となる「条例等」の定義・区分	97
4.1.4	回収状況について	97
4.1.5	本文中の集計表の見方について	97
4.2	アンケート調査結果	98
4.2.1	条例等の制定状況	98
4.2.2	制定済みの「条例等」について	101
4.2.3	制定済みの「再エネ規制条例」について	124
4.2.4	条例等における特徴的な規定	135
4.2.5	地域住民等から苦情やトラブル	139
4.2.6	再生可能エネルギーの利活用推進について	141
4.3	事例調査	143
4.3.1	対象となる調査対象の考え方	143
4.3.2	調査対象自治体一覧	143
4.3.3	特徴的な条例等調査結果	145
第5章	再生可能エネルギー発電設備設置事業のトラブル事例等調査	151
5.1	トラブルとなっている事例調査	151
5.1.1	全国におけるトラブル事案の発生状況	151
5.1.2	現在トラブルとなっている事例	153
5.1.3	トラブル解消に至った事例	156
5.1.4	訴訟となっている事案の概要と判例	158
	添付資料161	
	留意事項165	

はじめに

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁から EY ストラテジー・アンド・コンサルティンク株式会社に委託された「令和 3 年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査）」の成果を取りまとめたものである。

地域と共生する再生可能エネルギー（以下、「再エネ」という。）の導入実現のため、事業の開始から終了まで一貫して、適正かつ適切に再エネ発電事業の実施が担保され、地域からの信頼を確保することが不可欠である。FIT 制度の導入を契機として、規模や属性も異なる様々な事業者による参入が急速に拡大してきた太陽光発電を中心に、安全面、防災面、景観や環境への影響、将来の太陽光パネルの廃棄等に対する地域の懸念は依然として存在しており、こうした懸念を払拭し、責任ある長期安定的な事業運営が確保される環境をさらに構築することが必要である。

そこで本調査では、地域における再エネ導入にあたっての理解促進に関する国内外の類似制度や取り組み、紛争解決の方策等に係る調査を実施するとともに、設備認定後に適正に事業が行われていることを確認するため、自治体が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況の調査、及び国内で再エネ導入にあたりトラブルとなっている事例に係る調査を実施し、その成果を取りまとめた。

第1章 地域の理解促進に関する制度調査

1.1 国内の類似制度に関する調査

1.1.1 国内再エネ事業における地域理解促進のための制度の現状

(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法における規律

現行の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」という。）に関し、平成 29 年以降に電源種毎に事業計画策定ガイドラインが制定され、事業計画策定の初期段階から地域との関係構築を求め、申請にあたってガイドライン遵守を求めている。また、条例を含む関係法令遵守が事業計画認定の基準として規定されている。

環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）において、下記 1.1.2 のとおり、一定規模の再生可能エネルギー発電所が環境アセスメントの対象となっている。また、個々の地方公共団体においては、環境影響評価条例において、これらの再生可能エネルギー発電所を明示的に対象とした上で、そのスクリーニング対象を法より広く設定している団体もある。

以上のとおり、再エネ開発事業に対する地域理解促進のための各種施策が整備されつつあるものの、再エネ事業の地域理解を背景とした調和のとれた開発、発展のためには引き続き

き再エネ事業に対する地域理解促進のための取組を実施することが求められる状況にあるものと思われる。

1.1.2 類似設備・施設に係る理解促進のための法制度

(1) 法制度の概要

再エネ発電設備に類似する設備・施設を含め、国内において、何らかの設備の設置又は建物の建設等に関し、法律の許認可等に際して、法令(条例を含まない)上措置されている地域の理解促進のための制度措置は後記「(2) 各法制度の詳細説明」以下のとおりである。下表に各設備、建物ごとに制度の概要を整理する。

表 1-1：国内類似設備の法令上措置されている地域理解促進のための制度のまとめ

対象設備	公告・縦覧	説明会	公聴会	意見書 ¹ 提出	その他留意事項
再エネ設備（環境アセス対象外）					事業計画ガイドラインに基づく措置
再エネ設備（環境アセス対象）	○	○		○	事業計画ガイドラインに基づく措置
大深度地下事業		○			説明会は「必要がある」と認められたとき
競輪場、オートレース場、競艇場			○		公聴会は、経済産業大臣から意見聴取された知事が主催
空港等			○		
用途外建物			○		建築審査会の同意が必要
大規模小売店舗	○	○		○	
都市計画に規定される汚物処理場、ごみ焼却場、と畜場、火葬場等	○		○	○	市町村からの意見聴取
廃棄物処理施設	○			○	市町村の意見書提出 専門家からの意見聴取 許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付すことが可能

出典：各種法令に基づき著者作成

以上に対し、住民の生活環境に影響を及ぼし得ると考えられる施設であっても、法律の許認可等に際し、特段理解促進のための制度措置が見当たらず、許認可権者のみの判断によっ

¹ なお、利害関係人の意見書提出が認められている場合に、許認可権者がどの程度当該意見を斟酌すべきかという点に関する定見は見当たらない。しかしながら、利害関係人の意見書の取扱いに関し「意見書がどのように扱われたか（採用されたか、採用されなかったとすればなぜか）について説明する義務を行政機関が負わない場合、単に聞きおくだけになるおそれもある。各意見に個別に回答する義務は必ずしもないが（中略）、パブリック・コメント手続で行われているように、提出された意見を類型化し、各類型の意見についてどのように対応したか（採用した場合、どのように原案を修正したか、採用しなかった場合、その理由はないか）を公表すべきであろう。」（宇賀克也「行政法概説Ⅰ行政法総論（第7版）497頁」）とする見解もある。

て許認可がなされる仕組みとなっている例も認められる（パチンコ営業に係る風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第3条第1項に基づく都道府県公安委員会の許可、動物を一定数以上飼養又は収容する施設の設置に係る化製場等に関する法律第9条第1項に基づく都道府県知事の許可、墓地、納骨堂又は火葬場の経営に係る墓地、埋葬等に関する法律第10条1項に基づく都道府県知事の許可等。）。

(2) 各法制度の詳細説明

1) 環境影響評価法に基づく環境アセスメント

a. 環境アセスメント制度の概要

環境アセスメント制度とは、事業計画を策定するにあたり、事業の環境への影響について、事業者が調査・予測・評価を実施し、その結果を公表し、住民・地方公共団体等から意見を聴取し、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げることを事業者に促す制度である。

b. 環境アセスメントの対象

発電所や道路等13事業がその対象であり、平成24年10月より風力発電が、令和2年4月より太陽光発電が追加されたことで、現在の発電所の環境アセスメント対象事業は、水力・火力・地熱・原子力・風力・太陽光の6事業となっている。

c. 環境アセスメントの手続の流れ

事業の基本計画の立案段階から、計画段階環境配慮書（配慮書）について、事業者が地域住民等の意見を聴取するよう求められており（3条の7）、その後の環境影響評価方法書（方法書）や環境影響評価準備書（準備書）の作成にあたっては、環境保全の見地から意見のある者が事業者へ意見を述べる機会が設けられ（8条、18条）、周辺住民への説明会が開催される（7条の2、17条）等、多くの人から意見聴取が期待できる仕組みとなっている。

d. 環境アセスメントの対象とならない事業に関する自主的取組

法や条例の規模要件に満たない事業であっても、住民の理解を得ながら太陽光発電事業の立地を進めるという観点から、住民への説明を通じた情報交流の機会を太陽光発電事業の設置にあたって確保することが重要であるため、事業者は環境影響評価の実施及びその説明について自主的な対応を積極的に行うべきとして、環境影響評価に関するガイドライン（「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」）が策定されている。

2) 許認可権者が必要があると認めるときは事業者に対し説明会の開催等を求めることができる例（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法）

国土交通大臣又は都道府県知事は、大深度地下の使用の認可に関する処分を行おうとする場合において必要があると認めるときは、申請に係る事業者に対し、事業区域に係る土地

及びその付近地の住民に、説明会の開催等使用認可申請書及びその添付書類の内容を周知させるため必要な措置を講ずるよう求めることができるものとされている（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法19条）。

同法19条に関し、大深度地下利用研究会 編著「詳解 大深度地下使用法」（大成出版、2001年9月28日、104頁-105頁）によれば以下のとおり解説されている。

「必要があると認めるとき」とは、使用権を設定しようとする事業区域に井戸等の既存物件が多数ある等により、本法の趣旨・手続の周知を徹底する必要があると判断される場合が想定されるが、この規定をおいた上記趣旨を踏まえれば、このような場合に限定せず、できるだけ事業者の説明会の開催等を求めることが望ましい。

付近地とは、その事業を施行することによって相当の影響を被る（可能性のある）範囲をいうが、事業の種別あるいは設計、土地の利用状況、住民の分布状況等により、必ずしも一定ではない。

周知措置の対象となる住民は、事業を施行しようとする事業区域に係る土地及びその付近地に権利を有すると否とを問わず、物理的に居住している者全員を含むと解される。

説明会を開催する場合においても、その場で住民から意見を聴取する機会を設けるべきか否かについて本条においては何ら規定していない。「説明会」という文言だけから判断すれば、必ずしもその場で意見聴取する義務はないと解されるが、住民は、第20条において準用するとおり土地収用法第25条（利害関係人の意見書の提出）の規定により、都道府県知事に意見書を提示することができる。

説明会の開催以外の周知措置としては、周知事項を記載した資料を公民館等事業区域に係る土地又はその周辺の適当な場所に配置することや直接関係住民に配布・送付すること、周知事項や上記資料の配布場所等を事業区域に係る土地又はその周辺の適当な場所に提示すること等が考えられる。また、説明会の開催にあたっては、市町村の広報紙等への掲載や直接住民へのチラシの配布・送付により、開催場所・日時等を周知することが考えられる。

3) 許認可権者（大臣）が許可をするにあたり、関係都道府県知事の意見を聴くこととされたうえ、都道府県知事が当該意見を述べるにあたり、公聴会を開いて利害関係人の意見を聞くものとされている例

経済産業大臣は、競輪場の設置又は移転につき許可をする場合、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならないとされており、さらに都道府県知事は、当該意見を述べようとするときは、あらかじめ、公聴会を開いて、利害関係人の意見を聴かなければならないとされている（自転車競技法第4条）。なお、同様の規定は、小型自動車競走法、モーターボート競走法においても規定されている。

4) **許認可権者が許可に係る審査を行う場合に、公聴会を開くものとされている例**

国土交通大臣は、空港等の設置の許可に係る審査を行う場合には、公聴会を開き、当該空港等の設置に関し利害関係を有する者に当該空港等の設置に関する意見を述べる機会を与えなければならないとされている（航空法38条）。

5) **用途地域で建築が許されている建物以外の建物を建築する際、建築審査会の同意を求めている例（建築基準法48条）**

特定行政庁（市町村長又は都道府県知事）は、用途地域で建築が認められていない建物の建築を例外的に認める場合、利害関係人の参加する公聴会の開催と建築審査会の同意を得る必要がある（建築基準法48条15項）。

同法48条15項について、逐条解説建築基準法編集委員会編著「逐条解説 建築基準法」（ぎょうせい,2012年12月10日、800頁-802頁）では次のとおり解説されている。

法第48条第1項から第13項までの各項において、別表第2に従い一般的に禁止される用途あるいは許容される用途が定められているが、周囲の環境を十分に尊重する等によりその各用途地域の設定目的から逸脱せず、あるいは、公益上やむをえない等として特定行政庁が認めて許可する場合には、例外的に建築できることになっている。この許可を行う場合、特定行政庁は、法第48条第14項及び第15項の規定により、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による聴聞を行うとともに、建築審査会の同意を得なければならない。聴聞を行う場合においては、許可しようとする建築物の建築計画並びに聴聞の期日及び場所を、期日の3日前までに公告しなければならない。

なお、聴聞の際の利害関係者とは、通常敷地の周囲に土地・建物を所有するものとされているが（昭和48年12月14日付長野県住宅部長宛市街地建築課長回答）、これも建築物規模によって適宜判断すべきである。また、聴聞を開催する場合にはその日時等を計画建築物の周辺の適当な場所に提示したり、公報に掲載する等により知らしめる必要がある。

用途地域による建築物の規制は、各地域の土地利用が均一で、かつ、安定している時にもっとも効果を発揮するが、実際には、細部についてみると局地的な条件や時間的な経過による土地利用の状況の変化により、用途地域の指定目的に照らして当該建築物の建築を認めても差し支えない場合がある。この場合の例外許可は、その地域の特殊性、建築物の特殊性等に合わせて妥当なものは許可していく、一般規制の補助手段であるといえる。

6) 施設の設置・変更届出にあたり、資料の公告・縦覧、説明会の開催、付近住民等の意見聴取等を求めている例

大規模小売店舗の新設、変更の届出があった場合、都道府県はその内容を公告、縦覧する(大規模小売店舗立地法5条)。また、大規模小売店舗の新設、変更の届出をする者は、当該届出の二月以内に、施設の所在する市町村内で説明会を開催しなければならない(大規模小売店舗立地法7条)。

都道府県は、公告の後、市町村から当該公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を聴かなければならない(大規模小売店舗立地法8条1項)。

公告があったときは、市町村の区域内に居住する者、市町村において事業活動を行う者、市町村の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の市町村に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、都道府県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる(大規模小売店舗立地法8条2項)。そして、都道府県は、市町村、居住する者等の意見の概要を公告、縦覧しなければならない(大規模小売店舗立地法8条3項)。また、都道府県は、市町村、居住する者等の意見に配慮しつつ、届出をした事業者に意見を有する場合には当該意見を述べる(大規模小売店舗立地法8条4項)。

上記の手続が、許可や認可ではなく、届出にあたって行われていることが特徴的である。

なお、大規模小売店舗立地法8条の手続について、経済産業省商務情報政策局流通政策課「大規模小売店舗立地法の解説〔第4版〕」(平成19年5月)は以下の解説を示している。

第1項

都道府県は第五条第三項の公告をしたときは、市町村から意見を聴くために、その旨を大規模小売店舗の所在地の属する市町村に通知することとなる。

当該市町村は、周辺の生活環境の保持という見地から最も関係が深い地方公共団体であるので、都道府県は必ずこの意見を聴く必要がある。

第2項

大規模小売店舗の新設等の届出内容について、周辺の生活環境の保持という見地からの意見を有する者は、その住所、所属、自然人、法人の如何を問わず、公告から四月以内に意見書を提出することにより、これを述べるができる。

第3項

手続の透明性を確保するため、都道府県は意見の概要を公告し、当該意見全体を公告の日から一月間縦覧に供することとなる。

「公告」は、第一項及び前項の意見の概要を公表する手段として位置づけられており、また、それらの意見が縦覧に供されることにより全ての意見を見ることができるようになる。

(中略)

第4項

都道府県は、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し、届出書等の内容について、市町村から聴取した意見等に配慮し、指針を勘案した上で当該大規模小売店舗が周辺の地域の生活環境へ及ぼす影響という見地からの意見を有する場合には当該意見を述べ、意見を有しない場合には、その旨を通知することとする。

都道府県は、大規模小売店舗の新設等の届出をした者に対し、届出書等の内容について、市町村から聴取した意見等に配慮し、指針を勘案した上で当該大規模小売店舗が周辺の地域の生活環境へ及ぼす影響という見地からの意見を有する場合には当該意見を述べ、意見を有しない場合には、その旨を通知することとする。

都道府県は、生活環境の保持の観点から達成すべき事項を意見として表明することとなるが、それを達成するための具体的手段について、設置者が取り得る選択肢として併せて提示することも想定される。

したがって、例えば、騒音に係る事項の場合、都道府県の意見は、設置者が達成すべきと考えられる騒音の状況（定量的又は定性的）について述べられることとなるが、その際、それを達成するための手段として考えられる各種騒音対策（騒音発生源の抑制、遮音壁の設置、荷さばき施設の吸音、遮音処理、施設利用時間の調整等）が、選択肢として提示されることも想定される。

本項に基づく都道府県の意見は、届出者に対し第九項に基づく更なる二月の新設や変更事項の実施の制限を課すこととなることから、意見の内容と実施制限との関係に留意されるべきものである。

意見を有しない旨を通知するのは、その場合については第五項により大規模小売店舗における営業開始等の制限の適用をはずすためである。

7) 都市計画作策定にあたり、公聴会開催、住民・利害関係人の意見書提出を認めている例

都市計画には汚物処理場、ごみ焼却場、と畜場、火葬場等の都市施設を定めることができるが（都市計画法 11 条 1 項）、必要と認められる場合は「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置」が講じられるものとされ（都市計画法 16 条 1 項）、又、都市計画の案は公衆縦覧され（都市計画法 17 条 1 項）、関係市町村の住民及び利害関係人は意見書の提出が認められている（都市計画法 17 条 2 項）。

都市計画法 16 条及び 17 条について、国土交通省「第 11 版 都市計画運用指針」（令和 2 年 9 月（令和 3 年 11 月 一部改定）、339 頁）において以下のとおり解説されている。

2. 個別の都市計画決定手続等について

（公聴会・説明会の開催等）

法第 16 条第 1 項では、都市計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認

めるときは、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることとされている。これは、都市計画の案が作成された後の手続としての法第17条の縦覧及び意見書の提出とは別に、都市計画の案の作成の段階でも住民の意見をできるだけ反映させようという趣旨である。特に、法第16条第1項において公聴会の開催を例示しているのは、住民の意見を反映させるための措置として、住民の公開の場での意見陳述の機会を確保すべきという趣旨であることに留意する必要がある。

この点、説明会は、都道府県又は市町村が作成した都市計画の原案について住民に説明する場と考えられ、公聴会は、都道府県又は市町村が作成した都市計画の原案について住民が公開の下で意見陳述を行う場と考えられる。

都市計画への住民参加の要請がますます強まる中で、都市計画決定手続における住民参加の機会をさらに拡大していく観点から、今後は、都市計画の名称の変更その他特に必要がないと認められる場合を除き、公聴会を開催すべきである。ただし、説明会の開催日時及び開催場所が事前に十分周知され、かつ、都市計画の原案の内容と内容についての具体的な説明が事前に広報等により行われ、住民がこれを十分に把握し得る場合であって、住民の意見陳述の機会が十分確保されているときは、その説明会を公聴会に代わるものとして運用することも考えられるが、この場合においても、住民がその内容を十分把握した上で、公開の場での意見陳述を行うための場となるよう十分留意すべきである。

なお、市町村マスタープランについては法第18条の2により、公聴会・説明会の開催等住民の意見を反映させるための措置を講ずるものとされている。

住民の意見を反映させるための措置としては、公聴会・説明会の開催に加えてまちづくりの方向、内容等に関するアンケートの実施、まちづくり協議会を中心としたワークショップの開催、まちづくり協議会による案の提案等各種方策を、地域の実情に応じて実施することが望ましい。

公聴会・説明会の開催等については、住民の意見を十分汲み取ることができるようになることが求められるものであり、作成しようとする都市計画の原案や関連する情報について具体的に提示するとともに、公聴会・説明会の開催日時、開催場所、事前の広報等に配慮すべきである。また、意見陳述を希望する者には物理的・時間的に対応が可能な範囲でできるだけ意見陳述を認めるとともに、公聴会の開催が形式に流されることなく真に住民の意見を反映させる場として機能させる観点から、運営に特段の支障を及ぼさない限り、例えば、公述人において希望がある場合には、都市計画の案を作成する都道府県又は市町村の担当者と、あるいは、公述人相互間において質疑・議論を行うこと等も考えられる。さらに、住民からの意見については、それがどのように都市計画の案に反映されたか等について都市計画審議会に報告することが望ましい。

8) **廃棄物処理施設の設置に係る許可に関連して利害関係人の意見書提出を認めている例（廃棄物の処理及び清掃に関する法律8条、15条）**

一般廃棄物処理施設を設置の許可にあたっては、申請書に「周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類」を添付が必要である（廃掃法8条3項）。

申請があった場合、知事は当該書類を1ヶ月間公衆の縦覧に供する（廃掃法8条4項）。また、知事は、「生活環境の保全上関係がある市町村の長」から当該市町村長の生活環境の保全上の見地から意見聴取を行う（廃掃法8条5項）。

利害関係人は、上記書類の縦覧後2週間以内に知事に対し「生活環境の保全上の見地からの意見書」を提出することが可能である。（廃掃法8条6項）。そのうえで、知事は当該処理施設が「周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたもの」を一つの許可要件として許可の是非を判断する（廃掃法8条の2第1項2号）。知事は、許可の判断にあたって、専門家の意見を聴取（廃掃法8条の2第3項）し、さらに知事は、許可に「生活環境の保全上必要な条件」を付すことができる（廃掃法8条の2第4項）。

なお、この手続は、産業廃棄物処理施設の設置許可でも同様である。（廃掃法15条、15条の2）。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律15条第5項及び第6項について、廃棄物処理法編集委員会編著「廃棄物処理法の解説（令和2年版）」（一般社団法人 日本環境衛生センター、第14版、令和2年6月30日）313頁では、以下のとおり解説されている。

13 法第十五条第五項の「当該産業廃棄物処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村の長」とは、申請された廃棄物処理施設の設置により生活環境保全上の影響が及ぶおそれのある地域を管轄する市町村の長であり、具体的な範囲としては、廃棄物処理施設の設置予定場所を管轄する市町村、その隣接市町村（ただし、明らかに施設の設置による影響が及ぶことが想定されないものを除く。）及び生活環境影響調査で施設の設置による影響が最大となると予測された地点を管轄する市町村の長を原則とすることとされている。

14 法第十五条第六項の「当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者」は都道府県知事に対し意見書を提出できるとされたが、これは、施設の設置に対する単純な賛否を求めるものではなく、施設の設置予定場所の周辺住民等がその生活体験に基づく生活環境に関する情報を有していると考えられることから、より正確な審査を行うために必要な生活環境の保全上の見地からの意見を求める趣旨である。

なお、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる者を「当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者」と定めたのは、その範囲を狭く限定する趣旨ではなく、当該者には周辺に居住する者をはじめとして、廃棄物処理施設設置予定地の周辺で事業を営んでいる者等が含まれるものである。

1.2 海外の再生可能エネルギーに関する調査

1.2.1 各国の制度概要一覧

欧州主要国であるドイツ、イギリス、フランス、スペイン及びイタリアを調査対象とし、対象各国における再エネ設備の導入にあたり地域の理解を促進する制度について調査を実施した。各国の制度概要は下表のとおりである。

表 1-2：各国の制度概要一覧

	ドイツ	イギリス	フランス	スペイン	イタリア	(参考) 日本
電力事業に係る法制度	• Erneuerbare-Energien-Gesetz (EEG)	• Energy Act 2013 • 再エネ事業及びFIT/FIP制度は上記法のChapter 32で規定	• Code de énergie (エネルギー法典)	• Ley 24/2013, de 26 de diciembre, del Sector Eléctrico (電力セクター法)	• Decreto Legislativo 387/2003 • Decreto Legislativo 28/2011	• 電気事業者法
再エネ事業に係る法制度 (FIT/FIP制度に係る法令等)				• Real Decreto Ley 23/2020		
再エネ設備設置に係る住民理解促進のための法制度	<ul style="list-style-type: none"> 地域計画策定段階における連邦広域計画法に基づく公衆参加制度と、土地利用計画策定段階における建設法典に基づく公衆参加制度がある。 個別設備の許認可手続きの中でも連邦公害防止法における公衆参加制度がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法において一定規模以上の再エネ設備設置に対する公衆参加制度がある。 環境法において事業計画地内に立木がある場合のみ、公衆参加の機会提供が必要になる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市開発法と環境法が結びついた形で再エネ設備設置を規制している。 環境アセスの対象になる一定規模以上の再エネ設備の設置については、建設許可申請の過程で公衆参加制度がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 環境アセスの対象になる一定規模以上の再エネ設備の設置については、Real Decreto Legislativo 1/2008に基づく公衆参加制度がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の再エネ設備設置に関してはD.lg 387/2003に定める単一認可 (Autorizzazione Unica, AU) 等の手続きに定められる認可権者や利害関係者が一同に関与するサービスカンファレンスの手続きが定められている。 	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の再エネ設備設置に関して、環境影響評価法に基づく環境アセスの実施が義務付けられている。 環境アセスにおいて、公衆参加制度が設けられており、住民縦覧等が行われている。
地域への経済的裨益に関する法制度	<ul style="list-style-type: none"> 再エネの電力供給量に応じて自治体に利益還元を行う制度がある。(EEG2021) 	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
	• エネルギー共同体の活用により、市民の再エネ事業への投資参画機会が与えられている					

出典：各種法令に基づき著者作成

1.3 ドイツにおける制度

(1) 再エネ事業の現状と基本的な法制度

ドイツには、気候変動への対策を連邦レベルで規定する法律として「気候保護法 (Bundes-Klimaschutzgesetz)」があり、2019年11月に議会承認され、2021年6月に改正案が成立した。同法では、気候中立 (GHG 排出量実質ゼロ) 達成を改正前の2050年から5年前倒して2045年とし、2020年代と2030年代の年間GHG削減及び許容排出量の目標を新たに定めている。温室効果ガスの削減目標の達成計画を定めた世界で最初の法である。同法では、電力消費量に占める再エネ比率を2030年までに65%に引き上げる目標を定めている。²加えて、同時に公表された「2030気候保護プログラム (Klimaschutzprogramm 2030)」で

² <https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/07/a147a21fe8138847.html> (2022年3月8日)

は、当該目標達成に向けた各部門別取り組みが示されている。³

上記のほか、再エネ導入を促進及び規制する主な法律として「Erneuerbare-Energien-Gesetz (EEG) 」がある。2000年に施行されて以降、法改正が重ねられ、固定買取を保証するや系統への優先的な接続を確保すること等により太陽光発電や風力発電の普及を大きく成長させてきた。再エネ比率引き上げの目標を達成するため、EEGでは再エネの具体的な導入計画が示されている。⁴なお、2019年時点で総発電量の40%以上が再エネ電源になっている(表1-3)。

表 1-3 : ドイツにおける発電量と電源比率

Energy sources	2019		2020		2021 ²	
	Billion kWh (kilowatt hour)	%	Billion kWh (kilowatt hour)	%	Billion kWh (kilowatt hour)	%
- Gross electricity production, total	601.1	100	567.1	100	579.1	100
- Lignite	114.0	19.0	91.7	16.2	108.3	18.7
- Hard coal	57.5	9.6	42.8	7.5	54.3	9.4
- Nuclear energy	75.1	12.5	64.4	11.4	69.0	11.9
- Natural gas	90.0	15.0	95.0	16.8	89.0	15.4
- Mineral oil products	4.8	0.8	4.7	0.8	4.8	0.8
- Renewable energy sources	240.3	40.0	250.2	44.1	236.7	40.9
- Wind power	125.9	20.9	132.1	23.3	117.7	20.3
- Water power ³	19.7	3.3	18.3	3.2	19.1	3.3
- Biomass energy	44.3	7.4	45.0	7.9	45.0	7.8
- Photovoltaic energy	44.4	7.4	48.6	8.6	49.0	8.5
- Household waste ⁴	5.8	1.0	5.8	1.0	5.7	1.0
- Geothermal	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
- Other energy sources	19.4	3.2	18.3	3.2	17.0	2.9

出典 : Gross electricity production in Germany from 2019 to 2021, Statistisches Bundesamt

ドイツでは、メガソーラーを除く太陽光発電事業(主に屋根置きタイプ)の地域受容性は高く、トラブルに至るケースが少ない。また、バイオマス発電事業については、太陽光や陸上風力発電事業と異なり、FIT制度上の優遇措置がなく、バイオマス発電事業の開発事業者

³ https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/column0152.html

(2022年3月8日)

⁴ <https://www.energy-democracy.jp/3434> (2022年3月8日)

が少ないため、トラブルに至るケースが少ない。一方で、陸上風力発電事業については、太陽光発電事業ほど、住民や自然環境への影響が明らかになっていないため、トラブルが発生するケースが多くなっている。⁵

自然・生物多様性保全連合 (Nature and Biodiversity Union, NABU) の調査によると、2010年から2019年の過去10年間に合計約45件程度の訴訟が起きている。これは、ドイツ国内の稼働済み風車(約3万基)に関する約9,000件の許可申請のうち、およそ0.5%程度に相当する。⁶また、ドイツ風力エネルギー庁 (Fachagentur Windenergie an Land, FA Wind) 及びドイツ風力エネルギー協会 (Bundesverband WindEnergie e.V., BWE) が実施したドイツ国内で苦情が寄せられている325基(訴訟含む)の風力発電設備の実態調査によると、苦情があった風車の多くが、特別保護鳥類やコウモリ類等の生物種保護の保護に関する苦情であり、その他、形式的・手続き的な誤り、土地へのアクセスや通行権、騒音に関する苦情・訴訟が多くなっている(図1-1)。

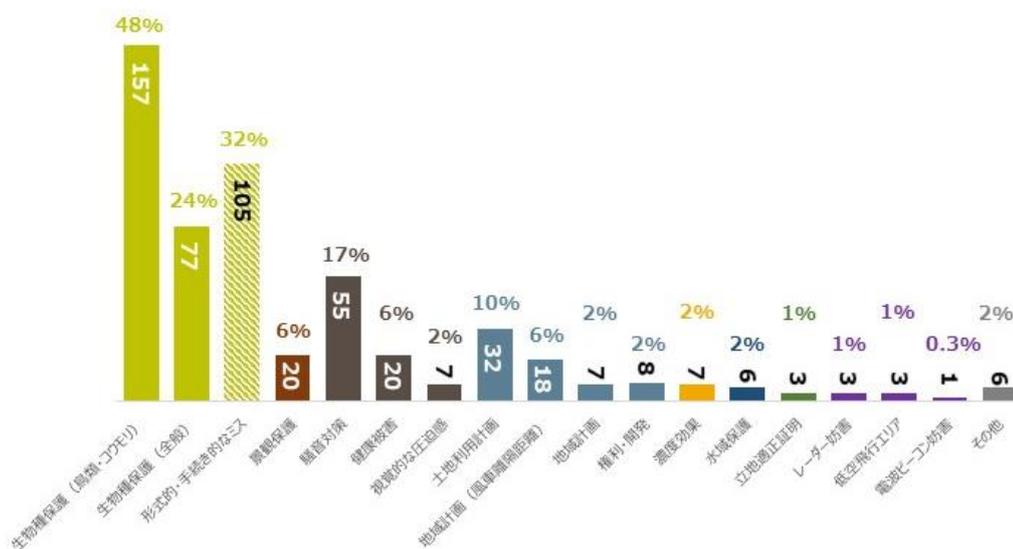


図 1-1 : 苦情・訴訟理由別の割合 (n=325)

出典 : Hemmnisse beim Ausbau der Windenergie in Deutschland, Fachagentur Windenergie and Land

⁵ Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gGmbHのChief Managing Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

⁶ <https://www.nabu.de/umwelt-und-ressourcen/energie/erneuerbare-energien-energie-wende/windenergie/26913.html> (2022年3月8日)

苦情・訴訟の発起人としては、環境・自然保護団体が最も多く、次に市民や市民団体が多くなっている。自治体からの苦情も多く、自治体の中でも風力発電設備が建設される自治体が圧倒的に多くなっている。その他、ドイツ軍、競合する開発事業者、ライセンス保持者、地元企業等が苦情・訴訟の発起人となっている(図 1-2)。

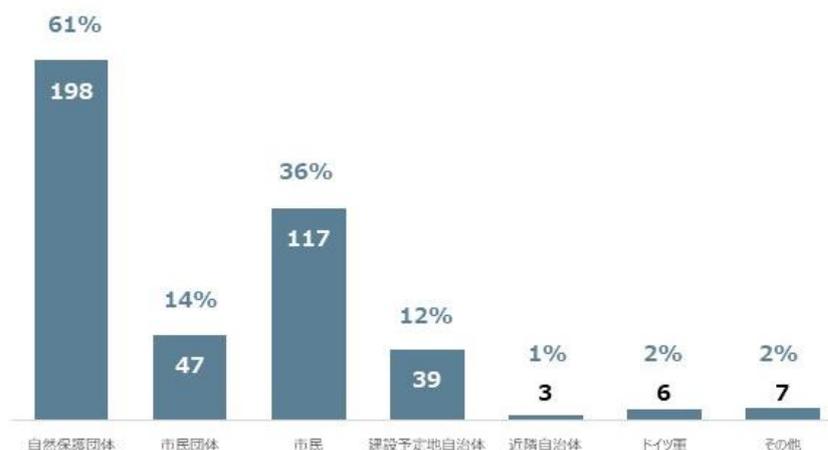


図 1-2：苦情・訴訟の発起人別の割合 (n=325)

出典：Hemmnisse beim Ausbau der Windenergie in Deutschland, Fachagentur Windenergie and Land

(2) 再エネ設備設置に係る理解促進のための法制度

ドイツでは、気候保護法及び EEG において、再エネ導入時における住民説明会の開催等、住民の理解促進に係る条項は設定されていない。一方、再エネ設備の開発・建設については、連邦広域計画法 (Raumordnungsgesetz, ROG) 及び建設法典 (Baugesetzbuch, BauGB) の中で規定されており、その中で公衆参加制度が設けられている。⁷このような仕組みにより、地域住民との摩擦・軋轢が抑制され、地上設置型の太陽光発電設備については、地域との紛争はほとんど起きていないとされている。⁸また、再エネ発電設備の建設及び運転に係る許認可手続きにおいても公衆参加制度が設けられており、連邦公害防止法 (Bundes-Immissionsschutzgesetz, BImSchG) で規定されている。以下では、図 1-3 に示す再エネ発電設備の建設及び運転開始までのプロセスの中で、前述の各種連邦法に基づいて公衆参加制度が義務付けられているステップを整理した。

⁷ 畦地啓太、「受容性向上と計画プロセスの効率化に着目したドイツの風力発電所立地ゾーニングに関する研究」(環境情報科学 学術研究論文集)、173頁

⁸ https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/column0279.html

(2022年3月8日)

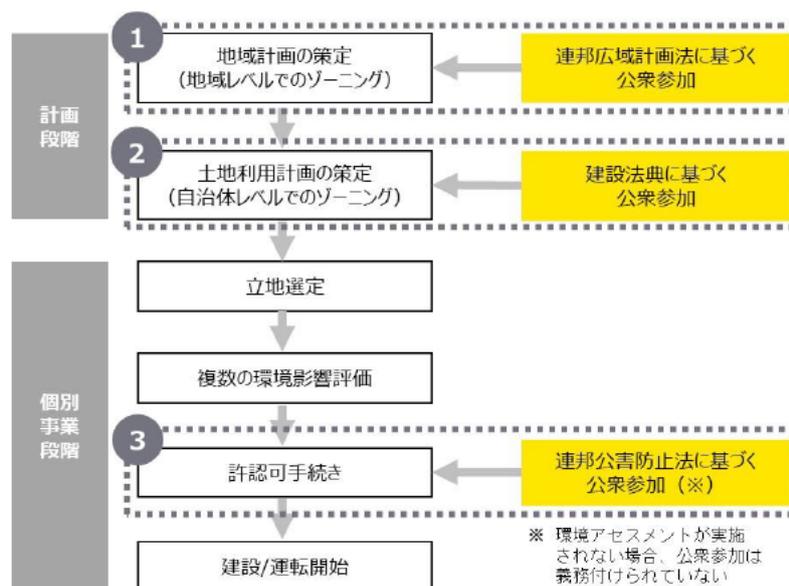


図 1-3 : 再エネ発電設備 (太陽光及び陸上風力) の建設/運転開始までのプロセス

出典：畦地啓太、「受容性向上と計画プロセスの効率化に着目したドイツの風力発電所立地ゾーニングに関する研究」(環境情報科学 学術研究論文集)、173 頁に基づき著者作成

a. 地域計画の策定段階

地域計画は、連邦広域計画法に基づき、主に州全域若しくは州の一部地域を対象として土地の用途が設定され、再エネ発電設備設置のための優先地域 (Vorranggebiete) 及び適切地域 (Eignungsgebiete) についても同様に設定される。当該地域が設定された場合、その適地外への立地は公共の利益と対立するとして原則許可されないことから、事業者は原則として当該計画に従わなければならないが、単に再エネ発電設備の立地を阻止する趣旨での計画は認められないため、計画策定主体は州の再エネ導入目標等を基準として相当量の適地を確保することが求められている。⁹

地域計画の策定にあたっては、戦略的環境アセスメント及び公衆参加が義務付けられており、計画面及びアセス文書は、最低 1 ヶ月縦覧に供し、少なくとも同期間意見の提出を受け付けることが規定されている (同法 第 8 条)。

最終的には、地域議会が計画決定を行った後に、それらが州計画当局によって承認されて施行となる。

⁹ 畦地啓太、「ドイツの風力発電所立地に関するゾーニング策定の方法論-ブランデンブルグ州およびラインラント=プファルツ州の地域計画を事例として-」(日本都市計画学会 都市計画論文集)、640頁

1) 土地利用計画の策定段階

土地利用計画（Fプラン）は、建設法典に基づき、市町村等の自治体レベルの計画策定主体により、当該自治体が管轄する区域の用途が設定され、再エネ発電設備の開発・建設が可能な区域についても同様に設定される。当該土地利用計画は、前述の連邦計画法に基づく地域計画を基に策定され、州レベルで設定された土地の用途について、さらに市町村等の自治体レベルの計画主体により詳細な用途を区域毎に設定される。¹⁰

同法では、風力発電設備の導入促進と環境・景観保全の両立を図るため、1996年に風力発電設備の設置可能な区域に係る新たな規定が追加されている。同法改正により、陸上風力発電設備を郊外部に建設することが可能な建築物の一類型として新たに加えられ（同法第35条1項5号）、風力発電設備の設置可能な用地が拡大された。一方で、当該改正だけでは、無秩序な開発を助長するおそれがあることから、当該改正と同時に、土地利用計画の中で、風力発電設備の促進区域が指定された場合に、区域外での建築を原則的に認めないとする規定が新設され（同法第35条3項3文）、環境・景観保全との両立が図られた。一方、促進区域の設定は計画策定主体に委ねられているため、計画策定主体が狭小な面積の促進区域しか設定しない可能性がある。その場合、十分な再エネ発電設備の用地が確保されていないと判断され、計画が再度検討され、風力発電設備のための用地が確保される。¹¹

公衆参加制度は、土地利用計画の策定段階においても設けられており、当該制度は、土地利用計画の構想案に関する地元住民との議論の場が設けられる「早期の公衆参加」と、地元住民との議論を踏まえた土地利用計画案に対する地元住民からの提案、という大きく2回に分けて公衆参加の機会が設けられている（図1-4）。

¹⁰ 瀬田 史彦、「概説：ドイツの土地利用計画体系-テューリンゲン州マイニンゲン町の事例-」（日本都市計画学会、都市計画報告集）、17頁

¹¹ https://www.econ.kyoto-u.ac.jp/renewable_energy/stage2/contents/column0279.html
(2022年3月8日)

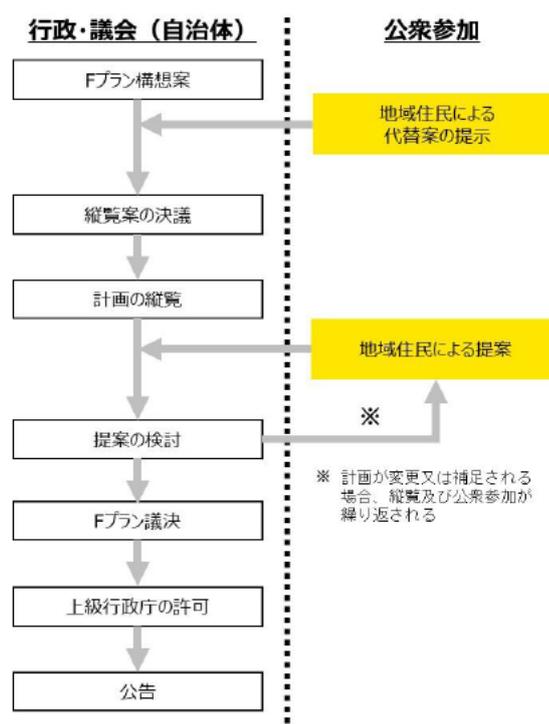


図 1-4 : 土地利用計画 (F プラン) の策定プロセス

出典：山口美貴・大村謙二郎、「ドイツ都市計画策定プロセスにおける市民提案活動の実態に関する研究 -デュッセルドルフ市・エコトープ・ヘルドを事例として-」（日本都市計画学会 都市計画論文集）、296 頁に基づき著者作成

早期の公衆参加は、同法第 3 条 1 項 (※) にて、「市民は都市開発計画の目的及び趣旨、開発計画について検討され得る実質的に異なる解決策、及び計画の起こり得る影響について、できるだけ早く知らされるものとし、議論する機会を与えられる」と規定されている。早期の公衆参加の形式は規定されておらず、各自治体に委ねられている。一般的には、土地利用計画の構想案に関する説明会、公聴会や展示会が開かれ、開催場所、日程及び内容については市町村の広報や地元新聞を通じて市民に公表される。また、参加者については、一般的に関係行政機関、市民、市民団体、事業者、事業者団体、環境団体及び地権者等が参加するケースが多い。¹²

¹² Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gmbHのChief Manging Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

(※) 建設法典 (BauBG) 第3条1項 公衆参加 抜粋 (英仮訳)

The public shall be informed as early as possible of the general objectives and purposes of the planning, of substantially different solutions which may be considered for the redevelopment or development of an area and of the likely impact of the planning; it shall be given the opportunity to express and discuss.

土地利用計画の原案は、1ヶ月の期間、少なくとも30日の期間、又は重要な理由がある場合は、合理的に長い期間、縦覧されなければならない、同期間意見の提出を受け付けなければならないことが規定されている。縦覧の場所と期間、利用できる環境情報の種類に関する情報は、少なくとも1週間前に周知されなければならない。計画原案が変更、若しくは補足される場合には、その原案がもう一度縦覧され、変更や補足が必要なくなるまで縦覧と公衆参加が繰り返される。

最終的には、縦覧された計画原案は市議会の議決と上級行政庁の許可を得て、土地利用計画として法的な効力を得る。

2) 再エネ発電設備に係る許認可手続き

再エネ発電設備の建設に係る許可手続きは、表1-4に示す通り、エネルギー種別及び各発電設備の規模に応じて、連邦公害防止法、若しくは建設法典に基づき行われる。

表 1-4: 各再エネ発電設備の建設に係る許可手続きに係る適用法令

種別		適用法令
陸上風力発電設備	風車高さ ≥ 50 m	連邦公害防止法
	風車高さ < 50 m	建設法典 (BauBG)
太陽光発電設備		建設法典 (BauBG)

出典: <https://www.nedo.go.jp/content/100899752.pdf> (2022年3月8日取得)

BImSchGに基づく許可手続きは高さ50m以上の陸上風力発電設備にのみ、義務付けられており、環境アセスメントが実施されるか否かによって、公衆参加が規定されている通常手続き(同法第10条)か、公衆参加が規定されていない簡易手続き(同法第19条)に分類される。ただし、簡易手続きが認められる場合であって、地域の理解を得るために事業者が自主的に説明会等の公衆参加の機会を設ける場合もある。¹³

¹³ Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gmbHのChief Manging Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

ここで、高さ 50 m 以上の陸上風力発電設備に対する環境アセスメントの実施可否は、環境影響評価法 (Umweltverträglichkeitsprüfung, UVPG) に基づき、風車の設置基数に応じて、環境影響アセスメント (Environmental Impact Assessment : EIA) の実施義務が決定される (表 1-5)。風車の設置基数が 3-19 基の場合は、スクリーニングの対象となり、6-19 基の場合は一般スクリーニング、3-5 基の場合は、サイト固有スクリーニングにより、環境アセスメントの実施有無が決定される。一般スクリーニングは、Annex 3 に定められた基準を考慮に入れて、大まかなテストとして実施され、承認決定の際に考慮されなければならない重大な環境影響を有する可能性がある場合に EIA が義務付けられる。サイト固有スクリーニングは、2 段階で実施される。第 1 段階では、関連する行政機関により、Annex 3 の保護基準に従って特定のサイト条件を有することを確認され、特別なサイト条件が存在しない場合、EIA の実施義務はない。第 1 段階の評価で、特別なサイト条件があることが確認された場合、一般スクリーニングと同様に、承認決定の際に考慮されなければならない重大な環境影響を有する可能性がある場合に EIA が義務付けられる。

高さ 50 m 以上の陸上風力発電設備に対する環境アセスメントは、環境影響評価法 (UVPG) に基づき行われる一方、風車高さ 50 m 未満の陸上風力発電設備及び太陽光発電設備の建設に係る許認可手続きは建設法典 (BauBG) に基づき行われ、環境影響評価法 (UVPG) に基づく環境アセスメントは義務付けられていない。

表 1-5 : 再エネ発電設備の種別毎の EIA の実施義務の有無

種別		EIA 実施義務の有無
陸上風力発電所 (風車高さ \geq 50m)	20 基以上	EIA 実施義務あり
	6-19 基	UVPG 7 条及び Annex 3 の基準に基づく一般スクリーニングにより EIA 実施可否決定
	3-5 基	UVPG 7 条及び Annex 3 サイト固有スクリーニングに基づき EIA 実施可否決定
	3 基未満	EIA 実施義務なし
陸上風力発電所 (風車高さ < 50m)		EIA 実施義務なし
太陽光発電所		EIA 実施義務なし

出典 : <https://www.nedo.go.jp/content/100899752.pdf> (2022 年 3 月 8 日取得)

環境アセスメントが実施される場合、環境アセスメントに係る文書は官報に公示されるとともに、インターネット又は設置場所の地域に流通する地方日刊紙に掲載される。当該文書は、発表後 1 ヶ月間閲覧に供される。一般市民は、表示期間の終了後 2 週間以内に書面又は電子媒体で主管庁に異議を申し立てることができる。産業排出物指令に基づく設備の場合、1 ヶ月の期間が適用される。

【参考】環境影響評価に係る EU 指令

EUにおいて、環境影響評価に関しては環境影響アセスメント（EIA）指令と戦略的環境影響アセスメント（SEA）指令の2種類があり、どちらも一般市民と協議を持つことや一般市民の意見を組み入れることを定めている。

環境影響アセスメント（EIA）指令（85/337/EEC）及びその改正指令（97/11/EC）では、特定の公共及び民間事業の認可の前に当該事業の環境への影響を評価する環境影響アセスメントの手順が定められている。このEIA指令は、「予防原則」に基づくもので建設工事や設備等の計画について広範囲に適用される。事業認可のプロセスでは一般市民や環境関連機関との協議等、あらゆる評価結果が考慮される。

EIAが事業を対象にしている一方、政策、計画、プログラムに対する戦略的環境影響アセスメントを定めているのが、戦略的環境影響アセスメント（Strategic Environmental Assessment/SEA）指令（2001/42/EC）で、こちらも意思決定過程に一般市民の意見を組み入れる仕組みを定めている。SEAの対象は、公共の都市・農村計画や土地利用、交通、エネルギー、廃棄物、水、産業（鉱業を含む）、電気通信、観光事業等の戦略的な計画やプログラム、及び特定の輸送インフラ計画やプログラム等である。

加盟国レベルでこれら指令の要求事項を満たす法整備が認められているため、ドイツ、フランス、スペイン、イタリアの環境影響評価に関連する法令はこれら指令に基づいた内容となる。さらに、EU指令レベルでは、対象となる再エネ設備容量（具体的な閾値等）に関する記載はないため、各加盟国でそれぞれ設定している¹⁴。

(3) 地域への経済的な裨益に関する制度

ドイツでは、再エネ導入目標の達成に向け、2021年1月に施行された「EEG 2021」において、住民たちの風力発電建設への理解を得るために、地元自治体への利益還元のための仕組みが導入された。また、州によっては、地域住民からの出資を募り、地元住民が事業から直接的に利益を得る「市民風車」の取り組みや、風車設置の代償措置として地域に便益を生み出す取り組みを実施している。

1) EEG 2021 に基づく地元自治体への利益還元

EEG 2021では、以下に示す再エネ発電設備の設置事業者について、「発電設備の設置事業者は、実際に供給した電力量1 kWhにつき、毎年0.2セントを、発電設置の影響を受け

¹⁴ 各加盟国の法令リンク：https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3A0J.C_.2021.486.01.0001.01.ENG&toc=0J%3AC%3A2021%3A486%3ATOC

る地方自治体に支払うことができる」と定めている。(EEG 2021 第6条)

- 設備容量が750 kW以上を超える陸上風力発電設備の設置事業者
- 地上設置型の再エネ発電設備の設置事業者 (※)

設置容量が750 kWを超える陸上風力発電設備の設置事業者については、風力発電機を中心として半径2,500m以内に少なくとも一部が含まれる市町村の区域が影響を受けると規定されている。また、この範囲内において自治体に属さない地域がある場合、州法に基づき責任を負う地区が、これらの地域について影響を受けると規定されている。さらに、複数の市町村又は地区が影響を受ける場合、市町村又は地区毎に提示される支払額は、それぞれの市町村の区域又は非法人地域の面積割合に応じて按分される。

地上設置型の再エネ発電設備の事業者については、発電設備が設置されている市町村の領域内にある市町村が影響を受けると規定されている。また、自治体に属さない地域に設置されている場合、州法に基づき責任を負う地区がその地域の影響を受けると規定されている。なお、EEG 2021に基づき当該費用を支払った場合、前年度に支払った金額の償還を系統運用者に請求することができる制度となっている。一般的に事業者は、地域の理解を得るために、当該費用を支払うことに前向きである一方で、自治体側は独立性を損なうことを危惧し、支援を受け入れないケースもある。¹⁵

(※) EEG 2021 第6条 自治体の財政参加による拡大 抜粋 (英仮訳)

(1) *The following operators may offer amounts to the municipalities affected by the construction of their installation through unilateral contributions without consideration :*

① *Operators of onshore wind turbines in accordance with paragraph 2, and*

② *Operators of ground-mounted installations in accordance with paragraph 3.*

(2) *In the case of onshore wind turbines, the municipalities concerned may be offered amounts totalling 0.2 cents per kilowatt hour for the amount of electricity actually fed in and for the fictitious amount of electricity referred to in point 7.2 of Plant 2 if the installation has an installed capacity of more than 750 kilowatts and financial support is claimed for the installation in*

¹⁵ Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gGmbHのChief Managing Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

accordance with this Act or a statutory ordinance issued on the basis of this Act. Municipalities whose municipal area is at least partially within a radius of 2,500 metres around the centre of the wind turbine are considered to be affected. If there are areas in this area that do not belong to a municipality (unincorporated areas), the district responsible under state law is deemed to be affected for these areas. If several municipalities or districts are affected, the amount of the payment offered per municipality or district must be divided according to the share of their respective municipal area or the respective unincorporated area in the area of the area, so that in total no more than the amount according to sentence 1 is offered.

- (3) *In the case of ground-mounted installations, the affected municipalities may be offered amounts totalling 0.2 cents per kilowatt hour for the amount of electricity actually fed in. Municipalities on whose municipal territory the ground-mounted facilities are located are considered to be affected. If the ground-mounted facilities are located in unincorporated areas, the district responsible under state law is deemed to be affected for these areas. In all other respects, paragraph 2 sentence 4 shall apply mutatis mutandis.*

2) 風力発電事業への地元住民の出資参画（市民風車）による利益還元

メクレンブルク・フォアポンメルン州では、2016年にメクレンブルク・フォアポンメルンにおける風力発電設備団地への市民及び市町村の参加に関する法律（Gesetz über die Beteiligung von Bürgerinnen und Bürgern sowie Gemeinden an Windparks in Mecklenburg-Vorpommern, Bürger-und Gemeindenbeteiligungsgesetz-BüGembeteilG M-V）（以下、BGB法）が制定された。同法は、事業によって新たに創出される価値の一部を市民や市町村に還元することを通じて、事業の受容可能性を高めることを目的としている。

同法では、全体の高さが50m以上の陸上風力設備を設置・運営する全ての事業者を対象（ただし、有限会社等社員の責任が有限である形態を有する事業者に限られる）としており、事業者は、以下の購入権者に対して、会社の持分の20%以上を提供しなければならない。

- 建設予定地から5km以内に3ヶ月以上居住している自然人
- 当該設備のある市町村及び建設予定地から5km以内にある市町村

持分の提供は、設備の運転開始の2ヶ月前から行うことができ、地域の日刊紙、事業者ホームページ及び地方計画組合ホームページ上で公告される。また、事業者は、この公告後1ヶ月以内に、地域での住民説明会を開催し、事業や参加に関する質問をする機会を購入権者に付与しなければならない（同法第7条3項・5項）。購入権者は、持分を引き受ける場合、住民説明会の後5ヶ月以内に、購入口数を明記して書面で通知する（同法第9条1項・

2 項)。一方、事業者が持分提供を望まない場合は、持分提供に代えて、市町村や地域住民に対して経済的関与（市町村：調整金の支払い、地域住民：貯蓄商品）を提供することを提案できる。ただし、市町村が持分提供を望む場合、事業者は持分を提供しなければならない（地域住民には選択が与えられていない）。

調整金は、同法第 11 条の算定式に従って年度毎の発電量に応じて支払われる。貯蓄商品は、金融機関によって発行される当該発電事業に関する貯蓄債券（同法 第 12 条）が提供される。ここで、貯蓄債券とは、券面額で購入すると一定の期間経過後に利息を付して償還される債券を指す。事業者が地域住民に対して貯蓄商品の提供ではなく、持分提供を選択した場合においても、事業者は、その他の経済的手法を地域住民に提案することができる。この代表例として、電気料金の割引がある（同法 第 10 条 1 項）。この場合は地域住民に選択権が与えられる。

調整金の用途は、本法で厳格に定められており、市町村は事業者から受け取った調整金を風力発電設備に関する住民の受容可能性向上のために以下に示す用途で使用されることが規定されている。

- 地区景観及び地区と結合したインフラ価値の向上
- 市町村又は地域住民のエネルギー費用ないしエネルギー消費の適正化
- 風力エネルギー及びその生産に関する情報提供
- 文化・教育・余暇に資する市町村の行事や施設への助成

連邦法の EEG においても、上記州法の BGB 法と同様に、風力発電事業への住民参加を促す規定が設けられており、ドイツ全体として市民風車の促進が図られている。EEG では、以下の要件を満たす発電事業者を「エネルギー共同体」と定義し、以下の各種優遇措置を適用している（EEG 2021 第 36g 条）。

- 10 人以上の自然人が議決権を有する構成員又は持分権者であること
- 51%以上の議決権を地域住民である自然人が有し、かつ、10%を超える議決権が特定人に集中していないこと
- 他のプロジェクトを落札していないこと
- 当該事業者が、風力発電設備建設予定地の所有者であるか、又は当該土地の所有者の同意を得ていること
- 設備の建設予定地の市町村等が市民エネルギー会社の 10%以上の割合で資本参加をしていること

ここで、連邦法の EEG と州法の BGB 法はともに風力発電事業への住民参加を促す法律

として風力発電設備の入札及び許可手続きにおいて併存する。¹⁶ただし、図 1-5 に示すように、エネルギー共同体とそれ以外の一般発電事業者で各法令が適用されるタイミングが異なる。

EEG 法におけるエネルギー共同体の要件を満たす場合、入札手続は EEG 法の 39g 条が適用され、入札手続において前述の優遇措置を受けることができる。落札した場合には、連邦公害防止法の許可手続を経て、具体的な建設地点が決まる。そして、以降は BGB 法に従って前述の市民及び市町村の経済的な参加機会が与えられる。

一方、エネルギー共同体以外の一般発電事業者の場合には、連邦公害防止法の許可を取得した後に EEG 法 36 条等に基づく入札手続に移る。エネルギー共同体の場合、この時点で具体的な立地地点が決定され、落札した場合は当該立地地点でのみ風力発電設備を建設される。そして、以降は BGB 法に従って市民及び市町村の経済的な参加機会が与えられる。

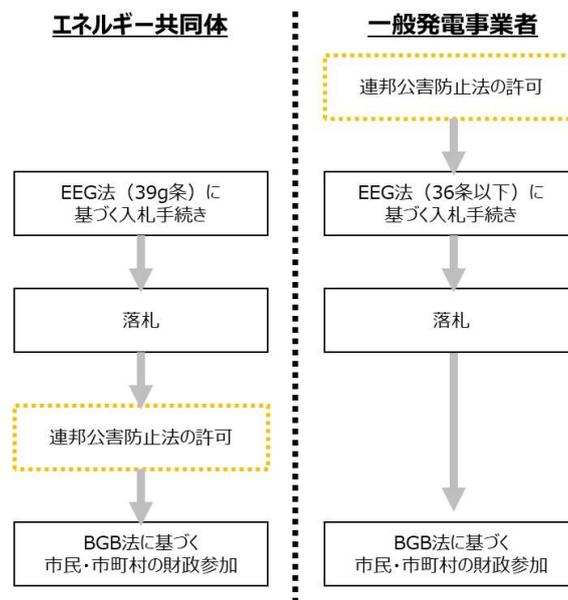


図 1-5：エネルギー共同体とそれ以外の一般発電事業者の各法令適用タイミング

出典：高橋寿一、「陸上風力発電設備の建設と市民参加 -ドイツ法における近年の動向を中心として-」(専修法学論集 第134号)、79-81頁に基づき著者作成

3) 代償措置による地元への便益提供

ブランデンブルク州では、2021年に連邦州として初めて「ウィンドクラフトユーロ(Windkraft-Euro)」を導入した。風力発電機を1基設置する毎に、事業者は風力発電機が

¹⁶ 高橋 寿一、「陸上風力発電設備の建設と市民参加 -ドイツ法における近年の動向を中心として-」(専修法学論集 第134号)、79-81頁

ら3 km以内に位置している自治体に年間1万ユーロを支払う義務を負う。¹⁷

(4) その他住民理解促進のための制度

陸上風力発電の建設に対する住民の反対運動が強まっている状況を受けて、政府は「2030気候保護プログラム」において、今後住宅地から1,000 m以内の風力発電施設の新設や増強を禁止することを明記していたが、この規制のために今後の陸上風力の拡大が阻まれる可能性があり、風力発電業界からは反発の声があがった。¹⁸このような反発を受けて、バイエルン・キリスト教社会同盟(CSU)とキリスト教民主同盟(CDU)の連立政権とドイツ社会民主党(SPD)は協議を重ね、2020年5月に当該1,000m離隔ルールの考えを取り下げること合意した。代わりに、政府は各州に住宅地から最大1,000 mまでであれば、独自ルールとして州法に定めることが可能となった。¹⁹

1.3.2 イギリスにおける制度

※本調査では、イギリスとはイングランド及びウェールズ地域の意味で用いる。

(1) 再エネ事業の現状と基本的な法制度

イギリスは、世界で初めて気候変動対策を法制度化した国であり、先進国の中でも最も早くから法制度化を進めてきた歴史を持つ。2008年には、今後50年にわたる気候変動対策を規定した世界初の法律である「気候変動法(Climate Change Act)」を制定、これは、温室効果ガス排出量の上限值、炭素予算(Carbon Budget)を5年毎に設定する枠組みを定めたものである。

また、2019年6月には2016年のパリ協定に基づき、2050年までにすべての温室効果ガス(GHG)排出量をゼロにするという目標を法的に定めた世界初の主要経済国となった。その後、目標値の設定と見直しを経て、現行の目標値は2021年4月に発表された「2035年までに1990年比で78%削減すること」となっている²⁰。

¹⁷ <https://www.tagesspiegel.de/berlin/erneuerbare-energien-in-brandenburg-der-windkraft-euro-soll-kommen/24445656.html> (2022年2月28日取得)

¹⁸ <https://ieei.or.jp/2019/12/special201704017/> (2022年3月8日取得)

¹⁹ [German government drops the idea of a nationwide 1000m distance rule | WindEurope](#) (2022年3月8日取得)

²⁰ 2035年温室効果ガスを1990年比78%削減へ、洋上風力拡大に期待(英国) | グリーン成

現状、再エネの主力は洋上風力発電であり、2004年に制定された「エネルギー法 (Energy Act)」に再エネ振興、洋上風力発電設置に関する規定等が盛り込まれたこと契機に、2020年11月に公表された“Ten Point Plan for a green industrial revolution”では、洋上風力発電の導入目標値を現在の4倍となる40GW（浮体式洋上風力1GWを含む）まで引き上げており、実現すれば、イギリスの一般家庭の全電力使用量以上の電力が洋上風力発電により賄われることになる。

1) CfD 制度改正に伴い重点項目とされた地域コミュニティとの共生

2020年にCfD制度に関する改正案 (Proposed amendments to the CfD scheme : government response to the consultations) が公表され、複数の改正目的のうちの一つに、コミュニティ支援が含まれることとなった。これにより、今後のCfD制度の運用に際しては、地域コミュニティとの共生、再エネ事業に派生する地域貢献に重きが置かれることになる。なお、CfD制度に関する改正目的²¹は以下の通り。

- ネットゼロの実現：経済全般の法定目標で引き上げられた目標値を推進
- バリューフォーマネーの達成：政府の支援による再生可能エネルギー発電のコスト削減、及び一般家庭及び事業者に安全で適切な価格のクリーンエネルギー供給を実現
- コミュニティ支援：デベロッパーが地域コミュニティの声に耳を傾け、エネルギー開発に地方の環境・経済の実情を反映
- 低炭素経済の推進：生産性を上げ、地域の成長促進
- エネルギーの安全保障の維持：低コストを達成し、低炭素発電網を実現するのに必要な新たな電源の導入推進

(2) 再エネ設備設置に係る理解促進のための法制度

イギリスにおいて太陽光発電所や風力発電所を建設する際に、事業者に対して地域コミュニティに対して計画を説明し、理解を求め、地域側の意見を聴取する義務等を直接的に課

長を巡る世界のビジネス動向 - 特集 - 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ (jetro.go.jp) : https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2021/0401/aa_daa8339e8db539.html (2022年3月9日取得)

²¹ Contracts for difference for low carbon electricity generation, consultation on proposed amendments to the scheme: <https://www.gov.uk/government/consultations/contracts-for-difference-cfd-proposed-amendments-to-the-scheme-2020> (2022年3月9日取得)

している法令は、都市計画法（Town and Country Planning Act、TCPA）のみである。事業計画地内に立木がある場合は、環境法も適用されることがあり得る。

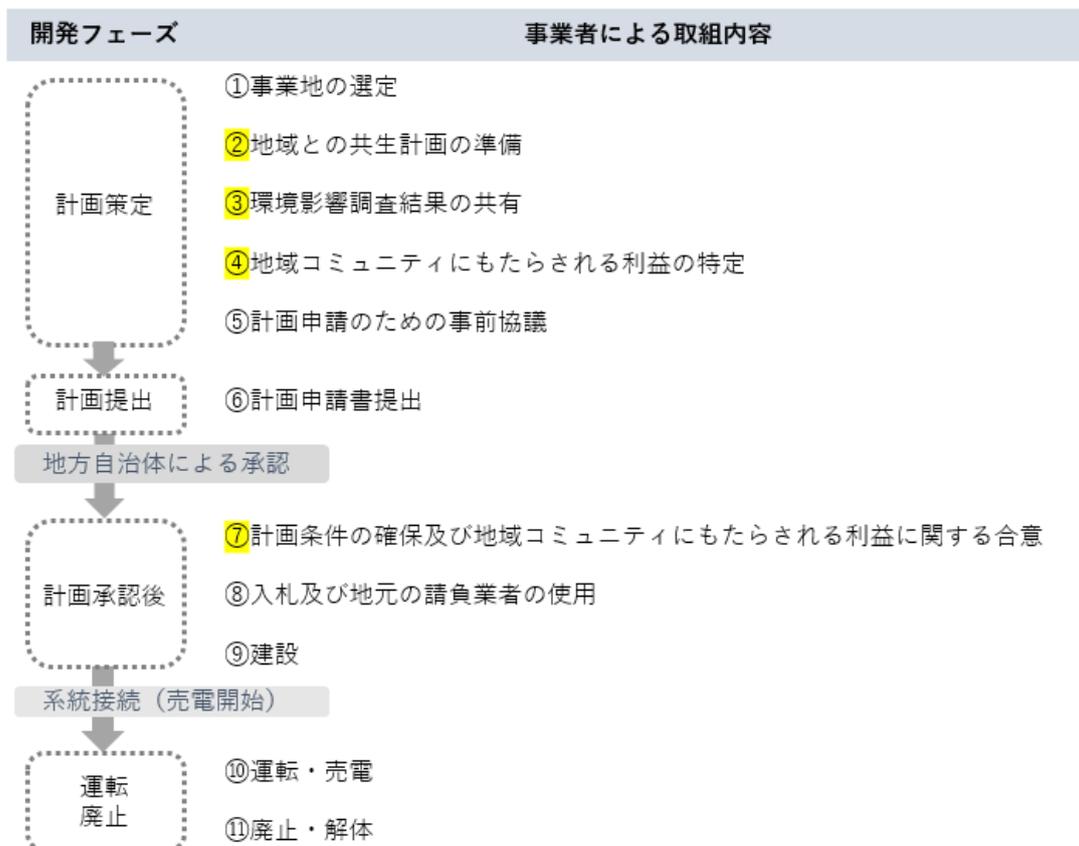
イギリスの再エネ事業に適用される規制及び枠組みは包括的で、主にガス法（1986年）、電力法（1989年）、公益事業法（2000年）、都市計画法（1990年）、環境法（2021）、再エネ法（2015）及びエネルギー法（2004年、2008年、2010年、2011年及び2013年）等が適用されるが、気候変動法やエネルギー法においては、再エネ導入時における住民説明会の開催等、住民の理解促進に係る条項は設定されていない。

1) 都市計画法（TCPA）に基づく理解促進のための手続き

再エネ設備の開発・建設については、都市計画法（Town and Country Planning Act、TCPA）の中で近隣地域開発に関する規制（Neighbourhood development orders）が適用される。

同法第61W条及び第61X条では、近隣地域を包括した開発計画を作成することをはじめ、地域理解促進に資する内容や、開発計画の申請に先立ち地域コミュニティと対話を実施することを義務付けている。

都市計画法に基づく50MW未満の再エネ設備を開発・建設する場合の手続きは、図1-6に示すとおりである。なお、50MW以上の再エネ設備の設置に関しては、全国的に重要なインフラプロジェクト（Nationally Significant Infrastructure Projects（NSIPS））と位置付けられ、TCPA第61W条及び第61X条の地方自治体承認に加えて、エネルギー国務長官（the Secretary of State for Energy and Climate Change）による計画に対する同意が必要となる。



【凡例】黄色ハイライト:事業者と地域コミュニティの対話が必要なプロセス。

図 1-6 : TCPA に基づく再エネ発電設備の建設/運転開始までのプロセス
(設備容量 50MW 未満)

出典 : Community Engagement for Onshore Wind Developments : Best Practice Guidance for England : [https :](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040627/community-engagement-and-benefits-from-onshore-wind.pdf)

[//assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040627/community-engagement-and-benefits-from-onshore-wind.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040627/community-engagement-and-benefits-from-onshore-wind.pdf)、(2022年

3月9日取得)より著者作成

事業者は、計画策定段階において、説明会、公聴会や展示会等の方法を用い②地域との共生計画の準備、③環境影響調査結果の共有及び④地域コミュニティにもたらされる利益の特定を行う。この説明会、公聴会や展示会等で住民から意見を聴取し、それら意見を計画に反映した後に、地方自治体へ計画を提出し承認を求めることができる。

計画が承認された後、事業者は具体的な開発・建設の諸条件を満たすために取り組むことになるが、その中で⑦地域コミュニティにもたらされる利益に関する合意を取りまとめる。この⑦地域コミュニティにもたらされる利益に関する合意について TCPA はその方法まで定めていないが、政府機関より再エネ設備の種類毎発行されているガイダンスの中に

その具体的な内容が述べられている(このガイダンスは、2020年にCfD制度に関する改正案(Proposed amendments to the CfD scheme: government response to the consultations)の中に記載されている目的の一つであるコミュニティ支援について具体的な方向性を示すもので、法的拘束力は無い。)

陸上風力のガイダンスに示される例によると、合意の方法について次のとおり説明されている。

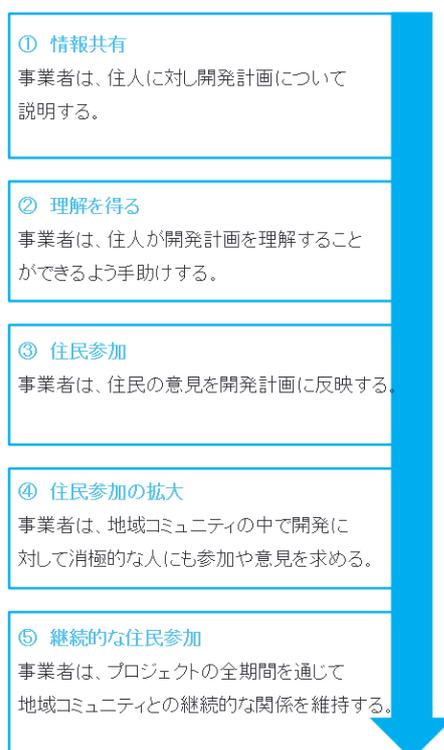


図 1-7: 地域コミュニティとの合意形成のステップ

出典: Community Engagement for Onshore Wind Developments: Best Practice Guidance for England [https:](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040627/community-engagement-and-benefits-from-onshore-wind.pdf)

[//assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040627/community-engagement-and-benefits-from-onshore-wind.pdf](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1040627/community-engagement-and-benefits-from-onshore-wind.pdf)、(2022年3月9日取得)より抜粋

また、2021年12月にビジネス・エネルギー・産業戦略省が公表した「Community Engagement and Benefits from Onshore Wind Developments Good Practice Guidance for England」の中では、COVID19の影響による制限下での、事業者の対応事例が紹介され、地域コミュニティとの連携をCOVID19の影響による制限下でも継続する方法が説明されている。

事例：ベリーバーン風力発電所の事業者と地域との関係構築事例

発電所所在地：スコットランド北東部のベリーバーン風力発電所

事業者：Statkraft 社

設置容量：37.8 MW

COVID19 による制限への対応

Statkraft 社は、COVID19 による影響により、本来対面で行っていた地権者との交渉や地域コミュニティ向けの説明会をオンラインに切り替えて実施した。これにより、地域コミュニティに対する情報提供や、同コミュニティとの関係構築を中断することなく 2020 年も継続することができ、COVID19 による発電所計画の遅延を防ぐことができた。

【本事例の成功要因】

- 事業者は地域コミュニティの代表者に対し、住民がより参加しやすくなる具体的な方法についてアドバイスを求め、それに従った。
- 事業者は、プロジェクトの Web サイトを作成・公開し、ビデオや関連文書、ニュースレター、各種調査結果等を公開した。
- 事業者は、地域コミュニティ向けの連絡を正確で円滑なものにするために、連絡網を作成し、重要な情報を発信した。

出典：Community Engagement and Benefits from Onshore Wind Developments Good Practice Guidance for England：[Community Engagement and Benefits from Onshore Wind Developments : good practice guidance for England](https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1031913/TCPA_EIA_Screening_Matrix_2017_Regs_Nov_2021.pdf) ([publishing.service.gov.uk](https://assets.publishing.service.gov.uk))、(2022 年 3 月 9 日取得) より抜粋

2) 事業計画地内に立木がある場合のみ適用される可能性がある環境法について

TCPA 以外で、地域コミュニティとの対話を義務付ける規定がある法令として環境法がある。環境法 (Environment Act 2021) 第 115 条 (1) 及び (2) において、道路等の建設に係る立木の伐採について地域との対話が義務付けられている。そのため、再エネ施設や接続道路等の建設に際し立木を伐採する場合、この法律が適用される可能性がある。

加えて、法的な拘束力はないが、「環境影響評価」が適正に行われているかを確認するための評価表²²、土地利用についての項目にて、開発により影響を受ける可能性のあるコミュニティ、例えば、住宅、人口密集エリア、各種産業についての確認が含まれている。

²² THE TOWN AND COUNTRY PLANNING (ENVIRONMENTAL IMPACT ASSESSMENT) REGULATIONS 2017 SCREENING MATRIX：https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/1031913/TCPA_EIA_Screening_Matrix_2017_Regs_Nov_2021.pdf (2022 年 2 月 28 日取得)

(3) 地域への経済的な裨益に関する制度

イギリスには、ドイツの EEG 2021 やウィンドクラフトユーロ (Windkraft-Euro) のような再エネ事業からの直接的な地域への裨益について規定する法令はない。

間接的に裨益する可能性のある仕組みとして、ビジネス・エネルギー・産業戦略省は、地域経済への投資、地域インフラの改善、生物多様性の保全等にかかる複数の仕組みを列挙したうえで、特に次の3つの制度について詳細に説明している²³²⁴。

表 1-6：間接的に裨益する可能性のある仕組み

名称	内容
Community Benefit Fund	Community Benefit Fund は、事業者が基金に金銭を支払う仕組みで、基金は地域が事業を行う際の資金調達に利用される。この基金は、地域社会にとって長期的で信頼性が高く柔軟な資金源として、地域、経済、社会、環境分野のプロジェクトに利用される。基金に預けられる発電所収益からの拠出金は、設置された陸上風力発電容量毎に支払われる固定年額、利益又は電力出力測定にリンクされた変動年額、一括払い、又はこれら3つ全てを混合した算出方法のいずれかで決定される。
In-kind benefits	Community Benefit Fund が地域が事業を行うための資金調達に利用できるのに対し、In-kind benefits は事業者から地域に直接提供される金銭、例えば、重要な地域インフラの更新への資金提供、電気料金割引制度や共有所有権の機会等を指す。In-kind benefits の利点は、基金等と並行して提供することができるに加え、都度、資金配分を検討及び管理する必要がある基金と異なり、より長期的で戦略的な対象へ直接貢献できる点である。

²³ Community Engagement and Benefits from Onshore Wind Developments Good Practice Guidance for England: [Community Engagement and Benefits from Onshore Wind Developments: good practice guidance for England \(publishing.service.gov.uk\)](https://publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/274571/Community_Energy_in_the_UK_part_2_.pdf) (2022年3月9日取得)

²⁴ Community Energy in the UK: Part 2 Final report: https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/274571/Community_Energy_in_the_UK_part_2_.pdf (2022年3月9日取得)

Shared ownership	地域コミュニティが発電所の共有所有権から利益を得る方法で、地域コミュニティが開発主体となって所有権の全部を取得する場合も含む (Ambition Community Energy 等)。事業者と地域による共有所有権には、ジョイントベンチャー、収益の共有、分割所有権の3つのスキームがある。
------------------	--

出典：Community Energy in the UK：Part 2 Final report、Community Engagement and Benefits from Onshore Wind Developments Good Practice Guidance for England より著者作成

イギリスにおけるエネルギー共同体 (Shared ownership)

Shared ownership は、欧州各国で活用されているエネルギー共同体の制度と類似の制度であり、これは、2014年に国が策定したコミュニティエネルギー戦略でその機会の提供に努めることとされている。並列して、再エネ法 (Infrastructure Act 2015) 第38条で「The community electricity right (直訳：コミュニティの電気権利)」と呼ばれる権利が定められており、こちらも欧州各国で活用されるエネルギー共同体に相当する仕組みである。法第38条(1)は、「国は、コミュニティの住民個人又はグループが再生可能エネルギー施設へのステークを買う権利を与える規則 (regulations) を定めることができる」と規定し、エネルギー共同体の設置を認めている。

この Shared ownership とエネルギー共同体という非常に似通ったスキームが並立している状況について、再エネ法の解釈を説明する文書を参照すると、Shared ownership とエネルギー共同体との関連性について、「前者はあくまでも事業者の自主性に任せるもので、それ代替となり得るのがエネルギー共同体である」と説明されている。

運用状況としては、地域コミュニティ側は発電所の一部所有に前向きな態度を示しているが、実際には所有に至らない場合が多い (Tomei, 2017)。これは、あくまでも機会提供が義務であり、計画が承認された後に実際に地域コミュニティが所有権を有しなくても罰則は無いためである。地域コミュニティによる発電所の一部所有が困難な理由としては、コミュニティが商用開発者と同じ規模の経済基盤を持たないため投資リスクを取ることができない点が挙げられる²⁵。

²⁵ Peak wind: the social acceptance of wind energy in Cornwall (2017), Dr Julia Tomei, UCL Institute for Sustainable Resources

事例：Cornwall 郡の Community benefit funds

- コーンウォール郡は英国南西部に位置する郡で人口約 50 万人、面積 3,559 km²。人口密度が英国で最も低い郡の 1 つである。
- 2009 年時点で 57.8MW だった再エネ設備が、2015 年までに 604.6MW に増加した。開発が短期間で局所的に進んだ地域であり、2016 年には英国 56 郡のうち再エネ設備の容量（熱と電気の両方）が 4 番目に大きい郡となった。この容量の大部分は太陽光（72%）によるもので、陸上風力は 16%を占めている。
- コーンウォール郡で運用されている Community benefit funds は、2014 年に風力発電事業から 1,000 万ポンドを超える収入を計上した。
- 収入は、幅広い用途に利用できることが重要とされ、フードバンクや地元のお祭り、レイプや性的行為の被害者に対する支援、小中学校への LED ライトの提供等に活用されている。
- 風力エネルギーに対し根強い反対をしていた一部の人は、風力から地域の利益が得られる可能性があることを受け入れたがらなかったが、Community benefit funds の管理者によると、風力発電所に激しく反対していた個人からの利用申請も確認しており、誰もが申請し、活用できる運用がなされている。

(4) その他住民理解促進のための制度

イングランドとウェールズの登録チャリティー団体である ber trust が運営する National Solar Centre は、太陽光発電設備の設置に係るガイダンス“Planning guidance for the development of large scale ground mounted solar PV systems”等を発行し再エネ導入に対する事業者の取り組みと地域の理解促進をサポートしている。

1.3.3 フランスにおける制度

(1) 再エネ事業の現状と基本的な法制度

国家レベルの気候変動対策として、2019 年 11 月に施行されたエネルギー気候法 (Loi énergie-climat) において、2030 年までに化石燃料の消費量を 2012 年比で 40%削減し、再エネの電源比率を 33%にするという目標が掲げられている。この目標を達成するため、具体的な中期目標と施策の優先順位を定めた複数年エネルギー計画 (Programmation pluriannuelle de l'énergie、PPE) が設定されており、5 年毎に見直しが行われる。2019 年から 2028 年をカバーする (第 1 期：2019 年～2023 年、第 2 期：2024 年～2028 年) PPE の中で、セクター毎の GHG 削減目標や再エネの電源種別の導入目標、その目標達成のために講ずる施策等が示されている。

再エネを含む電力及びガス事業に関する全般的な規定は、2011 年に制定されたエネルギー法典 (Code de énergie) において規定されている。これは発電、送配電事業や消費者保護、再エネ・省エネ、FIT/FIP 制度に関する各種規制等を網羅した法典である。

(2) 再エネ設備設置に係る理解促進のための法制度

1) 気候変動対策・レジリエンス強化法

2021年8月に新たに施行された気候変動対策・レジリエンス強化法（LOI n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets）は、選ばれた市民約150名からなる気候変動市民会議（La Convention citoyenne pour le climat）の提言を立法化したものである。気候変動に係る目標を達成するため、消費、生産と労働、移動、住宅、食という5つのテーマに沿った施策を講じており、気候変動対策・レジリエンス強化法の施行に伴い段階的にこれらの施策が実行される予定になっている。

再エネ設備の設置に関する施策としては、商業施設やオフィス、駐車場へのソーラーパネル設置義務の強化や、風力発電所の設置に際して地方自治体の首長による意見陳述が可能になったことが含まれている。

なお、同法は元々反政府デモ（所謂「黄色いベスト運動」）の反省を踏まえて、市民の声を反映させるための施策として検討が進められ、フランスでも前例のない特異な立法手続きであった。

上記気候変動対策・レジリエンス強化法²⁶において、「地域エネルギー委員会（comités régionaux de l'énergie）」の設置義務をエネルギー法典²⁷の中に組み込むことが規定されている。地域エネルギー委員会は、「地域評議会の議長と知事が共同議長を務め、地域レベルでの再エネ開発や目標設定、監視、評価等、地域に影響を与えるすべてのエネルギーに関する議題について協議する場であり、国のエネルギー目標を達成するために地域毎の再エネの開発目標を提案する場」であると規定されている。

2) 都市計画法及び環境法

個別の再エネ設備の設置は、都市計画法（Code de l'urbanisme）及び環境法（Code de l'environnement）の規制を受ける。250kW以上の地上設置型太陽光発電、高さ50m以上若しくは20MW以上の陸上風力発電、洋上風力発電の場合、都市計画法で規定される建設許可の申請と共に、環境アセスメントの対象となる。²⁸環境アセスメントの対象となる場合には、環境法 L.123-1~L.123-18 に基づく公聴会（l'enquête publique）の実施が義務付けられている。公聴会は、独立した調査委員会によって実施される。所管官庁は15日以上前

²⁶ LOI n° 2021-1104 du 22 août 2021 portant lutte contre le dérèglement climatique et renforcement de la résilience face à ses effets Article 83, I, 2°

²⁷ Code de énergie Article L141-5-2

²⁸ Code de l'environnement Annexe à l'article R122-2

に公聴会を実施することを市民に通知し、環境アセスメントの結果報告書や、その結果に対する行政当局の意見、調査委員メンバー等をウェブサイトや地域の出版物等に公表する

その上で30日間以上の公聴会を実施し、ウェブ等を通じて一般市民の意見を募る。また、必要に応じて調査員と市民及び関係者の間で討論会を開催することもできる。調査期間終了後、調査委員が意見を取りまとめて報告書として所管官庁に提出する。その意見も踏まえて、最終的に建設許可申請の受諾あるいは却下が決定される。

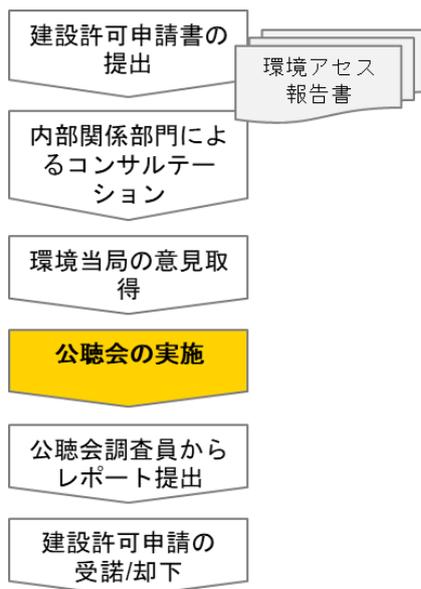


図 1-8 : 環境アセスメントの対象となる再エネ設備の建設許可と公衆参加制度のフロー

出典 : Guide instruction demandes autorisation urbanisme - PV au sol, janvier 2020, Ministère de la Cohésion des territoires et des relations avec les collectivités territoriales / Ministère de la transition écologique et solidaire に基づき著者作成

(3) 地域への経済的な裨益に関する制度

他の EU 諸国と同様、エネルギー共同体の設立が認められている。これは EU の Renewable Energy Community, CER (EU Directive 2018 / 2001, promotion of the use of energy from renewable sources, Art. 21, 22) に基づき設定された枠組みで、フランス国内ではエネルギー法典の L.291-1~L.294-1 において「再エネ共同体」が定義されている。

フランスにおいて「再エネ共同体」は個人、中小企業、地方自治体等が、自由意志で参加するグループであると定義され、その設立の主目的は、財政的利益のみでなく、地域の環境、経済、社会的利益を提供することされている。また、再エネ共同体は、再エネ由来の電力の発電、蓄電、消費、販売を行うことが可能とされている。再エネ共同体による再エネ事業では、参画した市民の投資に対する配当益以外に、地元での雇用創出や税金の外部流出の防止といった観点からも地域への経済効果が期待されている。

エネルギー共同体の事例：ピオラン市における太陽光発電所²⁹

2019年10月18日に運転を開始した、フランス南西部に位置するボークリューズのピオラン市に位置する太陽光発電所は、フランス初の浮体式太陽光発電であるだけでなく、エネルギー共同体の仕組みを導入した成功事例として知られている。

当該発電所は、Akuo Energy社により閉鎖されたピオラン採石場の中にある人口湖を活用して建設されたもので、設備の設置面積はおよそ17ha、発電容量は17MWにのぼる。これは近隣4,633世帯分の消費電力を賄う発電量である。また、人口湖にパネルを設置したことにより、土地利用をめぐる紛争を回避することができた点も特筆すべきである。

発電所の運営母体としてのエネルギー共同体設立にあたっては、約1700万ユーロの参加型投資が集められ、近隣住民やこの地域の利害関係者が出資した。地元市も一出資者として他の出資者と同じ条件で参加している。建設資金は、金融機関であるNatixis Energecoが1,280万ユーロのノンリコースローンを提供した。

また、エネルギー共同体の運営と併せて実施されている地域貢献として、Akuo財団とAkuo Energyチームが活動しており、再エネと環境保護の重要性についてのワークショップを子供たち向けに定期的実施している。ワークショップの内容は、農業生態学、生物多様性、エネルギー転換の仕組み等、多岐にわたる。ピオラン市長のLouis Driey氏は、「このような太陽光発電所を、市と市民がサポートしてきたことを誇り思うフランスで最初の「ポジティブエネルギー」の町として再エネを推進していく。」とコメントしている。

1.3.4 スペインにおける制度

(1) 再エネ事業の現状と基本的な法制度

気候変動対策を目的として制定された気候変動・エネルギー転換法（Ley 7/2021 de cambio climático y transición energética）において、2030年までにGHG排出量を23%削減することを規定している。同法において言及されている「統合国家エネルギー及び気候計画（PNIEC：Plan Nacional Integrado de Energia y Clima）2021-2030」をスペインの新しいエネルギー政策及び気候変動政策の指針としており、この枠組みの下で、総消費量の32%を再エネ由来とすることを目標としている。

スペインにおける2019年の時点での発電量は、37%が再生可能エネルギーによるものとなっている。主な再生可能エネルギーの供給源は風力20%であり、次いで水力9%、太陽光6%バイオマス2%である。

²⁹ <https://ciel-et-terre.net/de/akuo-energy-launches-the-construction-of-the-first-floating-solar-plant-in-france-and-the-most-powerful-in-europe/>（2022年2月24日取得）

スペインの再生可能エネルギーの関連法令及び規制機関について表 1-6 及び表 1-7 に示す。

表 1-6 : スペインにおける再生可能エネルギー関連法令

電力セクター法 (Ley 24/2013, de 26 de diciembre, del Sector Eléctrico)	電力の供給を保証し、安全性、品質、効率、客観性、透明性、最小コストという観点から消費者のニーズに適合させるために電力セクターの規制を規定するための法令
気候変動・エネルギー転換法 (Ley 7/2021 de cambio climático y transición energética)	パリ協定における目標の達成遵守に係る法令
Real Decreto 1955/2000 de 1 de diciembre por el que se regulan las actividades de transporte, distribución, comercialización, suministro y procedimientos de autorización de instalaciones de energía eléctrica (“RD 1955/2000”)	電気設備の輸送、流通、商業化、供給及び認可手順に係る規制
国家電力市場再編法 (Ley 40/1994, de 30 de diciembre, de ordenación del Sistema Eléctrico Nacional.)	国内全域における一般的且つ基本的な発電、送配電、系統の統一的運営、各国間取引等に関するエネルギー供給に係る規制
環境アセスメント法 (Ley 21/2013, de 9 de diciembre, de evaluación ambiental.)	環境アセスメントに関する要件等を規定

出典：各種法令に基づき著者作成

再エネ設備の設置については、国家電力市場再編法 (Ley 40/1994, de 30 de diciembre, de ordenación del Sistema Eléctrico Nacional.)、第5条に基づく都市計画との調整が必要となる。都市計画は、自治州の権限で定められるため³⁰実際の再エネ設備の開発・建設

³⁰ スペイン憲法第148条第1項第3号にて、自治州の権限 22 項目が列記されており、空間計画、都市開発と住宅はこの中に含まれるため、自治州の権限に属するものとされている。

に際しどの規制が適用されるかは、州毎の条例等によることになり、また、設置に係る許認可も自治州の所管である³¹。

表 1-7：スペインにおける再生可能エネルギー規制機関及び関係機関

環境移行・人口問題省 (Ministerio para la Transición Ecológica y el Reto Demográfico)	エネルギーに関する法及び政策の策定、監督、及び規制権限を有する
国家市場・競争委員会 (CNMC : Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia)	エネルギー規制委員会 (CNE : Comisión Nacional de Energía) や国家競争委員会 (CNC : Comisión Nacional de la Competencia) 等 6 つの組織の統合により 2013 年に設立。エネルギーや電気通信分野、競争環境等の規制監督機関
スペイン電力系統会社 (REE : Red Eléctrica de España S.A.)	スペイン全域の送電網を一元管理する送電事業者
イベリア卸電力市場 (MIBEL : Iberian Electricity Market)	スペインにおける卸電力市場。2006 年にスペイン卸電力市場 OMEL とポルトガル卸電力市場 OMIP が統合
スペイン太陽光発電連合 (UNEF : Unión Española Fotovoltaica)	太陽光発電関連企業の連合体として、技術認証や、法的枠組みや政策への提言等幅広い業務を行っている

出典：各種法令に基づき著者作成

なお、屋根置き太陽光の設備設置については、新築建築物に対する規制（スペインにおける建築基準法）と、既存建築物に対する規制（EU のエネルギー効率に関する指令 27/2012/EU に準拠）の 2 つが適用される。

さらに、建物におけるエネルギー効率を規制する技術建築基準法 (CTE) (2006 年 3 月 17 日の王政令 314/2006) があり、一定規模以上の新設の建物において太陽光パネルを設置することを義務付けている。また、同法によりソーラーパネルの設置許可と設置価格の要件が緩和されたことから、家庭や企業向けのソーラーパネルの需要が増加している。都市部に設置する場合は、地権者と近隣コミュニティと地方自治体の許可が必要と規定している。

³¹ Royal Decree 661/2007第5条により、再エネ施設の設置等に係る許認可は、自治州や自治体の所管。

(2) 再エネ設備設置に係る理解促進のための法制度

再エネ設備設置に係る理解促進のための法制度として、以下の法制度及び仕組みが存在する。

1) 環境アセスメントにおける理解促進

環境アセスメントに関しては、環境アセスメント法 (Ley 21/2013, de 9 de diciembre, de evaluación ambiental.) の規制を受ける。同法アネックス I において、環境アセスメント制度の適用対象については、風力発電に関して風車タービンが 50 基以上、30MW の容量以上、若しくは稼働中、建設中、行政認可、環境影響評価の申請を提出している等の段階にある他の風力発電所から 2km 未満の風力発電に関する設置が対象となっている。

環境アセスメントの対象となる場合には、Real Decreto Legislativo 1/2008 に基づく公衆参加が規定されている³²。この中では、公衆意見の聴取を目的とした公聴会の実施や 30 日間の環境影響アセスメントレポートの回覧及びコメントの反映等が求められている。

2) 再エネプロジェクト事業者のための各種関連法令解説マニュアル

再エネに関する法律や EIA に、地域コミュニティとの対話や理解促進を規定する内容は含まれておらず、原則的には土地の使用 (購入、賃貸等) に関する契約を土地所有者と締結するのみとなる。

それ以外に、大規模な再エネプロジェクトを進める事業者のため、各種関連法令を解説したマニュアル“Manual de Procedimiento para la Autorización de PROYECTOS DE INTERÉS COMÚN de Energía en España” (スペインのエネルギー共通のプロジェクトの承認手続きマニュアル、エネルギー産業省エネルギー省長官発行) が発行されている。同マニュアルにおいて、大規模な再エネプロジェクトの申請手続きの中で、地域の理解を得るための取り組みが下表の 4 つの段階を経て行われることが示されている。なお、下表のプロセスは通常 24-27 ヶ月間程度の時間を要し、プロジェクトの承認前に、市民参加報告書、EIA、プロジェクト実行報告書が作成、提出される。

³² <https://www.elaw.org/eialaw/spain> (2022年3月10日取得)

表 1-8 : 再エネプロジェクトの認可手続きと市民参加の機会

	手続きフェーズ	市民参加の機会提供 (事業者が地域コミュニティから理解を得るための働きかけ)
①	申請書提出 範囲、条件、場所、影響評価、予防・是正措置、詳細な実施プロセス(蓄電、系統連系、配電等)等の前提条件を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報パンフレットの発行 ・ 影響を受ける当事者に通知し、意見を収集
②	プロジェクトの受理	影響を受ける当事者の代表者を、関連する懸念に対処するため、特定の会議に招待。例えば、周囲への影響、サイトの持続可能性等
③	プロポーザルの分析	承認前に、影響を受ける当事者との直接のコミュニケーションを確保
④	提案の承認	—

出典 : Manual de Procedimiento para la Autorización de PROYECTOS DE INTERÉS COMÚN de Energía en España に基づき著者作成

(3) 地域への経済的な裨益に関する制度

他の EU 諸国と同様、エネルギー共同体の設立が認められている。これは EU の Renewable Energy Community, CER (EU Directive 2018 / 2001, promotion of the use of energy from renewable sources, Art. 21, 22) に基づき設定された枠組みで、スペイン国内では 2020 年 6 月 23 日に制定された The Royal Decree-law 23/2020 (RDL 23/2020) Article4 に基づき運用されている。

RDL 23/2020 は、経済を活性化し再エネ電源への転換を促進することを目的とし、「エネルギー共同体」を活用して再エネの生産、消費、貯蔵、共有、販売等の活動を認めている。

スペインにおいて、エネルギー共同体とは、「誰に対しても開かれ、自発的な参加に基づく法人であり、同法人が所有・開発する再エネ設備はパートナーやメンバーによって自律的かつ効果的に管理され、そのパートナーやメンバーは自然人、中小企業、地方自治体で構成される。金銭的な利益でなく、パートナーやメンバー、又は事業を行う地域の環境、経済及び社会に利益を与えることを主たる目的とする。」と定義されており、地域コミュニティは投資の配当を受け取ったり、安価な電力を購入したりすることができる。

エネルギー共同体の事例：NGO Sustainability Observatory

- ・ NGO Sustainability Observatory は、年間の発電量約 15,400GWh（約 750 万人分の消費電力を賄える量）の発電容量を持つ屋上設置型太陽光発電所を建設。
- ・ 設置のための建築物は、アスレティックビルバオフットボールクラブが提供しており、2013 年の新スタジアム建設にソーラーパネルを設置。
- ・ スキームとしては、電力会社 EDP 及び地方自治体と協力して「ソーラーネイバーフッドプロジェクト」を立ち上げ、参加者は月額 6.90 ユーロの負担金を払う。これはソーラーパネルの設置費用を返済するためのものであり、参加者は市場価格よりも約 30% 安い電気を購入できる。

(4) その他住民理解促進のための制度

住民理解促進のために以下の事例に示す取り組み等が行われている。

1) エネルギー効率と再生可能エネルギーに関する市民情報サービス (SICER)

市民や各種機関からのエネルギー問題に関する問い合わせに対応するためのプラットフォームとして、エネルギー多様化・省エネルギー研究所 (IDAE) による「エネルギー効率と再生可能エネルギーに関する市民情報サービス (SICER)」³³が 2008 年 11 月から運用されている。IDAE (Instituto para la Diversificación y Ahorro de la Energía) は環境移行・人口問題省所管の機関で、エネルギー効率、再エネその他の低炭素技術の改善を目的に活動している。

具体的には、技術的アドバイス、プログラムの開発、研究開発、資金調達を行っており、SICER が開設以来、355,000 件以上の問い合わせに対応している。

Gran Canaria Wind and Water グランカナリア風力及び水力事例³⁴

風力発電による電力を淡水化プラントに電力供給するグランカナリアにおいて、開発事業者と地方自治体が協働し、既存の教育機関を通して風力発電所の必要性の理解を深める教育を行っている。ここでは地域の子供たちに風力発電に対する関心を持ってもらうよう広告や教材の提供等の取り組みが行われている。

³³ Effective information measures to promote energy use reduction in EU Member States (2016) : http://publications.europa.eu/resource/cellar/05ffd175-f97e-4237-9061-8f9689298dff.0001.03/DOC_1 (2022年2月28日取得)

³⁴ WindWind : https://winwind-project.eu/fileadmin/user_upload/Resources/Deliverables/Del_4.3.pdf (2022年3月1日取得)

Som Energia Cooperative ソム・エネルギー協同組合事例³⁵

50,000人以上のメンバーが参加するスペイン国内最大のエネルギー協同組合であり、同組合メンバーに対し再生可能エネルギー電源由来の電力や、風力発電事業に対し共同投資する機会等を提供している。

1.3.5 イタリアにおける制度

(1) 再エネ事業の現状と基本的な法制度

イタリアにおける2020年時点の発電量は約3,144億kWhであり、そのうちの1,160億kWh(36.9%)が再生可能エネルギーによるものとなっている。主な再生可能エネルギーの供給源は水力発電の467億kWhであり、再生可能エネルギー全体の40.3%を占める。また、太陽光発電は249億kWh(21.4%)、風力発電は187億kWh(16.1%)、バイオマス発電は196億kWh(16.9%)また地熱発電は60億kWh(5.2%)となっている³⁶。

総合的なエネルギー計画は「国家エネルギー戦略 (SEN : Strategia Energetica Nazionale)」であり、2017年11月に政令として公表された。また、SENを受けて2019年12月に公表された「エネルギーと気候に関する国家統合計画 (Piano Energia e Clima (PNIEC))」では、2030年までに電力総消費量の30%(2020年時点は20%³⁷)を再生可能エネルギーで賄うことを目標としている³⁸。

イタリアの再生可能エネルギーの設置・管理に関連する主な法令及び規制機関について、表1-9及び表1-10に示す。

表 1-9 : イタリアにおける再生可能エネルギーの設置・管理に関する主な法令

Decreto Legislativo 387/2003	再生可能エネルギープラント及び接続工事の認可に関するフレームワークを規定
Decreto Legislativo 28/2011 (ロマーニ法)	再生可能エネルギーのシェア目標の達成に必要なツール、メカニズム、インセンティブ、及び制度的、財政的、法的枠組みを規定

³⁵ WindWind : https://winwind-project.eu/fileadmin/user_upload/Resources/Deliverables/Del_4.3.pdf (2022年3月1日取得)

³⁶ RAPPORTO DELLE ATTIVITÀ 2020 (GSE, 2021/7) https://www.gse.it/documenti_site/Documenti%20GSE/Rapporti%20delle%20attivit%C3%A0/RA%202020.pdf (2022年3月4日取得)

³⁷ <https://www.gse.it/chi-siamo/performance> (2022年3月4日取得)

³⁸ <https://www.mise.gov.it/index.php/it/per-i-media/notizie/it/198-notizie-stampa/2040668-pniec2030> (2022年3月4日取得)

Decreto Legislativo 152/2006	環境保護や廃棄物管理に関する統一的なルールを定めた法令であり、環境影響評価等について規定
Decreto Interministeriale 1444/1968	都市計画に係る制限や規則を規定 各市町村における一般規制計画 (piano regolatore generale comunale (PRGC)、自治体内の建築活動を規制する都市計画のための手段) によってゾーニングや建物間の高さ・距離等が規制される

出典：各種法令に基づき著者作成

表 1-10：イタリアにおける再生可能エネルギーに関する規制機関

経済開発省 (Ministero dello Sviluppo Economico (MISE))	イタリアのエネルギー政策を監督し、イタリア議会によって可決された関連法案を実施する規制権限を有する
エネルギー、ネットワーク、環境規制当 (Autorità di Regolazione per Energia Reti e Ambiente (ARERA))	Legge 481/1995 によって設立された機関であり、イタリアの電力、天然ガス、水道、廃棄物サイクル、地域暖房の分野で規制及び監督活動を担当 上記公益事業における競争と効率の促進を確保し、ユーザーや消費者の利益を保護を目的としている
エネルギーサービスマネージャー (Gestore Servizio Energetici (GSE))	Decreto Legislativo 79/199 (ペルサニ法) の制定に伴い、政府 100%出資の国営企業であり、既存のサポートスキームの管理及び再生可能エネルギー効率の促進・開発 (グリーン証明書の発行等を含む) を担当
電力市場オペレーター (Gestore dei Mercati Energetici (GME))	GSE100%所有の企業であり電力市場 (IPEX) の組織と管理を担当

出典：各種法令に基づき著者作成

(2) 再生可能エネルギー発電設備設置に係る理解促進のための法制度

イタリアでは、再生可能エネルギー発電設備の建設と運転については、前述の法令に基づき認可を得る必要がある。具体的には、D.lg.387/2003 及び D.lg.28/2011、環境影響評価を規定する D.lg. 152/2006 並びに都市計画を規定する D.M. 1444/1968 に基づいて、再生可能エネルギー発電設備の建設と運用、改修、リパワリング等については表 1-11 のとおりの許可プロセスが定められている。

表 1-11：イタリアにおける再エネの認可に係る手続き

<p>単一認可 (Autorizzazione Unica (AU)) D.lg.387/2003 第 12 条に規定</p>	<p>再生可能エネルギーを動力源とする発電所の建設にあたって、所定の電力閾値を超えて認可するために法令 387/2003 の第 12 条によって導入された規定。</p> <p>関係するすべての行政機関が参加するワンストップの手続きであるサービスカンファレンス (Conferenza dei servizi) によって、認可される。サービスカンファレンスには、関心のあるすべての組織や利害関係者(必要に応じて)が参加し、同じ会議中に意見、許可等の方法を決定することとなっている。AU は、プラントが建設される関連州又は州によって委任された県によって採用される。</p> <p>単一認可の手順は、必要に応じて、環境影響評価 (VIA) 手順に必要な時間を差し引いた最大 90 日間の期間とされる。AU を実施する権限は、州又は州によって委任された県にある。</p> <p>対象電源は、D.lg.387/2003 の付属書 A で指定された電力閾値又は 1MW (個別地域で後述の PAS の閾値を拡大した場合) を超える再生可能エネルギープラントとなっている。</p> <p>単一認可は、プラントの建設と運用だけでなく、関連する接続施設の建設と運営にも適用されるため、この方法で認可されたプラントは、系統の建設と運用のために別個の認可を必要とされていない。</p> <p>認可手続きの期間は、正式な開始通知から最大 90 日となっている。</p>
<p>簡略化された手順 (Procedura Abilitativa semplificata (PAS)) D.lg. 28/2011 第 6 条に規定</p>	<p>建設活動開始通知 (Denuncia di Inizio Attività (DIA)) (後に D.lg. 222/2016 によって事業開始の認定通知 (segnalazione certificata di inizio di attività (SCIA)) を簡素化する措置として、D.lg. 28/2011 によって 2011 年に導入された手順である。</p> <p>PAS は、AU に規定された電力閾値を下回る再生可能エネルギーを動力源とする発電所の建設、及び再生可能エネルギーの一部のタイプの熱及び冷熱発電所に適用される。</p> <p>PAS を実施する権限は市町村にある。</p> <p>また、大統領令 D.P.R. 380/2001 に従い (D.lg. 222/2016 (SCIA 法) により修正) 省令 D.M 1444/1968 第 7 条においてゾーン A^{*1}の外に建設される地上設置型又は地上に近</p>

	<p>接した太陽光発電設備は、認可なしで設置が可能である（建築許可の免除（Attività in edilizia libera）D.lg. 387/2003 第6条第11項）。なお、設置許可は不要であるが、防震、安全、防火、衛生、エネルギー効率、水文地質学的リスクからの保護に関する地方自治体の計画手段及びその他のセクター規制の要件に従う必要はある。</p>
<p>自治体への連絡 (Comunicazione al Comune (CC))</p>	<p>再生可能エネルギープラントからの電気、熱、冷気の生産のための限定されたタイプの小規模プラントの認可プロセスを簡素化するための規定。</p>
<p>認可事業の開始宣言 (Dichiarazione di Inizio Lavori Asseverata (DILA)) D.lg. 28/2011 第6条の2に規定</p>	<p>法令 D.lg. 28/2011 の第6条において、環境影響評価の対象とならない一定規模（風力発電や太陽光発電設備では発電量の15%、太陽光発電では地面からの最大高さ20%等）未満の既存のプラントの変更及び認可されたプロジェクトの変更が DILA を通じて実行されることを規定。</p>
<p>環境影響評価 (Valutazione d'Impatto Ambientale (VIA)) D.lg. 152/2006 第19条等に規定</p>	<p>保護対象地域にある再生可能エネルギープラント（1MWを超える電力容量を持つ再生可能エネルギープラントは、プロジェクトが所在する地域との相互作用及び影響についてスクリーニングされた結果対象となったプラントを含む）が対象となり、環境影響評価を行う。</p> <p>VIA 手続き期間は、VIA 申請書が所轄官庁の Web サイトに公開されてから、150 日となっている。</p> <p>対象となる再生可能エネルギー電源は、D.lg 152/2006 の付属書 II に規定されており、総電力が 30MW を超える本土で発電するための風力発電所。（D.lg 104/2017 により追加）及び総電力が 10MW を超える太陽光発電（D.lg 108/2021 の第31条第6項により追加）である。</p>
<p>単一地域認可 (Procedimento Autorizzatorio Unico Regionale (PAUR)) D.lg. 152/2006 第27条の2に規定</p>	<p>認可手続きを合理化する目的で、D.lg. 152/2006 第27条の2によって新たに規定。</p> <p>すべての利害関係者が関与するワンストップ手順であり、環境影響アセスメント（EIA）とプラント認可の建設及び運用の両方をカバーする。</p> <p>PAUR は、上記の AU とは異なり、プロジェクトが EIA 手続きの対象となる場合、PAUR を要求することが可能（AU</p>

	<p>は PAUR に含まれる許可の 1 つとなる)。 対象となる再生可能エネルギー電源は、D.lg 152/2006 の付 属書 II に規定されており、総電力が 30MW を超える本土で 発電するための風力発電所。(D.lg 104/2017 により追加) 及び総電力が 10MW を超える太陽光発電(D.lg 108/2021 の 第 31 条第 6 項により追加)である。</p>
--	---

※1 ゾーン A は以下のとおり

- for conservative rehabilitation operations and other conservative transformations, the building densities of the area and land must not exceed the pre-existing ones, calculated without taking into account the recent superstructures with no historical-artistic value;
- for any new constructions allowed, the land density must not exceed 50% of the average land density of the area and, in no case, 5 cubic meters / sq m;

出典：各種法令に基づき著者作成

1) 認可の対象となる閾値

AU の対象となる各再生可能エネルギーの閾値は、D.lg. 387/2003 の別表に定められており表 1-12 のとおりである。閾値以下の対象電源については、前述のとおり PAS 又は適用する技術や規模に応じて CC の対象となる。また、1MW 以上の電源については、州の権限によって PAS を適用することが可能である。³⁹

表 1-12 : AU の対象となる閾値

対象電源	閾値
風力	60kW 超
太陽光	50kW 超
バイオマス	200kW 超
バイオガス	250kW 超

出典：各種法令に基づき著者作成

2) サービスカンファレンス (Conferenza dei servizi)

AU や PAS 等に適用されるサービスカンファレンス (Conferenza dei servizi) は、行政活動の一般原則を定める法令 (D.lg. 241/1990) 第 14 条等が、2016 年の D.lg. 127/2016 によって修正される形で新たに導入された手続きである。この新たな手続きは、州や市町村等の行政機関が行う行政行為 (例えば、工事の建設や、事業及び建設活動の認可の発行) のタ

³⁹ <https://www.gse.it/normativa/autorizzazioni> (2022年2月16日取得)

イミングで、複数の機関が関与する決定を下す必要があるすべての場合に適用されることとなっている。

サービスカンファレンスは申請書を電子的に送付することで開始され、45日以内(環境、景観保護、文化遺産や市民の健康に係る場合は90日以内)に意思決定される。期限内に決定がなされない場合は、同意が得られたものとみなされるサイレント同意のメカニズムが取られている。また、サービスカンファレンスは原則電子的に処理されるものとなっており、関係者が実際に集る会議は、特に複雑な決定が必要な場合や異議が申し立てられた場合等に限定して実施される。当該会議には、政府の代表者が1人と、各州及び自治体から各1人参加する。⁴⁰

サービス会議の内容は関係行政機関を拘束するものであり、決定に不服がある場合は決定後10日以内に異議申し立てを行うことが可能である。

(3) 地域への経済的な裨益に関する制度

直接的に地域への経済的な裨益を義務付ける法制度はないが、ドイツ等他のEU諸国と同様、エネルギー共同体の設立が認められている。これはEUのRenewable Energy Community, CER (EU Directive 2018 / 2001, promotion of the use of energy from renewable sources, Art. 21, 22)に基づき設定された枠組みで、イタリア国内では2019年12月にD.lg 162/2019 (2020年にD.lg 8/2020によって改正)として制度化された⁴¹。

エネルギー共同体 (*comunità energetiche*) の運用及びインセンティブは次のように示されている (D. lg 162/2019 第42条の2 第9項)。

- 集合住宅の居住者等によるグループや、集合住宅よりも広い範囲のエリアを区切って作るグループで、200kWまでの再エネ設備を共同運営することができる。
- この仕組みを活用できる再エネ施設は、陸上風力、太陽光発電、水力発電、ガスプラント及びバイオマスで、蓄電設備を付加することも可能。
- インセンティブの額は、集合住宅等の建物単位で申請する場合100ユーロ/MWh、それよりも広範囲のエリアで作るグループの場合は110ユーロ/MWhである。

⁴⁰ <http://www.italiasemplice.gov.it/conferenza/conferenza-di-servizi/> (2022年2月16日取得)

⁴¹ Energia, incentivo per l' autoconsumo e le comunità energetiche da fonti rinnovabili (Ministry of Economic Development Implementing, 2020/9/15)
<https://www.mise.gov.it/index.php/it/per-i-media/notizie/2041436-energia-al-via-incentivo-per-autoconsumo-e-le-comunita-energetiche-da-fonti-rinnovabili> (2022/02/18取得)

- インセンティブの支払いは GSE S.p.a が行い、規制は ARERA が行う。

エネルギー共同体の事例：バジリカータ州 Muro Lucano 風力発電設備

エネルギー共同体である、Energia Positiva は 2016 年に設立され、バジリカータ州（南イタリア）で Muro Lucano 風力発電設備を開発した。当該発電所（約 64MWh の予想年間生産量）は、126 k ユーロの投資を必要とし、2020 年 1 月には、これ以外の風力発電所の分と合わせて、415 人のメンバーによる約 500 万ユーロの総投資額となった。（メンバーあたりの平均投資額は約 12,000 ユーロ）。

Energia Positiva のメンバーになるために、個人は割当額を支払い、投資益は電気料金の割引の形で還元される。

さらに、3 年間以上メンバーとして支払いをすると、投資した資本の 30%に相当する税金の還付を受けることができる。

第2章 紛争の解決に関する調査

2.1 国内の類似制度に関する調査

2.1.1 日本における紛争解決手段

(1) 交渉

交渉とは、当事者同士で任意の話し合いを行い紛争解決の合意の成立を目指すことをいう。最も簡易、迅速、安価だが、強制力がない（自力救済の禁止）。また、当事者間の知見の差がある場合や専門性が高い場合に公正妥当な解決が図れるとは限らない。なお、解決内容が客観的に正当なものであるという保証は存在しない。

(2) 訴訟

民事訴訟法に基づく裁判手続は以下の特徴がある。

- ・ 相手方である被告側は訴えが提起されたことによって、応訴の意思の有無にかかわらず、手続すなわち訴訟法律関係に組み込まれる。
- ・ 判決は執行力をもち、再訴禁止効（既判力）があるため、終局的解決が図られる。
- ・ 強制力ある解決のため、手続は重厚、時間も工数も費用もかかる。原則公開される。
- ・ 原則として当事者平等。当事者の実質的平等の確保が課題（証拠の偏在等）
- ・ 分野によっては裁判官が常に専門的知見を有しているとは限らない（医療、交通、知財、労働、行政等の専門部は存在する。）
- ・ 先行手続として、仮処分（差止め）が可能
- ・ 少額訴訟、督促手続等、簡易迅速な手続もある。

(3) 裁判外紛争解決手続（ADR）

ADRとは、‘Alternative Dispute Resolution’の英語の略称であり、一般的には裁判外における紛争処理制度、裁判外の紛争解決手続等と訳して用いられる。交渉と訴訟の中間に位置する点から以下の特長を持つ。

- ・ 手続が簡易・迅速でありながら、多様な分野の専門家の知見を活かしたきめ細やかな解決が可能。
- ・ 利用者の自主性が生かされ、プライバシーや営業秘密を保持した非公開での解決が図られる。
- ・ 法律上の権利義務の存否にとどまらない実情に沿った解決が図られる。

ADRの裁判との比較での長所として迅速解決が挙げられることが多い。この点に関し、民事第一審訴訟事件の平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は、令和2年において9.9ヶ月である（裁判の迅速化に関する法律に基づく「第9回迅速化検証結

果」⁴²。ただし、この平均審理期間の算定では、被告側が欠席し第1回口頭弁論期日で判決により終了する事案も多く含まれており、被告側も争って本格審理される事件についてはより長期間を要しているものと推察される。)。なお、公害損害賠償請求事件については既済件数69件、平均審理期間18.6ヶ月、公害差止め事件については既済件数3件、平均審理期間23.5ヶ月となっている。

これに対し、民事調停の解決期間について、「通常、申立てがされてから、2、3回の調停期日が開かれ、おおむね3ヶ月以内に調停が成立する等して事件が解決し、終了してい」る旨の案内がなされている(裁判所ホームページ「民事調停手続」⁴³)。このほか、金融ADRの解決期間について、「金融ADR機関により差がありますが、2~6ヶ月が標準的な処理期間」である旨の広報⁴⁴が金融庁からなされており、弁護士会のADRについて「審理期間(あっせん期間)は、各センターの数値の平均では例年4ヶ月程度のところ2020年度は153.5日となってい」る旨が公表されている(日本弁護士連合会ADRセンター「2020年度版仲裁ADR統計年報」⁴⁵)。なお、後述のとおり東京都公害審査会で扱われた事件の終結までの所要時間は約1年とされており⁴⁶、公害等調整委員会の事案では「事件によって異なりますが、公害等調整委員会では大型事件又は特殊な事件を除く裁定事件について、以下の期間を標準審理期間としています。専門的な調査を要しない事件：1年3ヶ月、専門的な調査を要する事件：2年」とされている⁴⁷。

表 2-1：民事訴訟手続とADRとの比較

	民事訴訟手続	ADR
手続を主宰する 構成員	裁判官に限定	裁判官に限定されない (→各分野の専門家の活用が可能)
手続の公開	原則 ⁴⁸ 公開	非公開 (→プライバシー等が守られる)

⁴² https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2021/09_houkoku_zentai.pdf

⁴³ https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_minzi/minzi_04_02_10/index.html

⁴⁴ https://www.fsa.go.jp/policy/adr/adr_pamphlet.pdf

⁴⁵ https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/adr/statistical_yearbook2020.pdf

⁴⁶ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/conference/policy_others/pollution_comitee/progression.html

⁴⁷ https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/faq/faq_06.html

⁴⁸ 弁論準備手続は非公開。

紛争の解決基準	実体法	実体法にとられない (→実体法以外の条理にかなった解決基準を採用できる)
相手方の応答義務	意思にかかわらず提起された訴訟に応答する義務を負う	応答義務はない
解決結果の履行確保	確定判決は債務名義となる (→債務名義に基づいて強制執行可能)	解決結果は原則として ⁴⁹ 債務名義と ならない (→債務の履行を確保するためには解決結果に基づき公正証書を作成する必要がある)

出典：各種法令に基づき著者作成

1) あっせん

あっせんとは、相対立する当事者に話し合いの機会を与え、第三者が双方の主張の要点を確かめ、紛争を終結（和解）に導こうとすることをいう。

調停と同様に、和解による解決を目指すものであるが、基本的に当事者間の話し合いを促すものであり、必ずしもあっせん案の提示は行われない。

また、あっせんの結果である和解書は民法上の和解（民法 695 条、696 条）と同一の効力を有し、民事執行法上の債務名義とはならない。

2) 調停

調停とは、第三者（調停人）による仲介等の援助を得ながら、紛争解決の合意（和解）を目指すことをいう。

裁判所が関与して行われるものとしては、一般民事事件について行われる民事調停（民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）2 条）、家事事件について行われる家事調停（家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）第 3 編）及び労働審判手続における調停（労働審判法（平成 16 年法律第 45 号）1 条）がある。

あっせんのように単に当事者間の話し合いを促すだけでなく、当事者に調停案の受諾を勧告することができる。

仲裁のように第三者の判断が直接当事者を拘束する方式ではなく、調停人が解決案を示

⁴⁹ 民事調停手続における調停調書や仲裁手続における仲裁判断は債務名義として効力を有する。

しても一つの勧告にすぎず、これを双方の当事者が受け入れることによって当事者間に和解が成立し紛争の解決が得られるものである。

調停による合意は、民法上の和解（民法 695 条、696 条）と同一の効力を有し、民事執行法上の債務名義とはならない。

民事調停から準民間型調停まで多様なものがある。詳細は（2）に記載する。

3) 仲裁

仲裁とは、両当事者が、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を仲裁人に委ね、かつその判断に服する旨の合意をすることをいう（仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）2 条 1 項）。仲裁合意により当事者が仲裁判断に服するのが特徴である。

日本では件数少ない。2016 年から 2020 年までの日本商事仲裁協会（JCAA）への申立件数は計 72 件であり、このうち 86%はいずれかの当事者が外国企業又は外国企業の日本子会社である事件である。

JCAA に係る仲裁事件における平均手続期間は 12.8 ヶ月（仲裁廷成立日から仲裁判断日まで。手続停止期間を含む。）である。

仲裁における紛争解決においては、両当事者が納得する第三者を選んで仲裁合意を結ぶ必要がある。

仲裁人の仲裁判断は当事者に対する拘束力をもち、かつ、確定判決と同一の効力が認められる（仲裁法 45 条 1 項）ため、当事者は最終的な解決案（仲裁判断）には強制的に服さざるを得ない。

国際的な取引の場面では、両当事者のいずれが帰属する国の裁判所を選択しても不公平のおそれがあり、私設裁判所である仲裁によって紛争解決を図るインセンティブがある。

2.1.2 日本における ADR の仕組み

(1) 実施機関毎の整理

ADR をその提供主体に着目すると、司法型、行政型及び民間型に分類することができる。

1) 司法型 ADR

司法型 ADR とは、裁判所が提供する ADR 手続であり、法律上の根拠を有する。狭義では、民事調停手続及び家事調停手続を指すが、広義では、さらに裁判上の和解（簡易裁判所における起訴前の和解や継続後の訴訟上の和解等）を含むとされる。特徴としては、以下のとおりである。

- ・ 成立した合意は裁判所がチェックして調書化し、確定判決と同一の効果が付せられる。
- ・ 調停に要する費用は非常に安く、また、実務慣行として調停委員会が積極的に解決案を提示し合意成立を強く勧めるため、合意成立率が比較的高い。

- ・ 民事調停について制度概要の説明を記載
- ・ 裁判所が運営する調停。それゆえ一定の公正性が担保される。
- ・ 紛争の種類を問わず対応可能。

2) 行政型 ADR

行政型 ADR には、いわゆる行政委員会として高度の独立性が保証されるものと、行政サービスの一環として相談やあっせん等の手続が設けられているものがある。特徴としては、以下のとおりである。

- ・ 相談の利用率が高い。
- ・ 必ずしも消極的中立性にとどまるとは限らず、当事者間の武器不平等を緩和し、適切な解決を目指す機関も少なくない。
- ・ 行政課題毎に作られてきた行政型 ADR もあり、例として、労働委員会、消費生活センター、公害等調整委員会、建設工事紛争審査会、自治体等の建築紛争のあっせん・仲裁、原子力損害賠償 ADR 等がある。
- ・ 特長として、行政主導で一定の公正性が担保される、専門性が集約される、その後の制度改善にもつながる可能性がある点が挙げられる。

3) 民間型 ADR

民間型 ADR には、製造物責任法の施行に伴い、訴訟より費用や時間のかからない権利実現方法として、商品のジャンル別にメーカー共同で設立された ADR のような業界型 ADR と、独立の仲裁機関や弁護士会等が独自に設立・運営する ADR のような独立型 ADR がある。それぞれの特徴としては以下のとおりである。

- ・ 業界型 ADR は、消費者側としてもほぼ無料で相談・あっせんや原因究明のための手続を利用できる一方、いわば紛争当事者の一方が手続を主宰しているとの評価もでき、中立公正性を保証することが重要となる。
- ・ 独立型 ADR は、他の ADR と異なり、制度維持のために実質的な手数料を要求せざるを得ず、また、手続主宰者が法曹中心となるため、実体・手続のいずれについても裁判手続化する傾向が見られる。
- ・ 業界型 ADR (業界団体が作る ADR 制度、例として、PL センター、金融 ADR、保険 ADR)、②専門家型 ADR (弁護士会、司法書士会等が運営する ADR)、③純民間型 ADR に分けることが可能。
- ・ ADR 法によって認証 ADR が誕生。課題として信用性、民事調停との棲み分けや資金力に課題がある。

4) ADR 法策定の経緯

平成13年6月12日付の司法制度改革審議会意見書において「ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」とされ、当該意見を受けて、同年内閣に司法制度改革推進本部が設けられ、その下部組織であるADR検討会において具体的な法案の立案作業が行われ、平成19年4月1日に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号。以下「ADR法」という。）が施行された。

5) 認証制度

ADR法は、民間型ADR機関が和解の仲介業務について法務大臣の認証を受けることができるとして、民間型調停の認証スキームを定めている（ADR法5条）。

認証の対象となるのは、民間紛争解決手続の業務であり、認証を受けるかどうかは民間紛争解決手続の業務を行う者の選択、任意の判断に委ねられる。

認証の効果としては、当該手続を利用した場合に時効中断効が認められること等が挙げられる。具体的には、認証手続において紛争当事者間に和解が成立する見込みがないことを理由に手続実施者が手続を終了した場合、当該手続の実施を依頼した当事者が終了の通知を受けた日から1月以内に、当該手続の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効中断に関しては、当該手続における請求の時に訴え提起があったものとみなされる（ADR法25条1項）。

このような時効中断効が認められた趣旨は、認証ADRで紛争が解決せず裁判による解決を求めざるを得ない場合があることを前提として、ADR手続の継続中に当該請求について消滅時効が完成するおそれを排除してADRの利用を促進し、また司法型調停と類似の中断効を認めて、民間型調停の活性化を図ることにある。

認証ADRは、令和3年2月時点で175機関となっている。他方、認証ADRに対する申立件数は、平成31年度年度で1,485件⁵⁰にとどまっており、その普及にはまだ課題があるとされている。

6) 司法型、行政型、民間型ADRの特徴

司法型、行政型、民間型の各ADR類型の特徴について、相互の比較において一般に以下のような理解がされていると考えられる。

a. 司法型ADR

裁判所が主催する手続であるため中立性が高く、合意に至った場合は確定判決と同一の効力を持つとされる調停調書が作成されることから紛争の終局的解決も可能である。反面、

⁵⁰ <https://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/images/kensu.pdf>

民事紛争全般を取り扱うことから一部の分野を除いて特定の紛争類型について専門性が高いわけではない。

b. 行政型 ADR

行政機関が管轄事項に関する紛争解決を目指して設置されるものであるため、専門的な情報等を利用できる利点がある。また、紛争の広域性及び紛争解決の公益性を理由として、手続や調査費用の当事者（申立人）負担が無料ないし極めて低廉である点も特徴とされる。行政機関の中立性を反映して一般に両当事者からの中立性が認められるとされる。さらに、法律上の根拠に基づき、事業者側当事者の手続への参加・協力を促す等、手続の実効性も一定程度図られているとされる。他方、ADR としての独立性については、制度設計によって多様である（山田和彦・山田文「ADR 仲裁法（第2版）」119頁～124頁参照）。

c. 民間型 ADR

多様な種類があり特徴も様々であるが、課題として制度運営に係る財政的問題が指摘される（山田和彦「ADR の将来」（「ADR 法制の現代的課題」所収、92頁））。この点、業界型 ADR では、事業者や事業者団体により拠出されるため財政的課題は軽減されるが、独立性や中立性に疑義を呈されやすい。これに対し、業界型 ADR では手続実施者を弁護士等の外部委託とする等して中立性、独立性の維持・向上を図っているが、相談への対応や事件の受付・管理等を行う事務的なサービスを提供する担い手について、事業者からの出向者である場合がある等人的独立性の弱さが指摘される場合がある（山田和彦・山田文「ADR 仲裁法（第2版）」239頁～240頁参照）。

なお、再エネ事業に関する紛争と類似性を持つ環境紛争に係る司法型、行政型、民間型の各 ADR 類型の適用について、「裁判所の民事調停において環境紛争を解決することは十分に考えられる。（中略）ただ、実際に調停事件を担当する調停委員について、その専門性が十分なものであるかについては疑問もあり、事務局のサポート体制も通常の調停事件と同様のものであり、事案解明の能力も十分とは言い難い。」「環境分野については、民間型 ADR の発展は現段階で見られないと言ってよいであろう。」（山田和彦「環境ADRの現状と課題」（「ADR 法制の現代的課題」所収、363頁））、「民間型により対応が困難な理由としては、①特定の業界に関わる問題ではないこと（中略）、②専門性が高く、紛争解決にコストがかかること（民間ではその費用の負担が難しく、民間型による対応に困難があること）、③個別の紛争解決と行政の施策に連続性があること（中略）等から、行政が ADR を直接運営することの正統性と必要性が認められよう」（山田和彦「ADR の将来」（「ADR 法制の現代的課題」所収、103頁））との見解がある。

(2) 特徴ある ADR 制度の紹介

1) 金融 ADR 金融機関の協力義務について

例として、全国銀行協会による紛争解決手続きあっせん委員会がある。その特徴は以下の通りである。

- ・ 対象となる紛争：顧客と加入銀行（銀行法等の規定に基づき、全国銀行協会間で手続実施基契約を締結した銀行等。）との間では解決ができず、顧客又は加入銀行からあっせん委員会にあっせんにより解決を図りたいとの申し出があるもの
- ・ 銀行法 52 条の 67 に基づき、「苦情処理手続及び紛争解決等の実施に関する業務規程」（以下「業務規程」）が定められている。銀行法は業務規程に加入銀行の手続参加義務、資料提出義務等の内容を含むよう定めている。
- ・ 加入銀行は、委員会が相当の理由があると認めた場合を除き、紛争解決手続に参加しなければならない。（業務規程 25 条 2 項）
- ・ 顧客及び加入銀行は、委員会からの求めに応じ、主張書面や当該主張に関する資料・証拠書類等を提出しなければならないが（業務規程 26 条 5 項）、加入銀行は、資料・証拠書類等の提出を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否してはならない（業務規程 26 条 6 項）。
- ・ 委員会は、紛争の解決に資するために相当であると認めるときは、当事者双方のために衡平に考慮し、申立ての趣旨に反しない限度においてあっせん案を作成し、当事者双方に提示してその受諾を勧告する（業務規程 34 条 1 項）。委員会からあっせん案の提示を受けた場合には、加入銀行はこれを尊重し、正当な理由なくあっせん案を拒否してはならない（業務規程 34 条 3 項）。
- ・ 委員会は、あっせん案の受諾勧告によっても当事者間に和解が成立する見込みがないと認められる場合において、事案の性質、当事者の意向、当事者の手続追行の状況その他の事情に照らして相当であると認めるときは、当該紛争の解決のために必要な特別調停案を作成し、これを当事者双方に理由を付して書面等で送付することにより提示することができる（業務規程 35 条 1 項）。加入銀行は、顧客側が特別調停案を受諾しない場合等を除き、原則として特別調停案を受諾しなければならない。

なお、事業者の各種協力義務が法令に位置付けられている点に留意が必要である。

2) 交通事故 ADR における保険会社の協力義務

交通事故紛争処理センターの和解あっせん制度があり、その特徴は以下の通りである。

- ・ 対象となる紛争：自動車事故の被害者と加害者が契約する保険会社又は共済組合との間の示談を巡る紛争が利用対象。
- ・ センターと協定を締結している保険会社等（日本損害保険協会に加盟する保険会社等）との間では、交通事故被害者からセンターに和解あっせんの申込みがあった場合、保険会社

等が積極的に出席することが合意されており、手続き参加が事実上の義務となっておりと評価されている。

- ・ 和解あっせん期日において、双方当事者出席の下、相談担当弁護士（中立公正な第三者の立場）による和解あっせん案が提示される。あっせん不調の場合、審査申立てがなされた場合、審査に移行し、審査会裁定がなされる。申立人は裁定に同意又は不同意の回答をし、裁定に原則として拘束されないが、センターと協定を締結している保険会社等は審査会裁定を遵守することとされており、審査結果に拘束される。

なお、事業者側の協力義務がADR機関と事業者側当事者の合意に基づくことに留意が必要である。

3) 国民生活センター紛争解決委員会による和解の仲介（非協力的な事業者の公表）

国民生活センター紛争解決委員会は、独立行政法人国民生活センター法（以下「センター法」）に基づき設置された紛争解決機関である。その特徴は以下の通り。

- ・ 対象となる紛争：重要消費者紛争（消費者紛争のうち、消費者に生じ、若しくは生ずるおそれのある被害の状況又は事案の性質に照らし、国民生活の安定及び向上を図る上でその解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの）
- ・ 手続きが開始されると複数回話し合いが行われるが、合意に達せず解決が見込めないような場合等は、必要に応じて仲介委員が和解案を作成し、当事者に和解案の受諾を勧告することができる（センター法25条）。
- ・ 和解が成立したものの合意事項が守られない場合、当事者からの申出があり、紛争解決委員会がこれを相当と認めるときは、合意事項を守るよう、相手方当事者に勧告することができる（センター法37条1項）。
- ・ 紛争解決委員会は、和解仲介手続が終了した場合において、国民生活の安定及び向上を図るために必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる（センター法36条）。この際、(i) 事業者が和解仲介手続又は仲裁の手続の実施に合理的な理由なく協力せず、将来における当該事業者との同種の紛争について委員会の実施する手続によっては解決が困難であると認められる場合や、(ii) 当該事業者との間で同種の紛争が多数発生していること、重大な危害が発生していることその他の事情を総合的に勘案し、当該情報を公表する必要性が高いと認められる場合、(iii) 義務者が、義務の履行に関する勧告に応じず、その不履行につき正当な理由がないと認められる場合等には、紛争解決委員会は、事業者を特定する情報を公表することができる。

4) 公害等調整委員会による職権による資料収集

公害等調整委員会による調停等については後述するが、調停委員会が紛争の解決のために職権で資料収集（例えば、事件の関係人、参考人の陳述、鑑定依頼（公害紛争処理法施

行令第10条)、当事者の意見聴取(公害紛争処理法第32条)、文書の提出(同法33条)、現地調査等)できる点が大きな特徴の一つとされる。

これらの資料収集は多大なコストや専門性が必要となるが、これらを基本的に公害等調整委員会の負担で実施することにより、当事者の救済のみならず事案における真相解明につながるものと評価されている。

2.1.3 類似設備・施設に係る紛争の種類と解決手段

(1) 地方公共団体における苦情相談対応

公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村には公害苦情の相談窓口が設けられている。公害問題に関し苦情を有する者は、市区町村又は都道府県の公害相談窓口を訪問(電話、手紙での相談も受け付ける。)し、相談開始となる。公害苦情相談窓口の公害苦情相談員等の職員が、住民の苦情を聞き、苦情の処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡を取り合っ、当事者に改善処理の指導や助言を行う等、苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行っている。こうした公害苦情の相談にあたっている職員は、全国で10,912人存在する(平成31年3月31日時点)。

後述の公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握するため、毎年度公害苦情調査を実施している。

令和元年度に全国の相談窓口が新規に受け付けた公害苦情の受付件数は、約7万件である。

(2) 公害紛争処理法に基づく紛争解決制度

1) 都道府県公害審査会等による紛争解決

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、裁判所による司法的解決とは別に、公開紛争処理法(昭和45年法律第108号)に基づき公害紛争処理制度が設けられており、公害紛争を処理する機関として、各都道府県に公害審査会等が、国に公開等調整委員会が置かれている。地域で生じた公害紛争は、基本的には都道府県公害審査会等が取り扱い、重大事件や損害賠償等の解決方法を求める紛争については、国の公害等調査委員会が取り扱うこととされている。

昭和45年の制度発足以降、令和3年3月31日までに、公害等調整委員会には1,063件が係属し、うち1,026件が終結している。また、都道府県公害審査会等には1,649件が係属し、うち1,606件が終結している。なお、令和2年度の都道府県公害審査会等による公害紛争の係属件数は83件、うち受付は40件、終結は37件である。

制度発足当初には、水俣病事件のような人の健康、財産に重大な被害を及ぼした産業型公害に関わる事件が多く見られたが、近年は、都市化の進展や環境に対する意識の高まり等を背景として、こうした紛争に加えて、良好な生活環境の保全を求めて、近隣騒音等に関する都市型・生活環境型公害に関わる事件が増加しており、公害紛争の様子は多様化している。

以下では、東京都公害審査会を例に挙げて公害審査会の概要を示す。

a. 委員の構成

審査会は15名の委員で組織され、この15名のうちから審査会会長が指名する委員（あっせんは3人以内、調停及び仲裁は3人）が委員会を構成して、あっせん、調停、仲裁を行う。

委員は都議会の同意を得て知事が任命しており、弁護士のほか、公害防止に関する専門家や社会経験豊かな有識者で構成される。

b. 対象となる紛争

審査会が扱う紛争とは、環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害に関する民事上の紛争であり、具体的には典型7公害（大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭）に関して、操業の差止めや公害の防止対策を求めるものである（なお、将来発生するおそれがある被害をめぐる紛争についても原則として調停の利用が可能とされる）。

c. 調停手続の流れ

調停申請者は、任意の交渉等で解決が見通せない場合等、公害問題に専門的知見を有する第三者の調停により解決を目指す等の理由により、調停申請を行うこととなる。

調停申請後、3名の委員からなる委員会が構成され、第1回調停期日の開催通知が当事者に送付される。

期日は1回2時間程度で、原則として都庁において通常の執務時間内に開かれる。1回で手続が終了しないときは次回期日が開かれるが、期日と期日の間隔は概ね1～2ヶ月となる。

当事者は期日に出席し、被害の実態や防止対策等について話し合ったり、文書を提出したりする等して話し合いを進める。委員会は当事者の主張を聴き、場合により現地調査を行ったり、参考人等から意見を聴いたり、区・市役所に資料の提出を求めたりして当事者間の話し合いが円滑に進むように支援し合意点を探る。

当事者が合意に達すると委員会は合意内容を記した調停書を作成し、これに当事者双方及び各調停委員が署名することにより調停が成立する。一方、話し合いを続けても合意に達する見込みがないと委員会が判断したときは調停、打ち切られる。

なお、東京都公害審査会で扱われた事件の終結までの所要時間は、約1年である。

d. あっせん、調停及び仲裁の相違

各制度の相違点を比較すると、概ね下表のとおりである。

表 2-2：あっせん、調停及び仲裁の相違

	あっせん	調停	仲裁
基本	当事者による自主的な解決に比重が置かれる。	委員会が紛争の解決に向けて働きかける。	裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、仲裁委員に判断を委ねるといふ仲裁契約の締結が前提となる。
委員	1人でも可能。	3人の調停委員の合議による。	3人の仲裁委員の合議による。
期日	必ずしも期日を開く必要はない。	当事者双方の出席する期日を開くのが原則。	当事者双方の出席する期日を開くのが原則。
解決方法の性格	当事者間の合意で和解が成立する。 和解契約書に強制力はない。 強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起する等して、債務名義(民事執行法第22条)を得る必要がある。	当事者間の合意で調停が成立する。 合意を促すものとして調停案の受諾勧告がある。 調停書に強制力はない。 強制執行を求めるには、改めて訴訟を提起する等して、債務名義(民事執行法第22条)を得る必要がある。 ただし、義務の履行を促す制度として、義務履行勧告がある。	仲裁委員の判断により仲裁判断が行われる。 仲裁判断は確定判決と同様の効力を有する。 強制執行を求めるには、執行判決を求める訴えを提起する必要がある。
手数料	不要	要	要

出典：各種法令に基づき著者作成

2) 公害等調整委員会による紛争解決

公害等調整委員会は、総務省の外局として設置されている行政委員会(公害等調整委員会設置法2条、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)3条2項)で、調停や裁定等によって公害紛争の迅速・適正な解決を図ること及び鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益等との調整を図ることを主な任務としている。裁判所に準じた手続により、相対立する利害の調整を行うことができるよう、法律により中立性、独立性が確保されている。

令和2年度の公害等調整委員会における公害紛争の係属件数は51件、うち受付は14件、終結は15件である。そのうち裁定事件の継続件数は49件、うち受付は14件、終結は15

件である。

a. 委員の構成

委員会を構成する委員長1名及び委員6名は、法曹有資格者や各分野の専門家で、国会の同意を得て内閣総理大臣により任命される(任期は5年)(公害等調整委員会設置法6条乃至8条)。

そして、事件毎に裁定委員会等を設け、解決に当たる(調停委員会は3名、裁定委員会は3名又は5名の委員で構成される。)。紛争によっては、専門的な調査を行うために、関係する分野の学識経験者等が専門委員に任命される(公害等調整委員会設置法18条)。

また、委員会の事務を補佐するために事務局が置かれ、裁判官経験者等の職員が配置されている(公害等調整委員会設置法19条)。

b. 対象となる紛争

その所掌事務は公害に係る紛争であり(公害等調整委員会設置法4条1号)、公害とは典型7公害を指す。大気汚染、水質汚濁により著しい被害が生じ、かつ被害が相当多数の者の及び、又は及ぶおそれのある事件のうち、(i)生命、身体に重大な被害が生じる事件又は(ii)被害の総額が5億円以上の事件については重大事件として、航空機や新幹線に係る騒音事件は広域処理事件として、複数の都道府県に跨る事件は県際事件として、調停、あっせん及び仲裁の対象となる。裁定については公害に係る紛争全てがその対象となる。(将来発生するおそれがある被害を巡る紛争についても原則として利用が可能とされる。)

重大事件や広域処理事件等につき、専門的知識を有する調停委員等による調査や対策案の提示による解決等を期待して手続きが申請されることとなる。

c. 手続の概要

前述の通り、公害紛争処理制度には、あっせん、調停、仲裁及び裁定の4つの手続が設けられている。

(ア) あっせん

あっせんとは、あっせん委員が紛争の当事者間に入って、交渉が円滑に行われるよう仲介することにより、当事者間の自主的な解決を援助、促進するための手続である。

あっせんの申請がなされると、3人以内のあっせん委員が指名される。あっせん委員は、当事者双方の主張の要点を確かめ、当事者間の話し合いが円滑に進むようにその間を仲介し、当事者間に合意が成立するように努める。あっせんの結果、当事者間に合意が成立すると、当該合意は民法上の和解契約の効力を有する。

(イ) 調停

調停とは、調停委員会が紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づいて紛争の解決を図る手続である。あっせんと類似しているが、調停委員会が積極的に当事者間に介入し、手続をリードしていく点が異なる。

調停の申請がなされると、3人の調停委員で構成される調停委員会が設けられ、手続を進める。調停委員会は調停期日を開催して、当事者から意見を聴取し、資料の提出を求め、また、現地調査を行う等により、事実関係を明らかにして当事者間の話し合いを進める。さらに、必要に応じて調停案の提示や、調停案の受諾の勧告を行う。当事者間に合意が成立すると、当該合意は民法上の和解契約としての効力を有する。

典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、及び悪臭)に関する民事上の紛争の当事者であれば、被害者、加害者いずれからも申請可である。

紛争の実情を明らかにし、当事者の互譲を図るため、調停手続は非公開とされ、これにより当事者が率直に意見を述べ合うことが可能となる。

公害紛争処理機関における委員の専門的知見を活用することにより、迅速・適正な解決を図ることが可能。事件によっては、専門的・技術的知見をもつ学識経験者等が専門委員に任命される。

また、必要に応じて調停委員会が自ら資料の収集、調査を行うことが可能であり、その他にも、標準処理期間を定めた迅速な解決や低廉な費用に特徴あり。

(ウ) 仲裁

仲裁とは、紛争の当事者双方が裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争の解決を仲裁委員会に委ね、その判断に従うことを約束(仲裁契約)することによって紛争の解決を図る手続である。

仲裁の申請がなされると、当事者の合意に基づき選定された3人の仲裁委員が仲裁委員会を構成し、手続を進める。仲裁委員会は、当事者を審尋し、必要があると認めるときは事実の調査等を行い、仲裁判断を行う。仲裁判断は、当事者間において確定判決と同一の効力を有する。

(エ) 裁定

裁定とは、当事者間の紛争について裁定委員会が所定の手続により、法律的判断を下すことによって、紛争の解決を図る手続である。裁定には、責任裁定と原因裁定の2種類があり、いずれも公害等調整委員会のみが行う手続である。

1) 責任裁定

責任裁定は、裁定委員会が損害賠償責任の存否及び賠償すべき損害額を判断することにより、紛争を解決する手続である。責任裁定の対象となる紛争は、公害に係る被害についての

損害賠償に関する紛争に限られており、また、申請を行うことができるのは、被害者（損害賠償の請求者）のみである。なお、被害の態様及び規模、紛争の実情その他一切の事情を考慮して責任裁定をすることが相当でないと認めるときは、申請を受理しないことができるとされている（裁量不受理）。

責任裁定の申請がなされると、3人又は5人の裁定委員で構成される裁定委員会が設けられ、手続を進める。裁定委員会は、審問期日を開催して、当事者による意見陳述、証拠調べ、事実調査等を行って事実を認定し、その認定した事実に基づいて裁定を行う。責任裁定があった場合において、裁定書の正本が当事者に送達された日から30日以内に当該責任裁定に係る損害賠償に関する訴えが提起されないとき、又はその訴えが取り下げられたときは、その損害賠償に関し、当事者間に当該責任裁定と同一の内容の合意が成立したものとみなされる（合意擬制）。

2) 原因裁定

原因裁定は、裁定委員会が加害行為と被害の発生との間の因果関係の存否について判断する手続である。原因裁定は当事者の権利義務関係について判断するものではないが、公害紛争においては、当事者間で因果関係が最も大きな争点となる場合が多くみられ、当事者は、原因裁定によって明らかにされた因果関係についての判断を基礎として、紛争の実情に応じて適当な方法（直接交渉、あっせん、調停、仲裁、責任裁定、訴訟等）を選択し、紛争の解決を図ることができる。

原因裁定の手続は、基本的には責任裁定の場合と同じである。なお、責任裁定の場合と同様に、裁量不受理の制度がある。

d. 調停手続における裁定の活用

都道府県公害審査会等に係属した調停事件について、手続を進めていく中で、加害行為とされる行為と被害との間の因果関係が主な争点であり、その解明が困難である場合には、当事者からの申請に基づいて、公害等調整委員会による原因裁定を活用することができる。

また、公害審査会等に係属した調停事件が打ち切りになった後に、公害等調整委員会の責任裁定又は原因裁定を活用することもできる。

(3) 地方公共団体の建築紛争のあっせん・調停

近隣関係住民と建築主との間で建築紛争が生じたときは、当事者間の話し合いによる解決を支援するため、知事は当事者からの申出に基づき建築紛争の調整を行う。

1) あっせん

建築主と近隣関係住民の双方又は一方（他方があっせんに同意している等相当な理由があるときに限る。）から紛争調整申出書の提出があると、知事はあっせんの開始を決定し、当事者に通知する（東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例7条）。

当事者は通知に記載された日時・場所に出頭し、都のあっせんを受ける(同条例12条)。あっせんにあたるのは都の職員。当事者は、正当な理由なく出頭しないときは、その旨公表される場合がある(同条例15条)。

あっせんの成立又はあっせんの打ち切りであっせんは終了する。

2) 調停

あっせんを打ち切ったときでも、知事が必要と認め、かつ原則として当事者双方が調停を受諾したときは、知事は調停の開始を決定し、当事者に通知する(同条例9条)。

当事者は通知に記載された日時・場所に出頭し、調停委員会の調停を受ける(同条例11条)調停は知事が委嘱した調停委員(法律、建築、環境の専門家3名以上で調停委員会を構成)が実施する。また、正当な理由がなく出頭しないとき等の扱いはあっせんと同様である。

調停の成立又は調停の打ち切りで終了する。なお、都のあっせん又は調停が不調に終わっても、近隣関係住民は建築確認等に不服があれば、建築審査会に審査請求をすることができる。また、民事訴訟による救済を申し立てることもできる。

2.2 海外の再生可能エネルギーに関する調査

2.2.1 ドイツにおける制度

(1) 紛争解決手段の概要

ドイツでは、一般的な民事訴訟の他、仲裁、調停等のADRの仕組みが存在しており、1920年に設立されたGerman Arbitration Institute (DIS)が、ドイツ国内外の商業的な紛争に関する仲裁やADRに関するルール作りを行っている。⁵¹

ADRには、航空会社、保険、金融機関の分野等、多くの専門的なADR機関が存在する。エネルギーについては、「エネルギー調停委員会」があり、同委員会が主に電力サプライヤーと消費者との間の紛争解決への支援を行っている。また、再エネ発電の地域紛争の解決に特化した機関として、KNE (Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende、自然保護とエネルギー転換の専門センター)が設置されている。その他の分野の紛争はすべて一般消費者調停機関の管轄下にある。

⁵¹ <https://www.disarb.org/en/> (2022年3月8日取得)

(2) 再エネ設備の設置に係る紛争解決手続き⁵²

ドイツでは、再エネ開発推進のため、1991年に「電力買取法」、さらに2000年には「再エネ開発促進法（EEG）」が制定され、FIT制度が導入されたことで、陸上風力発電の設備容量が1990年から2016年にかけて約800倍に増大した。⁵³一方、陸上風力発電設備の設備容量増大とともに、設置に関するトラブルも増大した。これらの風力発電設備設置に係る地域トラブルに対応するため、2016年にKNEが設置されている。

KNEは、「自然に優しい再生可能エネルギーの拡大を支援し、自然保護とエネルギー転換の間で対立する分野のすべての関係者に対して、独立した中立的な窓口として対応」し、「紛争や紛争の当事者に対して公平に振る舞うことで、中立的に行動し、信頼性の高い情報と、モデレーションや調停の仲介を通じて、紛争の公正な解決に貢献」することを掲げている。

1) KNEの運営形態及び運営資金

KNEは、我が国における行政型ADRに類似した運営形態をとっており、行政から独立した非営利の有限責任会社である（図2-1）。



図 2-1：政府と KNE の関係図

出典：KNE ホームページ及びヒアリングに基づき著者作成

運営資金は、ミハエル・オットー環境財団を通じて環境省から資金提供されている。この資金は、環境省がミハエル・オットー環境財団に対して割り当てている、年あたり2.2百万ユーロ（約2.9億円）の予算を財源としており、当該予算は6年毎に更新される。KNEは行政から独立しているため、ミハエル・オットー財団の事業内容に反しない限り、自由に資金用途を決定することができ、主にKNEスタッフの給与（約1.4-1.5百万ユーロ）とその他イベント開催にかかる経費等が用途となっている。

⁵² Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gmbHのChief Managing Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

⁵³ https://www.fepec.or.jp/library/kaigai/kaigai_jigyo/germany/detail/1231561_4782.html（2022年3月8日取得）

2) KNEの組織体制

KNEの組織体制は大きく諮問委員会、常駐スタッフ及び外部コーディネーター(調停者)から構成されている。諮問委員会は、連邦環境省の提案に基づき、ミヒヤエル・オットー環境財団により任命される。この委員会には、自然保護、エネルギー産業、連邦州、地方自治体のほか、研究機関等の代表者が含まれており、計画されている再エネ発電設備の建設プロジェクトや研究プロジェクト、KNEの戦略的発展と中期課題計画等に対して意見を述べる。常駐スタッフは22名在籍しており、紛争部門、情報部門、対話部門及びその他コーポレート部門に大きく分かれている。紛争部門・情報部門・対話部門は、再生可能エネルギー発電設備に関する紛争解決を目的とした部門であり、表2-3に示す役割を担っている。

表 2-3 : KNE の各部門の役割

部門名	役割
紛争部門 ※2021年に閉鎖	自然保護と再生可能エネルギー拡大の現場での紛争解明を担う 1. 現地での利害関係者の意見収集や紛争解決プロセスを50名の紛争コーディネーターと調整 2. 紛争コーディネーターの育成及び支援(紛争解決のための独自トレーニング及び助成金の提供を含む)
情報部門	自然保護とエネルギー転換の分野における最新の科学、法律、及び政治に関する情報の準備及び提供を担う 1. 適切な情報の収集及び提供による紛争の予防 2. 専門性の高い図書館の整備 3. 自然保護とエネルギー転換に関する研究プロジェクトの企画及び実施
対話部門	再生可能エネルギーの拡大における自然保護における紛争の回避と解決に貢献するために、関係者と共同で解決策を見出すことを目的とした作業プロセスの開始と調整を担う 1. 利害関係者(自然保護団体、エネルギー協会、市民団体等)に紛争解決方法の周知、及び影響を受ける国家機関の職員への助言、評価、監督 2. 州や連邦レベルの制度的対応が必要な場合における対話の場の設定 3. 多様なステークホルダーの参加促進

出典：KNE ホームページに基づき著者作成

KNEの常駐スタッフは直接的に紛争解決に関与することはせず、紛争の争点に関連する分野に専門性を有した外部コーディネーターが紛争解決プロセスの進行を務める。外部コーディネーターは、約50名登録されており、各プロジェクトで求められる専門性に依じてKNEが派遣する。外部コーディネーターは2-5名程度派遣されることが一般的であり、一度に25プロジェクト程度同時に進めることができる。KNEに登録される外部コーディネ

ーターは、各専門性に応じた最低限の国家資格（弁護士等）に加えて、KNE が提供するトレーニングが要求されている。当該トレーニングは、再エネ発電設備導入に係る紛争の円滑な解決を目的としたトレーニングであり、KNE が独自で開発したものである。トレーニングは、合計 80 時間程度のプログラムとなっており、受講要件として、①120 時間の調停に関する基本教育、②大規模な調停やインフラ分野での調停実績を設定している。

3) KNE の外部コーディネーターによる紛争解決にかかる費用

KNE の外部コーディネーターによる紛争解決プロセスは、事業者、自治体及び地域住民等の各プロジェクトのステークホルダーからの要請により開始するが、紛争解決プロセス開始にあたり発生する初期費用（外部コーディネーターの派遣費用等）は、KNE Meditation Fund から支払われる。当該ファンドの財源は募金により集められており、本ファンドから初期費用が支払われることにより、紛争解決プロセスの初期段階で費用分担の交渉が発生せず、早期かつ円滑な紛争解決プロセスの開始が可能となっている。

外部コーディネーターは時給 150 ユーロ（約 19,700 円）に設定されており、プロジェクトに 2 名派遣した場合、初期的な紛争解決プロセス（紛争解決に係る資金調達、スケジュール及び論点整理等に関する地域レベルでの会議）を完了するために約 5,000 ユーロ（約 660,000 円）かかる。最終的な紛争解決までには、合計で約 10,000～20,000 ユーロ（約 1.3～2.6 百万円）かかることが一般的である。

一般的に、紛争解決に係る費用の 90%を事業者が負担し、残りの 10%を設置区域を管轄する自治体や市民団体が負担する。費用の分担は、外部コーディネーターが中心となって進めるプロジェクト関係者間の交渉によって決定されるが、事業者は当該費用についても投資の一部として考えているため、ほとんどの場合、事業者が最も大きな金額を負担する。⁵⁴

4) KNE による情報提供

KNE は、一般市民や再エネ事業の各ステークホルダーに対して、再エネの技術的情報、自然保護に関する情報及び調停等の紛争解決手段に係る情報等を、以下のような様々な手段を通じて提供している。また、各分野の専門家とのワークショップを開催する等、再エネ事業に係る啓蒙活動を行っている。

① 科学、法律、専門的実践例等に関する独自のレポートの公開

科学的分野や法律分野等様々な専門的レポートをウェブ上で一般公開している。具体的には、自然に優しいエネルギー転換の実施に関連する科学的成果や現在のアプリ

⁵⁴ Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gmbHのChief Manging Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

一チや風車衝突防止システムの有効性や自然に配慮した太陽光発電所の設計上の留意点、風力発電と世界遺産保護の関係性に関するレポート等が公開されている。また、書物だけでなくポットキャストによる音声や動画情報配信も行われている。

② 専門図書館の開放

再エネ、自然保護、生物種の保全、政治・法律、紛争調停・仲裁等、各分野に関する最新の書籍や雑誌を約600冊所蔵する参考図書館を有しており、一般市民向けに開放している。

③ 講演会やイベント等の開催

プロジェクト計画管理、生物種の保護及び紛争解決と回避等に関連するテーマについて、最新の情報の共有や疑問点に答えるための講演会、専門家交流会及びワークショップ等を利用者の要望に応じて企画・実施している。

(3) その他再エネ設備の設置に係る紛争解決の取り組み

再エネ発電設備導入の地域受容性の向上を目的として、ドイツ国内の複数の州で、再エネ発電設備導入の促進を支援する組織が設置されている。そのような背景から、上述のKNEは紛争部門を2021年に閉鎖し、各州の当該組織らと協力体制を構築している。各州のアドバイザーセンターから地域の情報を吸い上げ、紛争解決プロセスの円滑化を図っている。各州のアドバイザーセンターが単独で紛争処理を行うことはなく、実際に紛争処理を行うのは派遣された外部コーディネーターであり、KNEは外部コーディネーターの育成、サービス品質担保及び派遣に引き続き責任を持つ。⁵⁵

1) ブランデンブルク州経済開発庁⁵⁶

ブランデンブルク州経済開発庁 (Wirtschaftsförderung Land Brandenburg GmbH, WFBB) は、2001年に3つの州営企業からなるワンストップ機関として設立された。WFBBの株主は、ブランデンブルク州(75%程度の持分保有)、ブランデンブルク州の3つの商工会議所と3つの工芸品商工会議所から構成されている。運営資金は、ブランデンブルク州経済・労働・エネルギー省(MWAE)からの補助金と第三者から調達している。

WFBBは、投資、イノベーション、熟練労働者、国際化、エネルギー及びスタートアップ等に関する総合的なサービスを提供している。特に、WFBBのエネルギー部門は、排出

⁵⁵ Kompetenzzentrum Naturschutz und Energiewende gmbHのChief Managing Director Michael Kriegerへのヒアリングに基づく

⁵⁶ <https://energieagentur.wfbb.de/en> (2022年2月28日取得)

規制法 (LImSchG) 第9条に基づく法的義務を果たすため、エネルギーの効率的な使用と再エネの導入促進に関するあらゆる問題について、企業や自治体に助言している。

また、WFBB は、再エネに関するアドバイスセンターを設置しており、自治体や地区の再エネ発電事業の計画や採算性についても助言している。さらに、発電設備の導入に際して紛争が発生した場合、前述の KNE と協力し、調停や仲裁を行っている。

2) ラインラント・プファルツ州エネルギー庁⁵⁷

ラインラント・プファルツ州エネルギー庁 (Energieagentur Rheinland-Pfalz) は、州、連邦政府、欧州連合が掲げる気候保護目標の達成に貢献することを目標として、2012年に州機関として設立された。当該機関は、公的資金によって運営されており、非営利企業の運営形態をとっている。主に、省エネルギー、エネルギー効率及び再生可能エネルギーの利用の3分野において、情報の提供、プロセスの調整及びプロジェクトの立ち上げを支援している。

3) チューリンゲン州開発公社⁵⁸

チューリンゲン州開発公社 (Landesentwicklungsgesellschaft Thüringen mbH, ThEGA) は、Landesentwicklungsgesellschaft Thüringen mbH (LEG Thüringen) の子会社として設立された。親会社である LEG Thüringen は、チューリンゲン州の公社であり、不動産管理や土地開発等、チューリンゲン州の開発を担っている。

ThEGA は、初期的なコンサルティングからフィージビリティスタディの作成、資金調達のアドバイス、専門知識の提供まで、地球温暖化防止とエネルギー転換を促進するためのあらゆるサービスを一元的に提供している。

再エネ分野の中でも、特に陸上風力については、チューリンゲン州政府の委託を受け、チューリンゲン州の陸上風力に関するアドバイザリー及び情報センターとしての役割を担う、風力エネルギーサービスセンターを設置している。当該サービスセンターは、市民、自治体、事業者を対象にアドバイスを提供し、風力発電所の建設・運営における透明性、地域の価値創造、すべてのステークホルダーの参加を促している。また、事実に基づいた対話を支援し、市民、自治体、プロジェクト開発者が共同で風力発電事業から利益を得て、事業の付加価値の大部分がチューリンゲン州に残るよう支援している。

⁵⁷ <https://www.energieagentur.rlp.de/> (2022年2月28日取得)

⁵⁸ <https://www.thega.de/> (2022年2月28日取得)

2.2.2 イギリスにおける制度

(1) 紛争解決手段の概要

一般的な民事訴訟の他、仲裁、調停等の ADR の仕組みが存在しており、2015 年の時点で、イギリスには少なくとも 95 の ADR スキームが運用されている⁵⁹。

表 2-4：イギリスにおける ADR の種類

ADR の種類	説明
調停 (Mediation)	機密保持のために独立した第三者が、紛争中の人々が合意に達すること支援するプロセス。
和解 (Conciliation)	調停に似ているが、独立した第三者がどのような合意に達するべきかを提案する積極的な役割を担い、調停より介入度が高い。
仲裁 (Arbitration)	仲裁は、独立した第三者がどのように解決すべきかを評価し決定する拘束力を持つプロセス。
裁定 (Adjudication)	裁定は仲裁のようなものだが、通常、消費者ではなく事業者のみを拘束する結論が下される。
オンブズマン制度 (Ombudsman schemes)	オンブズマン制度は、通常、事実調査、調停、斡旋を組み合わせで行われ、独立した第三者が検討、裁定を行う。

出典： RESOLVING CONSUMER DISPUTES : https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/698442/Final_report_-_Resolving_consumer_disputes.pdf (2022年3月9日取得)

イギリス政府が定める規則(The Alternative Dispute Resolution for Consumer Disputes Regulation)により、規制分野(金融、保険、銀行、保険代理店サービス、エネルギー、通信)においては、ADR の設置が義務付けられている⁶⁰。再エネ含むエネルギー分野もこの規則の対象になるため、専用の ADR が設置されている。

⁵⁹ RESOLVING CONSUMER DISPUTES, 2018: https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/698442/Final_report_-_Resolving_consumer_disputes.pdf (2022年2月28日取得)

⁶⁰ The Alternative Dispute Resolution for Consumer Disputes Regulation 2015 : http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2015/542/pdfs/ukxi_20150542_en.pdf (2022年3月8日取得)

また、規則第10条(※)により、規制分野の事業者は参入時にADR機関への登録が必須となるため、再エネ事業者は必ず登録をすることになる(非規制分野では、ADR機関への登録は事業者の任意となる)。

(※) Listing of ADR entities に関する規定 (抜粋)

10.— (1) A competent authority must maintain a list of the ADR applicants which have been approved by it to become an ADR entity under regulation 9 (4) and that list must include the information in Schedule 4 in respect of each ADR applicant.

また、ADRには、拘束力があるものと無いものがあり、拘束力がある場合には裁判所又は仲裁を通じ最終判決又は決定事項が執行される。結論に対して拘束力がないADRにおいては、当事者が納得しない場合は拘束力のある判決又は裁定手続きに進むことになる。

各事業者間又は事業者消費者間の契約で、法的請求を求める代わりに、特定のADRを使用する義務を課す場合がある。

(2) 再エネ設備の設置に係る紛争解決手続き

イギリスにおいて再エネ施設の開発を巡る紛争は、再エネの導入促進を目指す政府と景観・眺望等への影響を懸念する地方自治体、住民及び草の根の地域団体の異なる環境利益を巡る対立の構図が背景にある。地方自治体が再エネ設備の開発を承認せず、事業者の訴えにより、地方自治体による不許可処分が取り消されるといったことが何件か起こっている。

前述の通り再エネを含むエネルギー分野は、規制分野に該当するため、ADRの設置が義務付けられており、Office of Gas and Electricity Markets (Ofgem) が運営するOmbudsman Services がそれにあたる。

Ofgemは独立した(規制当局や政府の一部ではない)ADR機関で、エネルギー分野に特化したものである。現状イギリスには再エネに特化した機関がないため、再エネ設備の設置を巡る事業者と地域コミュニティとの紛争もここに持ち込まれることになる。⁶¹

Ofgemが出している小冊子「how to complain」によると、申立フローは以下ようになる。

- ① エネルギー会社に直接連絡
- ② Citizens Advice を受ける
- ③ オンブズマンを交えて話し合う
- ④ ③まで行って解決しなければ裁判

再エネに係る事業者と地域コミュニティ間の紛争は、訴訟に進む前に(又は代替とし

⁶¹ ADR IN THE ENERGY SECTOR IN EUROPE, 2015 : https://www.law.ox.ac.uk/sites/files/oxlaw/neon_consultation_report_2015.pdf (2022年2月28日取得)

て)、ADR を利用する事例が多く、特に仲裁 (Arbitration) が多く利用されており、仲裁人の選択に当事者が意見を出すことができる、拘束力のある結論が得られ解決までの時間とコストを削減できる、商業上の機密が守られる等のメリットがある。⁶²

なお、RESOLVING CONSUMER DISPUTES Alternative Dispute Resolution and the Court System Final Report (2018)⁶³によると、エネルギーに関するADRの運用状況について、紛争全体のうちの14%が解決のためにADRを利用しており、訴訟案件の43%は訴訟の前にADRを利用している。同報告書内で説明されているADRのモニタリング調査では、利用者のうち7割近くが「また活用したい」と回答しており、利用者の満足度は高いと言える。

(3) その他再エネ設備の設置に係る紛争解決の取り組み

イングランドとウェールズの登録チャリティー団体であるbreトラストが運営するNational Solar Centre⁶⁴は、地域コミュニティからの相談にも応じている。ただし、法的強制力を持った対応や紛争への介入は行っていない。

2.2.3 フランスにおける制度

(1) 紛争解決手段の概要

他国と同様、民事訴訟の他、調停、仲裁等のADRの仕組みが存在している。ADRは主に仲裁、あっせん、調停の手法があり、一般的に用いられる手段は調停と和解である。その他、参加型手続き (Procédure participative) や共同手続き (Droit collaboratif) という手段もある。

また、パリ商工会議所により1995年に紛争解決センター (LE CENTRE CRÉATEUR DE SOLUTIONS、CMAP) が設立されており、広く商業紛争の解決を促す組織として仲介人のあっせんやトレーニングを行っている。

エネルギー分野の紛争解決に関連する機関は2つ確認できている。いずれも公的に運営

⁶² Norton Rose Fulbright, 2021, Renewable energy project disputes: navigating the dark side of the energy transition: <https://www.lexology.com/commentary/arbitration-on-adr/international/norton-rose-fulbright/renewable-energy-project-disputes-navigating-the-dark-side-of-the-energy-transition#types> (2022年2月28日取得)

⁶³ [Resolving consumer disputes: Alternative Dispute Resolution and the courts system \(publishing.service.gov.uk\)](https://publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/103488/resolving-consumer-disputes-alternative-dispute-resolution-and-the-courts-system) (2022年2月28日取得)

⁶⁴ <https://www.bre.co.uk/nsc/index.jsp?id=2983> (2022年2月28日取得)

されているものであり、我が国の行政型ADRに類似するものと考えられる。ただし、いずれも事業者と消費者との間の紛争解決に主眼が置かれている。

①紛争解決及び制裁委員会 (Comité de Règlement des Différends et Sanctions, CoRDIS) : 電力・ガス市場の適切な機能やサービスの質を確保するために設立されたエネルギー規制委員会 (Commission de régulation de l'énergie, CRE) 傘下の機関であり、2006年に独立行政機関として設立され、電力及びガスの事業者と消費者との間の紛争を解決する役割を担っている。

②エネルギーオンブズマン (Le médiateur national de l'énergie) : エネルギー法典 L.122-1 条に従い設立された、独立行政機関であり、エネルギー事業者と消費者の間の紛争解決に特化した機関である。

(2) 再エネ設備の設置に係る紛争解決手続き

2050年までのカーボンニュートラルの目標達成に向け、再エネの開発が喫緊の課題である一方、特に風力発電については2020年以降、許認可申請の3分の1が拒否される事態が発生しており⁶⁵、住民の理解を得ながら風力発電の開発を確実に進める必要性が取り沙汰されている。

環境移行省は、風力発電の開発を促進するために「責任ある開発のための10の対策」を発表した。その対策の一つに「風力メディエーター」の設置がある。環境移行省のバーバラ・ポンピリ大臣は、2021年10月5日の会見において、環境移行省内に風力メディエーターを設置することを宣言した。風力メディエーターのミッションは、風力発電案件の受容性を評価し、適宜必要な協議が行われたことを確認し、地域におけるコンセンサスを強化するよう事業者に提案すること、と説明されている。

2.2.4 スペインにおける制度

(1) 紛争解決手段の概要

裁判所での調停手続きに加え、1984年にスペイン政府は公的なADR機関を整備している。

1984年7月19日施行の法律26/1984 (Ley 26/1984, de 19 de julio, General para la Defensa de los Consumidores y Usuarios.) 第14、15、16条に基づき、「地方自治体消費者情報提供局 (Oficina Municipal de Información al Consumidor)」(以下、OMICsとす

⁶⁵ 2021年10月5日の環境移行省バーバラ・ポンピリ大臣の声明より

<https://www.vie-publique.fr/discours/282134-barbara-pompili-05102021-developpement-eolien-acceptabilite-sociale> (2022年2月17日取得)

る)及び「消費者仲裁システム (Sistema Arbitral de Consumo)」(以下、SACとする。)を設立しており、2017年にはEU指令11/2013/UE他に準拠するADR制度とするための法改正をしている。⁶⁶これらのADRを活用した紛争解決は、可能な限り友好的手法 (metodos amigables) を取ることが求められおり、下記の4段階のプロセスを経て解決若しくは裁判へと進むこととなる。紛争の当事者のいずれかが友好的解決を要求した日から3ヶ月以内に解決できない場合、当事者は紛争を民事裁判所又は行政裁判所へ提出することができる。

表 2-5: スペインにおけるADRのプロセス

プロセス	説明
① 交渉 (Negociacion)	<ul style="list-style-type: none"> 紛争解決のための最初のステップであり、同プロセスの申請者は自己の権利を事業者に対して主張し、問題点や自己の権利が侵害されていることを通知する。事業者はこれに対して30日以内に応答しなければならない。 申請者と事業者の双方の理解を得ることを目的としており、当事者の一方若しくは双方が権利主張の一部を放棄しなければならないが、短期間での解決を可能にする。 通常、第三者の援助や介入はなく、当事者間で行われる。
② 和解斡旋 (Mediacion)	<ul style="list-style-type: none"> 交渉が合意に至らなかった場合、④仲裁の前段階として政令231/2008に基づいて行われる手続き。 地方自治体消費者情報提供局 (OMICs) が介入し和解をあっせん。有識者である第三者があっせんを行い、双方の歩み寄りを促す。
③ 調停 (Conciliacion)	<ul style="list-style-type: none"> ②和解斡旋及び④仲裁の中間プロセスであり、第三者として調停人が介入し、紛争について意見及び勧告を出すことができる。 調停人は調停案を提示し、当事者双方が異議を唱えなければ、手続きを終結させることが可能である。 この場合、調停人の示した調停案が当事者間の和解内容として効力を発する。
④ 仲裁 (Arbitraje)	<ul style="list-style-type: none"> 紛争についての判断権限を有する仲裁人が第三者として介入し、仲裁判断を下す。 当事者が仲裁判断の内容に満足しない場合は、通常の司法手続きに進み、当該内容に異議を申し立てることができる。

出典：神戸大学発表の論文⁶⁷を基に著者作成

⁶⁶ <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012420.pdf> (2022年2月17日取得)

⁶⁷ <http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/81012420.pdf> (2022年2月17日取得)

1) 事業者間における紛争解決

2013年スペインにおいて、EU指令11/2013/UE他に基づきエネルギーや電気通信分野、競争環境等の規制監督機関として国家市場・競争委員会（CNMC：Comisión Nacional de los Mercados y la Competencia）が設立された。同委員会では、紛争の仲裁や紛争解決のための調査を行っており（図2-2参照）、再エネ設備に関連して送配電事業者と開発事業者の間で起こった系統接続に関する紛争等、事業者間の事例の仲裁を行う他、再エネ事業者による違反行為に対する調査を実施している。しかし、CNMCによる地域コミュニティと事業者間の紛争への対応実績は確認できない。⁶⁸

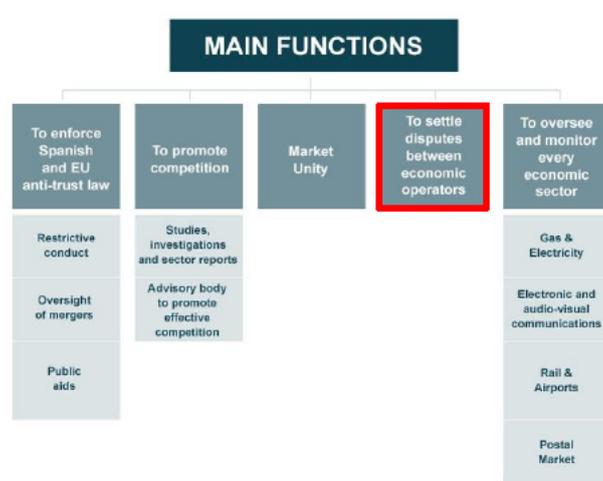


図 2-2 : CNMC の主な役割

出典：CNMC ウェブサイトより抜粋（2022年2月28日取得）

(2) 再エネ設備の設置に係る紛争解決手続き

スペインにおいて、再エネに特化し、地域コミュニティと事業者との紛争に対応するためのADR等機関は確認できない。そのため、当該紛争についても前述した一般的なADRの手順を踏むこととなる。

(3) その他再エネ設備の設置に係る紛争解決の取り組み

前述のエネルギー効率と再生可能エネルギーに関する市民情報サービス（SICER）が、2008年11月から運用されており、エネルギー問題に関する市民の問い合わせに対応するプラットフォームとなっている。サービス開始以来355,000件を超える事案をデータベース化しており、2020年には合計44,517件の相談に回答している。表2-6にSICERへの相談分野と件数を示す。再エネ関連の相談は、全体のうちの20%程度となっている。

⁶⁸ CNMCウェブサイト <https://www.cnmc.es/>（2022年2月20日取得）

表 2-6 : SICER への相談内容と件数

相談分野	相談件数	対全体比 (%)
Mobility aids and vehicles	6,548	40.08
Grants for the rehabilitation of buildings and energy efficiency	4,117	25.20
Grants for renewable energies	3,237	19.81
Aid for sustainable urban development	2,356	14.24
IDAE financing	81	0.50

出典 : SERVICIO DE INFORMACIÓN A LA CIUDADANÍA EN EFICIENCIA ENERGÉTICA Y ENERGÍAS RENOVABLES SICER⁶⁹を基に著者作成

2.2.5 イタリアにおける制度

(1) 紛争解決手段の概要

イタリアでは、民事訴訟の他、調停、仲裁等の ADR の仕組みが存在している。公的機関の決定に関する紛争は、基本的に行政裁判所で解決されることとなっている。

また、民事裁判所の負担を軽減するための紛争解決手段として、次のような制度がある

- ・ 継続中の裁判を仲裁に委ねる制度
- ・ 裁判所へ持ち込む前に友好的な手段での和解を奨励する制度（当事者一方が友好的解決を試みずに裁判所で法的手続きを開始した場合、裁判所はその手続きを中断し、当事者に友好的解決を命じる）
- ・ 和解勧告と紛争解決措置合意書（CRA、紛争を友好的に解決するために当事者を拘束することを目的とした合意書）を用いた制度

なお、当事者が交渉によって紛争を解決した場合、合意は直ちに有効となり、合意を遵守しない場合には、当事者は必要な強制手続きを開始することが許される。

1) ADR の種類

ADR について、①友好的な交渉、②司法又は司法外の話合（conciliation）、③仲裁、④

⁶⁹ https://www.idae.es/sites/default/files/news_of_interest/Memoria-Anual-2020-del-SICER.pdf (2022年2月28日取得)

調停、⑤紛争解決の試みに関する合意による調停 (Mediation through Conflict Resolution Attempt Agreement) の5種類がある。

このうち、⑤紛争解決の試みに関する合意による調停は、2014年にD.lg 132/2014によって導入された比較的新しい仕組みである。これは、法令に基づかないもので、訴訟の前段階としての和解交渉のことで、紛争を裁判所に持ち込む前に友好的な試みを行うことを求めている。そのステップは次のとおりである。

- ① 紛争のすべての当事者は、友好的に解決する試みとして他の当事者を議論に招待する。
- ② 一方の当事者は、他方の当事者を招待したのち、当事者を拘束し、誠意を持って紛争を友好的に解決することを目的とした契約 (CRA) を締結する。当該契約には、紛争の対象、招待に応じない (又は拒否する) 場合の対応、議論の後に裁判所に付託されることになった場合の対応、費用の配分と負担に関する告知が含まれる。

当事者は CRA が締結されてから 1~3 ヶ月の間で何らかの結論に至る。

(2) 再エネ設備の設置に係る紛争解決手続き

エネルギー分野では、次の2種類の訴訟が多く、再生可能エネルギー設備の設置については①が該当する。

- ① 発電所の建設・操業許可に関する訴訟：事業者が認可の拒否に対して申し立てる請求と、そのカウンターパート (近隣の土地所有者や収用者、環境保護団体等) が発電所の建設や運転に関して管轄当局が発行した認可の取り消しに対して申し立てる請求
- ② 発電のためのインセンティブ措置の承認又は撤回に関する訴訟：通常、奨励金の支給条件 (構造上の相違、無許可の発電設備の改造、虚偽の陳述) の欠如又は終了に疑義がある場合

上記①に対する主な紛争は次の3つであり、これらは訴訟まで行かずに解決するよう求められている。

- ① 建設段階、運転及び保守段階で発生する紛争 (追加の支払い請求や業務内容の変更、期間の延長が含まれる)。
- ② 契約内容についての紛争
- ③ 規制内容についての紛争

なお、とりたてて建設・操業の認可に対する訴訟を回避するための専門のADRの機関は設置されていないようである。

一方、前述のとおり認可手続きにて適用されるサービス会議における決定について不服がある場合は、国に対して異議を唱えることが可能となっている (D.lg 387/2003 第14条の5)。

2.3 我が国の再生可能エネルギー設置に関する紛争等への導入可能性に関する調査

2.3.1 国内再エネ設備設置における紛争解決に関する課題

(1) 再エネ事業開発の進捗に伴って紛争発生要因や紛争の程度が変化していくこと

住民側が再エネ設備設置に反対し紛争化する要因は一定の類型化はできるが様々である。例えば太陽光では、災害のおそれ、景観への影響、野生生物・自然環境への影響、土砂流出による水資源・海洋環境への影響、反射光等。風力では、災害のおそれ、騒音、野生生物・自然環境への影響、景観への影響、シャドーフリッカー等がある。

これらの訴えは、土砂災害発生等の具体的危険等切迫したものから、反射光、騒音、シャドーフリッカー等住環境の具体的悪化、景観悪化等具体的損害が認識しにくいもの、災害発生や自然環境への影響等抽象的な内容にいたるまで、住民側に与える影響という観点から様々である。

また、住民側が反対により紛争化する時期も一定ではない。計画段階から漠然としたおそれ等を理由に紛争化するものもあれば、運転開始してから騒音等の影響が予想以上であった等として是正を求めるものまで一律ではない。ただし、近年は再エネ設備設置に伴うトラブル等が報道等により広く知られるようになったため、紛争化するタイミングは早期化しているものと考えられる。

再エネ設備設置による影響は周辺住民に広く及ぶため、潜在的に紛争を提起する住民の範囲は広い。住民の中にも再エネ設備設置に賛成、反対、特段意見無しといった態度に様々であり、事業の進捗によって賛成・意見無しだった者が反対の立場をとって紛争を提起する等の動きがあるものと考えられる。その場合、事業者側からみると、どの範囲の住民にどの程度理解を得たり対応したりすればよいのかといった予測可能性が高いとは言えない。

なお、再エネ特措法による再エネ発電設備の普及により、全国的に再エネ設備の導入が進んでおり、結果、全国的に広く再エネ設備設置に伴う紛争が生じている（局所的なものではない。）。

さらに、紛争の要因や態様は様々であるが、一般に再エネ事業開発の進捗に伴って紛争の要因の深刻さや態様の程度が大きくなっていくものと考えられる。すなわち、再エネ事業開発の計画段階等初期の段階では、紛争の要因は災害の発生や住環境に対する影響への漠然とした不安といったものも多く、事業者と住民側との協議、事業計画の説明といった対策で解決の余地が大きいと考えられる。これに対し、設備の着工、運転開始といった段階まで進んだ場合、紛争の要因も災害発生や住環境の悪化への現実的危険といった形で具体化し、事業者側も既に開発に相当程度の投資を行って計画変更等が難しく、住民側の要望等に応諾が難しくなり、任意での紛争解決が困難な状況になりやすいものと考えられる。

(2) 最終的には訴訟化しやすい紛争類型であること

再エネ設備設置に関する紛争は、一般論として訴訟化しやすい紛争類型であると考えら

れる。

住民側は再エネ設備設置によって長期にわたって住環境等に影響を受ける。事業者側は当該事業の準備、建設等に多大な時間、労力、金銭を投資している場合もあり、計画変更が事業計画に与える影響も大きいことから、妥協しにくいと考えられる。特に、事業が進展してからでは、事業者側でも計画変更が難しく、既に建設が進んでいる等して協議による解決が期待できない状況になりやすい。

本来は事業の初期の段階で協議をするのが望ましいが、事業者側とすると早期の事業開始を資本回収等の観点等から志向する。特に、現状では再エネ特措法を活用する再エネ設備は、認定取得後はすべての運転開始期限が設けられるため、事業の収益性に直結する。事業者側としてもどの範囲の住民と協議すれば十分なのか、ある住民とは合意できても別の住民から遅れて紛争提起される等した場合、ある程度住民理解を措いて事業を進展せざるを得ないという判断もあり得る。

また、住民側の要請も上記のとおり、具体的に切迫したものもあれば、自然環境への影響や漠然とした災害等のおそれ等があり、全てに対応することは難しい。場合によっては、非常に強硬な対応をする住民もいると考えられ、事業者側にとってそのような住民と1対1で協議して妥協点が見いだせるか懸念する場合もあると考えられる。合理的な着地が見出せる仲介者等が存在する話し合いの場でなければ対応が難しい場合もあり得る。そうすると、事業開発が進展してしまった段階では双方に妥協の余地が少なく、住民側としては任意協議での解決が見込めない以上事業者側に強制力をもって履行を求められる訴訟手続が選択されやすくなるものと考えられる。逆に任意協議やADR等による解決は事業開発の初期ないし中盤で模索されなければ有効性が低くなる可能性が高いものと考えられる。

(3) 紛争解決の困難さ

紛争解決には訴訟等強制力を伴う手続きでなければ事業者側の協力が不可欠であるが、事業計画策定ガイドラインはあるものの全ての事業者が任意に協力するとは限らない。事業者側が協議解決に応じなければ任意協議での解決は困難であるのが現状である。

住民側とすると、一旦再エネ設備ができてしまうと住環境の悪化等の状況が固定化するので早期の段階で事業を止めるないし変更を求めることが望ましい。他方、事業者側が計画変さらに応じない場合、取りえる手段としては、再エネ設備によって安全や住環境に影響を受けることを根拠として、事業の仮の差し止めを裁判所に求めることとなる。ただ、かかる仮処分には、住民側が主張する権利の存在(再エネ設備の設置によって損害が具体的に生じる等)と、仮処分の必要性(再エネ設備の設置が進むと権利回復が困難となる事情等)を疎明する必要があり、一般に簡単には認められにくい。そうすると工事自体は進んでしまい、結局金銭賠償以外での解決しか方策がないということとなり、住民側にとっては満足いく結果となりにくい。また、一般に裁判になった場合、反射光、騒音等の住環境の悪化については、一定の受忍限度の範囲に収まるならば不法行為とはならないとされる場合も多く、必

ずしも住民側の望む結果とはならない。

また、そもそも住民が訴訟等で紛争解決を目指すとする、解決までの時間を要する、不法行為の立証等は住民側が負うが証拠が事業者側に偏在している、専門的知見が不足している、多額の解決費用がかかる、等、住民側に不利な要素が多い。さらに、そもそも裁判所や既存のADRを利用して解決期間に専門的知見があるとは限らず、早期解決が図られない場合もあり得る。

逆に、事業者側とすると複数の住民グループと訴訟等を行うとなると大きな負担となり得る。事業者側とすると住民との紛争を一挙に統一的に解決できればよいが、個々の紛争はそれぞれ別であり、住民側の要請も一律でないとするとも難しい。

2.3.2 国内類似施設及び海外再エネ設備設置における紛争解決制度の特長

本調査において明らかとなった国内類似施設あるいは海外再エネ設備に係る紛争解決手段の中で、我が国における再エネ設備設置に係る紛争の現状と照らして、今後の新たな制度の導入検討にあたって参考となり得る特徴的な制度として、以下が挙げられる。

(1) 国内類似施設

- 民間ADRにおける協力義務：金融ADRや交通事故ADRにおいて、関係者に対し協力義務を課すことにより円滑な紛争解決に努めている。
- 公害等調整委員会：公害紛争の処理制度として既に多数の紛争処理実績がある。資料収集を調停委員会が担うことによる市民の負担減につながっている。
- 地方公共団体における苦情相談対応：市民に最も身近な存在であり、早期から、あるいは些細な事象から相談できる環境がある。

(2) 海外再エネ設備

- ドイツのKNE：再エネ専門のADR機関
- 欧州各国の都市開発段階での公衆参加制度：早期の市民参加による紛争の予防

2.3.3 我が国の再エネ設備設置に係る新たな紛争解決手段の導入可能性の検討

(1) 新たな紛争解決手段に必要な機能

我が国における再エネ設備設置に関する紛争の要因は、事業者による開発が進むに伴い、住民の漠然とした不安からより強い懸念、ひいては直接的な被害へと発展し得ることは前述のとおりである。事業者の視点から考えると、事業開発が進み、特に事業者が投資意思決定(Final Investment Decision、FID)を行い、各種許認可を取得した後は、住民からの訴えを受けて事業撤退を決断することは一般的に難しい。

これらの特徴を踏まえ、今後の我が国での再エネ設備設置に係る紛争解決に必要な機能は、大きく二つの観点で考えられる。一つは事業開発の初期段階において、住民に対して直

直接的な影響がない状況での住民の漠然とした不安への早期対応や、予防的措置としての情報公開機能である。再エネ事業に対する知識が乏しい一般市民に対して、不安要素を取り除くための対話を早期に実施し、再エネ事業に対する正確かつ適切な情報を提供することで紛争の芽を摘むことが重要である。もう一つは、紛争が発生しているものの、深刻化する前段階での適切な相談・協議の場の提供、つまりADRの適用の拡大である。地域住民と事業者との対立の状況が比較的軽微である場合、あるいは訴訟を行ったとしても過去の判決例から結果がある程度予想可能な場合であれば、訴訟と比べて費用と時間が抑えられるADRを利用する価値は高いものと考えられる。

また、環境アセスメントの対象となる再エネ設備の場合は、環境影響評価法において一般市民への書類の広告・縦覧や説明会の開催が規定されているものの、環境アセスメントの対象外となる比較的小規模な再エネ設備については、市民への情報提供や合意形成の場が限定的である現状がある。環境アセスメントの対象外となる再エネ設備の設置に対しても適切に周辺住民の理解の場を設定し、紛争の予防・解決を促すために、各地方自治体の条例において制度を補足することも、今後の再エネの普及に向けてより重要度が増すものと考えられる。

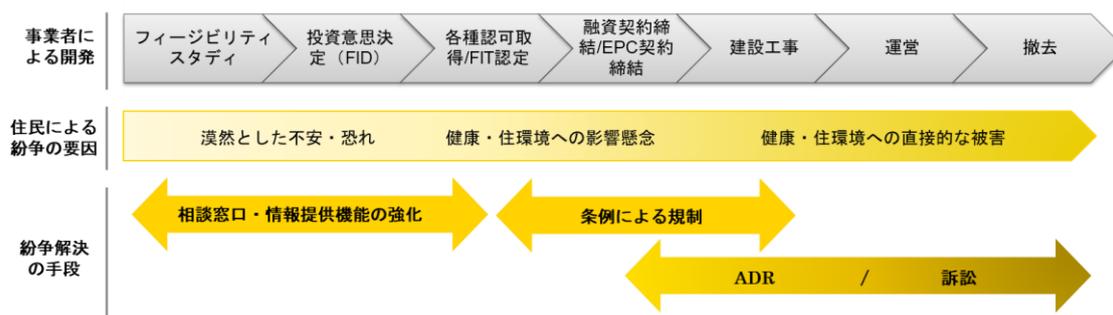


図 2-3：事業開発と紛争の要因・解決手段の変化

出典：著者作成

(2) 具体的な新たな紛争解決手段の比較

上記の機能を果たす具体的な紛争解決手段として、以下4つの手段が考えられる。

- ① 再エネ専門ADR機関の設立
- ② 公害等調整委員会の役割の強化
- ③ 地方自治体の役割の強化
- ④ 民間事業者（弁護士会等）への委託

それぞれの手段について、導入にあたって必要となる措置や期待する効果、検討すべき課題を比較すると下表の通りである。

表 2-7: 新たな紛争解決手段の比較

手段	①再エネ専門 ADR 機関の設立	②公害等調整委員会の役割の強化	③地方自治体の役割の強化	④民間事業者への委託
必要な措置	<ul style="list-style-type: none"> 組織の新設（役割、対象の定義、経営・運営方針の検討等含む） 	<ul style="list-style-type: none"> 取り扱う公害の種類を追加 紛争発生前の相談及び仲介の役割の追加 「再エネ分科会」等内部機関の設置による専門性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 条例制定による規制強化 再エネ紛争に係る専門部署・人材の確保 再エネ導入目標と都市計画の融合、計画段階からの市民参加 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士会等、民間事業者への紛争解決サービスの委託プロセスの設計 適切な事業者の選定
期待する効果	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の予防的措置としての相談窓口、第三者目線からの助言 訴訟に至る前段階の軽微な紛争、及び訴訟の結果が予測可能なケースへの対応 住民の負担（知識、費用、時間）の軽減紛争解決方法にかかる情報のとりまとめ・発信 	<ul style="list-style-type: none"> 紛争の予防的措置としての相談窓口、第三者目線からの助言 訴訟に至る前段階の軽微な紛争への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 相談受付から紛争解決までの一貫した対応 地域単位の課題に沿った解決手段の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 民間ノウハウの活用、特にすでに他分野で利用されている ADR 手続きの応用 公共の人的資源・費用負担の軽減
課題	<ul style="list-style-type: none"> 中立性の確保（行政型・民間型いずれの所管が適切かの検討） 資金調達方法人材確保の方法 	<ul style="list-style-type: none"> 現状の限られた予算の中で、新たな紛争への対応が難しい可能性が高い 再エネ分野の専門的知識についての教育が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体職員の負荷の増加 再エネや紛争解決の専門的知識についての教育が必要 	<ul style="list-style-type: none"> 中立性を確保するためのガバナンスのあり方の検討 再エネ分野の専門性を高めるための措置が必要

第3章 事業の適正化に関する調査

3.1 海外の FIT/FIP 等に関する事業の適正化に関する調査

3.1.1 海外各国の FIT/FIP 制度に関する概要

欧州主要国では我が国に先行して FIT 制度が導入され、現在は FIP 制度あるいは CfD 制度へと移行している国が多い。ドイツ、イギリス、フランス、スペイン及びイタリアにおける、2021年12月時点での FIT/FIP 制度及びそれに類する再エネ支援制度の概要は下表のとおりである。

表 3-1：各国 FIT/FIP 制度の比較

	ドイツ	イギリス	フランス	スペイン	イタリア
主な支援制度 (導入年)	FIP制度 (2012年～)	CfD制度 (2014年～)	FIP (CfD)制度 (2016年～)	CfD制度 (2020年～)	FIP/CfD制度 (2019年～)
規定する 主な法令	<ul style="list-style-type: none"> Erneuerbare-Energien-Gesetz (EEG) 洋上風力については Windenergie-auf-See-Gesetz (WindSeeG) 	<ul style="list-style-type: none"> Energy Act 2013 The Contracts for Difference (Allocations) Regulations等 The Smart Export Guarantee Order 2019 	<ul style="list-style-type: none"> Code de l'énergie 	<ul style="list-style-type: none"> Real Decreto Ley 23/2020 de 23 de junio por el que se aprueban medidas en materia de energía y en otros ámbitos para la reactivación económica ("RD-L 23/2020") 	<ul style="list-style-type: none"> Decreto 4 luglio 2019
FIP等の 支援対象	<ul style="list-style-type: none"> 100kW超の全再エネ電源について、FIP制度のみ適用可 100kWまでの設備はFIT制度の選択が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 5MW超の全再エネ電源について、CfD制度のみ適用可 5MW以下の太陽光、風力、水力、バイオガスについては Smart Export Guarantee (SEG) 制度が適用 	<ul style="list-style-type: none"> 原則500kW以上の全再エネ電源について、CfD制度のみ適用可 ただし500kW以下の太陽光、水力、バイオマス等はFIT制度の選択が可能 	<ul style="list-style-type: none"> Real Decreto 413/2014, de 6 de junioで定められた再エネ電源(太陽光、風力、バイオマス、小水力等) 	<ul style="list-style-type: none"> 250kW以下はFIT制度、250kW超はCfD制度が適用 対象電源は太陽光、陸上風力、水力、下水ガス
買取義務者	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備の最も近くに位置する系統運用者 	<ul style="list-style-type: none"> (CfD) Low Carbon Contracts Company (SEG) 一定規模以上の電力会社 	<ul style="list-style-type: none"> EDF社 	<ul style="list-style-type: none"> OMIE 	<ul style="list-style-type: none"> GSE社
FIP等の対象に かかる入札制度 の対象	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光、陸上風力、洋上風力について、750kW超が入札対象 バイオマスについては150kW超が入札対象 	<ul style="list-style-type: none"> 5MW超の全ての規模の全再エネ電源が入札対象 	<ul style="list-style-type: none"> 500kW以上の太陽光 300kW超のバイオマス 500kW超のバイオガス 洋上風力 7基以上の陸上風力 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の全再エネ電源が入札対象 	<ul style="list-style-type: none"> 1MW超の上記の全再エネ電源が入札対象

出典：令和2年度 固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務（再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況等の確認に関する調査）報告書、令和3年3月、株式会社 日本アプライドリサーチ研究所に基づき著者作成

(1) ドイツ

ドイツでは、再エネ法である Erneuerbare-Energien-Gesetz (EEG) おいて再エネに対する支援制度が規定されている。2012年から FIP 制度が導入されており、最新の EEG (EEG2021) においては、100kW 以上の新規発電設備が支援を受ける場合には FIP 制度の適用が義務化されている。他方、100kW 以下の設備には FIT 制度も適用可能となっている。

支援対象となる電源は、太陽光、風力、バイオマス、水力（海洋エネルギー含む）、地熱

埋立ガス、下水ガスである。

支援対象となる設備の最も近くに位置する系統運用者（一般的には配電系統運用者）に接続義務があり、接続した系統の運用者が規定された固定価格以上で買い取り、あるいは市場プレミアムを補償する仕組みになっている。

太陽光（750kW 超）、陸上風力、洋上風力、バイオマスについては、2017年以降入札制度が導入され、新規の支援対象設備は入札により選定され、支援価格が決定する。EEG2021においては、2028年までの電源別の入札募集容量が定められている。

(2) イギリス

イギリスでは Energy Act 2013 において CfD 制度を規定しており、The Contracts for Difference Regulations において具体的な契約に係る用語の定義や申請方法等が示されている。

CfD では、発電事業者と政府所有の有限責任会社である Low Carbon Contracts Company (LCCC) との間で個別の差額決済契約を締結し、基準価格 (Strike Price) と参照市場価格 (Reference price) との差額を 15 年間にわたって補助金として受け取る、あるいは返還する。

CfD の適用申請には入札制度 (Allocation Round) が導入されている。年度毎の予算を超える CfD 申請があった場合には、入札価格の低い順に応札し、その入札価格が基準価格となる (一定の上限価格あり)。

CfD の支援対象は主に 5MW 超の太陽光、風力、バイオマス、水力等すべての再エネ電源で、入札時には「ポット 1 確立された技術 (太陽光、陸上風力、水力、廃棄物等)」、「ポット 2 未確立の技術 (洋上風力、波力、潮力等)」、「ポット 3 バイオマス」等、電源種毎にカテゴリーを分けて入札が実施される。

一方、5MW 以下の設備には、従来適用されていた FIT 制度に代わり、2020 年から Smart Export Guarantee (SEG) 制度が導入されている。SEG 制度は個別に The Smart Export Guarantee Order 2019 で規定されている。SEG の支援対象は 5MW 以下の太陽光、陸上風力、水力等に適用される。

SEG では、発電事業者が系統に供給する余剰電力に対し、小売電気事業者が kWh あたりの料金 (売電価格) を提示し、支払いを義務付けている。

(3) フランス

フランスでは、エネルギー法典 (Code de l'énergie) と下位法令であるアレテやデクレにおいて再エネに対する支援制度が規定されている。

2016年以降、原則500kW以上の再エネ新規設備にFIP制度⁷⁰が適用されている。発電事業者はEDFと差額決済契約(CfD)を締結し、参照市場価格との差額を決済する。

500kW以下の再エネ設備にはFIT制度も引き続き適用されている。

500kW以上の地上設置型太陽光、屋根設置型太陽光、陸上風力、洋上風力、及び水力については支援設備を決定するにあたり入札制度が導入されている。

(4) スペイン

スペインでは、財政負担増を理由にFIT制度が2013年に廃止されて以降再エネ導入が滞っていたが、2020年に”REER”と呼ばれるCfD制度を導入し、再び再エネの支援制度を整えている。

2020年6月23日付の政令法(Real Decreto Ley 23/2020 de 23 de junio por el que se aprueban medidas en materia de energía y en otros ámbitos para la reactivación económica)においてCfD制度を導入し、その後追加の政令・省令でCfD制度及び入札制度を規制している。

対象電源は太陽光、風力、バイオマス等、全種類の再エネ電源であり、全て入札により支援対象を選定する。

落札した発電事業者は、卸電力取引所運営機関であるOMIEと差額決済契約を締結し、市場価格と落札価格の差額を決済する。

(5) イタリア

イタリアでは、Decreto 4 luglio 2019において再エネ支援制度が規定されている。なお、2021年に再エネ支援制度に係る新たな法律であるDECRETO LEGISLATIVO 8 novembre 2021, n. 199が制定されているが、新法における具体的な支援対象については今後発行される施行令に従うものとされており、施行令の公布が待たれている状態である。

1kW超(太陽光のみ20kW超)の太陽光、陸上風力、水力、下水ガスの電源が支援対象となり、250kW以下はFIT制度、250kW超はCfD制度が適用される。

FIT制度の場合、再エネ関連サービスを提供する国有会社であるGSE社が固定価格で買い取る。CfD制度の場合、発電事業者は卸電力取引市場に直接販売し、GSE社との間で基本インセンティブ価格あるいは入札価格と市場価格の差額を決済する。

支援設備は、1MW以下の場合「登録」、1MW超の場合「入札」の2種類の方法で選定される。登録の場合、あらかじめ定められた優先基準に則して総合評価による順位付けが行われて支援設備が決定される。入札の場合には、基本インセンティブ価格から最も削減した価格を提示した者が落札者となる。

⁷⁰ 実態は差額決済型のCfD制度だが、フランスではFIPという用語が使用されている。

3.1.2 海外各国の FIT/FIP 制度に係る法令に違反した場合の対応

(1) ドイツ

1) 契約・入札手続による統制

ドイツでは、再エネ事業者は、発電した電力を FIT 又は FIP の制度を前提に (i) 特段の契約無しに系統運用者に販売して FIT 価格の支払いを受けるか、(ii) 市場への売却又は系統運用者以外の者との直接契約に基づく販売を行い、系統運用者からプレミアムの支払いを受けるかのいずれかの方法が選択される。このうち、系統運用者以外の者との直接販売については、標準契約書は用意されていないものの、実務上は概ね類似の契約書が使用されており、当該契約書には、発電事業者が EEG に基づく支援要件を満たさない場合等に電力購入者が契約の解除等の措置を取ることができる旨の規定が置かれることが一般的である。

発電事業者は、再生可能エネルギー発電所を建設するに際し、建築法 (Baugesetzbuch) に基づく建築許可 (Baugenehmigung)、連邦排出規制法 (Bundesimmissionsschutzgesetz) に基づく排出許可 (immissionsschutzrechtliche Genehmigung) 等を取得する必要がある。これらの必要な許可を取得していることは、一般的には EEG に基づく入札に参加するための条件とされており、入札における提出書類で当該許可を取得していることが示されない場合、当該入札参加は拒否される (EEG 第 33 条第 (1) 項 2)。

また、入札者が、提出書類に故意又は重過失により、当該入札手続又は以前に実施された入札手続において、事実と異なる記載がなされた入札書又は証拠資料を提出した場合 (例えば、取得されていない許可について取得済みと記載する等)、行政当局は、当該入札者及び当該入札者が行った入札を当該入札から除外することができる (EEG 第 34 条 1 (a))。行政当局の入札除外に関する決定は個別の入札手続についてのみ適用される。ただし、法令上は、以前に実施された入札における虚偽資料の提出を勘案して入札手続からの除外を決定することができるため、一度入札で事実と異なる資料を提出した場合、以降の全て入札手続について除外される可能性が生じることとなる。)

2) 許認可取消、罰金その他行政的手段による統制

EEG では、再エネ事業者が EEG に定める義務に従わない場合の制裁が定められており、その主たるものが適用される適用価格 (FIP 制度の場合はプレミアムに市場価格を加えた価額、FIT 制度の場合は FIT 価格) の減額である。すなわち、違反の内容により、適用価格が (i) ゼロとなる (FIP 制度の場合、適用価格から市場価格を控除してプレミアムを求めためプレミアムの価額がマイナスとなるがその場合、プレミアムはゼロとされる。)、(ii) 月間の市場価格まで減額される (FIP 制度の場合、プレミアムがゼロとなる。)、(iii) 20%減額される、となる場合がある。

なお、適用価格の減額措置については、当該措置を課す前に実施すべき手続について特

に規定はなく、措置実施までの猶予期間や違反事実に関する通知等を行う必要もない。

a. 適用価格がゼロとなる場合（EEG第52条第（1）項）

- ① 発電事業者が、事業者登録簿への登録に必要な情報を提出しておらず、かつ、EEG第71条第1項に基づく報告（2月28日までに前年分に係る最終的な請求を行うための情報を系統運用者に提出すること）を実施していない場合
- ② 発電事業者が、発電設備の容量増加について登録するための情報を提出しておらず、EEG第71条第1項に基づく報告を実施していない場合
- ③ 発電事業者がEEG第10b条（発電事業者が系統運用者以外の者に直接販売する場合の技術的な要件を定めた規定）に違反した場合
- ④ 発電事業者がEEG第21b条第（2）項（発電事業者が、系統運用者と系統運用者以外の者への販売割合をあらかじめ定めそれを遵守することを求める規定）又はEEG第21b条第（3）項（系統運用者以外の者への直接販売量について単位時間あたりの計測・管理を求める規定）に違反した場合
- ⑤ 入札手続きを経た発電事業者が、EEG第27a条（入札手続きを経た発電事業者が発電した電気を自家使用することを原則として禁止した規定）に違反した場合

上記のうち、①、②、③については違反が継続する期間、④については違反が是正された後3ヶ月間、⑤については違反のあった暦年の全期間で適用価格がゼロとなる。

b. 適用価格が月間の市場価格まで減額される場合（EEG第52条第（2）項）

- ① 発電事業者がEEG第9条第（1）項（発電設備の技術的な要件を定めた規定）に違反した場合
- ② 発電事業者がEEG第9条第（8）項（航空法に基づく航空障害物の夜間表示に係る装置を風力発電設備に設置することを求める規定）に違反した場合
- ③ 発電事業者が系統運用者以外の者に電力販売を行う場合にそのことについて系統運用者に通知していない場合。
- ④ FIT制度を利用する発電事業者が支援期間を超えて系統運用者に電力を販売した場合
- ⑤ FIT制度を利用する発電事業者がEEG第21条第（2）項（FIT制度を利用する場合に発電電力全量を系統運用者に提供することを求める規定）に違反した場合
- ⑥ 発電事業者がEEG第80条（発電した電力の重複販売を禁止する規定）に違反した場合

上記のうち、①、②については違反が継続する期間、③については違反が発生した当該月、④については当該支援期間を超えた期間、⑤については違反が発生した全期間、⑥については当該違反の期間とその後の6ヶ月間を加えた期間について、適用価格が月間の市場価格まで減額される。

c. 適用価格が20%減額される場合（EEG第52条第(3)項）

- ① 発電事業者が、事業者登録簿への登録に必要な情報を提出していないが、EEG第71条第1項に基づく報告（2月28日までに前年分に係る最終的な請求を行うための情報を系統運用者に提出すること）は実施している場合
 - ② 発電事業者が、発電設備の容量増加について登録するための情報を提出していないが、EEG第71条第1項に基づく報告は実施している場合
- 上記のいずれも違反が継続する期間適用価格が20%減額される。

また、EEGでは主に入札手続に関する義務違反に関し制裁金について定められており、入札手続きで落札した事業者による発電所の運転開始が遅れた場合や割り当てられた容量の一部しか使用しないとといった場合に科されることとされている。陸上風力発電及び太陽光発電の場合に関する主な内容は以下のとおりである。

d. 陸上風力発電設備の場合（EEG第55条第(1)項）

EEG第35a条（入札手続において落札した容量分の設備を期限までに実際に稼働できない等の理由に基づく落札の取消しを定めた規定）により入札手続において落札した割当量の5%以上が効力を失った場合又は落札の公表から24ヶ月以上経過して稼働した場合に、

- ① 落札量から24ヶ月以内に稼働した発電設備の容量を控除したものに1kWあたり10ユーロを乗じた額
- ② 落札量から26ヶ月以内に稼働した発電設備の容量を控除したものに1kWあたり20ユーロを乗じた額
- ③ 落札量から28ヶ月以内に稼働した発電設備の容量を控除したものに1kWあたり30ユーロを乗じた額

を発電事業者は系統運用者に支払わなければならない。

e. 太陽光発電の場合（EEG第55条第(2)項）

EEG第35a条により入札手続において落札した割当量の5%以上が効力を失った場合、無効となった落札量に1kWあたり50ユーロを乗じて算出された額を系統運用事業者に支払わなければならない。

(2) イギリス

1) 契約・入札手続による統制

イギリスにおいては、前述のとおり、発電事業者とLCCCとの間で差額決済契約を締結して基準価格（Strike Price）と参照市場価格（Reference price）との差額を受け取ることになる。かかる差額決済契約では、LCCCと発電事業者が締結する標準契約書が用意され、発

電事業者に法令遵守を求める仕組みとして以下のような規定が盛り込まれている。

まず、差額決済契約に基づく支援が開始される前提条件として、以下のような資料をLCCCに提出することとされている。

- 発電事業者が、差額決済契約の締結及びその履行を行う権限を有していること及び差額決済契約の締結及び履行を行うために必要な対応をすべて実施したことを確認する法律意見書
- 差額決済契約に基づく取引において発電事業者に適用される全ての法令の規制に準拠していることを示す証憑
- 発電施設の詳細、位置、使用機器類等の内容を示す説明資料

発電事業者が以上のような前提条件を差額決済契約の締結日から20営業日以内に充足できない場合、LCCCは差額決済契約を解除することができる。

また、差額決済契約において、発電事業者は、適用される法規制を遵守していること（ただし、当該法規制に違反したことが重大な影響を生じさせる、又は生じさせると合理的に想定される場合を除く。）を、契約締結日現在において表明保証するとともに、契約期間中確約することを求められる。そして、かかる表明保証及び確約の違反は、差額決済契約の解除原因として明示的に規定されていないものの、差額決済契約の一般的な違反とされ、解除がなされる可能性がある。もっとも、LCCCは、契約解除について、同社の裁量で判断できるとしつつも、「CfD制度への投資家の信頼と消費者のコストを最小限に抑制するよう努める」旨の指導原則を表明しており⁷¹、解除の措置は謙抑的になされるものと考えられる。

2) 許認可取消、罰金その他行政的手段による統制

CfD制度は私法の性格を有するものとされており、違反に伴う行政的手段による制裁は見当たらない。

(3) フランス

1) 契約・入札手続による統制（エネルギー法典L.311-14条）

フランスでは、発電事業者とElectricité de France（EDF、フランス電力公社）、地方配電会社その他エネルギー法典で契約当事者となることが認められた事業者（以下「EDF等」という。）との間で固定価格での買取契約を締結してFIT制度を利用するか、FIP制度の対象設備の場合は、売電は発電事業者が自ら行い、EDFと差額決済を行いプレミアムを得る契約を締結する形で支援を受けることとなる。

エネルギー法典において、行政当局は、以下の場合にEDF等との間のFIT/FIPに関する

⁷¹ <https://www.lowcarboncontracts.uk/contract-events>（2022年3月15日取得）

契約を保留又は解除することができる。

- ① 再エネ発電設備が必要とされる許認可を備えていない場合、発電事業者が再エネ発電事業に必要な許認可を備えていない場合
- ② 発電事業者がエネルギー法典に規定された FIT/FIP 関連規制（エネルギー法典 L. 314-1 から L. 314-13 まで、同法典 L314-18 から L. 314-27 まで）及びそれに関連する諸規則を遵守していない又はエネルギー法典に規定された入札手続に関する要件に準じていないと行政機関が認めた場合。

なお、エネルギー法典 L. 314-1 から L. 314-13 まで及び同法典 L314-18 から L. 314-27 までには、FIT 制度及び FIP 制度に関する全般的な仕組みについて規定がなされており、支援の対象となる発電設備の要件等も併せて規定されている。このため、行政当局が支援対象の設備が FIT 及び FIP 制度の対象となる要件に該当しないと判断した場合は上記制度によって EDF 等との契約の保留又は解除がなされ得ることとなる。

FIT/FIP に係る契約が解除された場合、発電事業者は FIT/FIP に係る契約に基づいて受領した支援金で契約等を遵守していなかった期間に係るものの全部又は一部について返還する必要が生じる。また、期限までに返還を行わない場合、数百ユーロ程度の遅延損害金が課される。

行政当局は、エネルギー法典に基づき、労働関係規制（不法就労の禁止や労働環境の安全確保に関する規制）の違反に該当し得る事実があることが労働規制を担当する当局から報告がなされた場合は、FIT/FIP に係る契約を最長で 6 ヶ月間保留することができる（かかる保留は 1 度延長することができる。）。さらに、かかる違反の事実が裁判所の判断によって確定された場合は、行政当局は、FIT/FIP に係る契約を解除し、労働関係規制の違反があった日から裁判所の決定の日までの期間に発電事業者が受領した支援金の全部又は一部の返還を受ける。

2) 許認可取消、罰金その他行政的手段による統制（エネルギー法典 L.311-15 条）

エネルギー担当大臣は、発電事業者がエネルギー法典に基づく発電事業一般に課される規制及び発電事業に係る認可要件に違反した場合で、一定の期間に違反を是正することを通知し、当該期間に発電事業者が是正に応じないときは、以下の制裁を課することができる。

- ① 当該事業者の前年の売上高（付加価値税別）の 8%（複数回の違反の場合は 10%）（前年の事業活動がない場合は 15 万ユーロ、複数回の違反の場合は 37 万 5000 ユーロ）を越えない範囲の制裁金の賦課。
- ② 発電設備の運転認可又は電力供給に係る許可について、その取消し又は 1 年を越えない範囲での留保。

FIT/FIP 制度を利用する事業者は、発電事業者として上記制裁金を課され得るほか、再エネ発電事業者に課される規制や FIT/FIP 関連規制に違反した場合、具体的には、①発電事

業者の再エネ発電設備が必要とされる許認可を備えていない場合、及び発電事業者が再エネ発電事業に必要な許認可を備えていない場合、②発電事業者がエネルギー法典に規定された FIT/FIP 関連規制（エネルギー法典 L. 314-1 から L. 314-13 まで、同法典 L314-18 から L. 314-27 まで）、及びそれに関連する諸規則を遵守していない、又はエネルギー法典に規定された入札手続に関する要件に準じていないと行政機関が認めた場合においては、発電事業者に課される制裁金は 1MW あたり 10 万ユーロを超えない範囲で発電設備の最大発電容量に応じて課される。

また、FIT/FIP 契約の申請者又は FIT/FIP 制度の入札手続の落札者が、エネルギー法典に規定された FIT/FIP 関連規制（エネルギー法典 L. 314-1 から L. 314-13 まで、同法典 L314-18 から L. 314-27）、及びそれに関連する諸規則を遵守していない、又はエネルギー法典に規定された入札手続に関する要件に違反して制度の利用を申請した場合には、計画されている発電設備の出力 1kW あたり 500 ユーロを超えない範囲で制裁金が課される。

(4) スペイン

1) 契約・入札手続による統制

REER において、発電事業者が締結すべき標準契約は特設設けられていない。むしろ、REER における入札手続や支援期間中の遵守事項等は、11 月 3 日付政令 960/2020 (RD960/2020) や 12 月 4 日付省令 1161/2020 (省令 1161/2020) といった行政規則によって規定されており、その適用によって統制が図られている。

入札手続における統制に関し、REER の入札において落札した発電事業者は、当局（エネルギー政策・鉱山総局）に対し、REER の電子登録簿への事前申請を行わなければならない (RD960/2020 第 26 条)。その際、発電事業者は、エネルギー政策・鉱山総局に対し、登録を求める発電容量に応じて 1kW あたり 60 ユーロの保証金を預託したことを示す証書を提出しなければならない (RD960/2020 第 26 条、省令 1161/2020 第 12 条)。発電事業者は、その後、①登録する設備の特定手続（省令 1161/2020 第 14 条）、②登録する設備に係る建設認可の取得（省令 1161/2020 第 15 条）、③REER の電子登録簿への登録（省令 1161/2020 第 16 条）の手続を実施する必要があるが、それぞれ、①の手続が実施された段階で 12 ユーロ/kW、②の手続が実施された段階で 18 ユーロ/kW、③の手続が実施された段階で 30 ユーロ/kW と、徐々に保証金の一部解除がなされる。逆に、一定期間内にそれぞれの手続が実施されなかった場合、①の手続の懈怠については 60 ユーロ/kW、②の手続の懈怠については 18 ユーロ/kW、③の手続の懈怠については 30 ユーロ/kW の範囲で保証金が没収される（省令 1161/2020 第 14 条、第 15 条、第 16 条）。

2) 許認可取消、罰金その他行政的手段による統制

REER では、落札した発電事業者は、エネルギー源別に定められた「最小エネルギー量」を卸電力取引市場に販売しなければならない義務を有する。発電事業者がこの義務を有す

る期間(最大供給実施期間)は、原則として10~15年の期間で入札回毎に決定される(RD960/2020第16条)。そして、最小エネルギー量の供給を確保するため、次のような制裁金の制度が設けられている。

第一に、最大供給実施期間の開始から3年毎に中間基準点を設け、発電事業者の供給電力量が一定の算式で算出される供給量に満たない場合、その供給量の不足分について1MWhあたり5ユーロの制裁金が課される(省令1161/2020第19条)。

第二に、最大供給実施期間の終了前に、発電事業者のREERの電子登録が抹消された場合で、解約時までの供給電力量が最小エネルギー量に不足するときは、当該不足分についてと解約時までの供給電力量の差分について、1MWhあたり5ユーロの制裁金が課される(省令1161/2020第20条)。

第三に、最大供給実施期間の終了日時点における供給電力量が、最小エネルギー量に不足する場合は、当該不足分について1MWhあたり5ユーロの制裁金が課される(省令1161/2020第21条)。

それぞれの制裁金額の算定のための算式は省令1161/2020の第19条~第21条までに詳細に規定されている。

なお、第一の制裁金の適用は、供給量が基準に達しない場合、自動的に発電事業者に課される。これに対し、第二及び第三の制裁金は、利害関係者からの聴取手続を実施後に、エネルギー政策・鉱山総局の長の決定によって課される。そして、当該制裁金賦課の決定については、エネルギー担当国務長官への不服申立てが可能である(省令1161/2020第22条)。

(5) イタリア

1) 契約・入札手続による統制

イタリアにおいては、発電事業者がCfD制度(発電容量250kW超の設備)及びFIT制度(250kW以下の設備)を利用する場合、行政当局(Gestore dei Servizi Energetici(「GSE」))との間で標準契約(Convenzione)を締結する。標準契約において、発電事業者に一定の義務違反等が認められた場合、契約の終了や解除、契約の効力の一時停止といった措置が取られ得る。以下は、CfD制度に係る標準契約の規定に関するものであるが、FIT制度に係る標準契約においてもほぼ同様の規定がなされている。

標準契約において、以下の事由が認められた場合は、契約終了となる。

- ① 行政当局が発電事業者の設備の利用や発電事業の遂行等に影響を生じさせる措置を実施した場合又は発電事業者が付与されている許認可に影響を生じさせる措置を実施した場合。
- ② GSEが、発電事業者が再エネ支援制度を定めた法令に基づく支援金の支給要件を欠くと認めた場合。
- ③ 再エネ支援制度を定めた法令に基づく書面又は発電施設での検査において違反が認

められた場合⁷²。

- ④ GSEによる発電事業者に対する検査又は管理の実施を不当に拒否した場合。
- ⑤ 発電事業者が反社会的勢力に関する法令に基づく禁止行為に違反又は資格制限を受けた場合。

また、当該標準契約において以下の事由が認められた場合、GSEは発電事業者との契約を解除することができる。

- ① 発電事業者が標準契約に基づく義務に違反した場合
- ② 再エネ支援制度を活用する際に申告のあった事項に変更があった場合
- ③ GSEが、発電事業者が再エネ支援制度の申請の前提となった許認可に関し変更があったと認めた場合（ただし、GSEは、当該変更が軽微な変更の場合は是正されるまでの期間支援金の支払いを留保する措置を取ることができる）。
- ④ 発電設備の建設工事が、発電事業者の申告した運転開始日までに完了していないことが判明した場合。

さらに、GSEは、標準契約に基づき、以下の場合に、契約の効力を一時停止することができる。

- ① 発電事業者が標準契約に定める事業者の義務（GSEの管理のために必要となる発電設備に関する情報、支援金支払のために必要となる情報等に関する通知義務等）を遵守しない場合。
- ② GSEによる発電事業者に対する検査の一環として必要な場合。
- ③ 発電事業者に許認可を付与している行政当局がその権限において、発電事業者に対する許認可の適切性、正確性、有効性等の確認を目的とする手続きを開始した場合。
- ④ 発電事業者が反社会的勢力排除に関する文書を提出しなかった場合。

入札に関する規制は現在改正中である。従来制度では、GSEが定める期間内に発電所を稼働させなかった場合は支援を受ける権利を喪失するものとされていた。

2) 許認可取消、罰金その他行政的手段による統制 Legislative Decree No. 28 of 2011 第42条)

GSEは、再生可能エネルギー発電事業者の再エネ支援制度（CfD制度及びFIT制度）への適格要件の確認のため、提出書類の審査及び事前通知なしの発電設備の検査を実施することができる（Legislative Decree No. 28 of 2011）。

⁷² 後述のGSEによる再エネ支援制度への適格要件の確認のための検査の結果、再エネ支援制度に係る権利が取り消された場合、再エネ支援制度に係る標準契約上も契約終了となる。

上記検査によって支援金支給の要件に係る違反が発見された場合、GSE は以下の対応を取ることができる⁷³。

- ① 再エネ支援制度に対する申請の却下
 - ② 再エネ支援制度に係る権利を取消し、事業者が受領済みの支援金の返還を求める。
- ただし、上記①及び②の例外として、再生可能エネルギーによる発電を保護するため、違反の性質に応じて GSE の裁量で 10%～50%の範囲で支援金を減じ、事業者が受領済みの金員の一部のみの返還を求めることができる。

なお、問題となった違反が発電事業者からの自発的な GSE に対する報告によって判明した場合は、支援金の減額幅はさらに半分の限度に止まる。

以上の GSE が自ら実施する対応のほかに、発電事業者に許認可を付与している公的機関（例えば、環境保護規制当局）は、自らが確認した違反が再エネ支援制度に係る適格性に影響を及ぼす場合は、GSE の上記対応の発動を促すため、当該違反について GSE に対し直ちに通知しなければならない。

(6) 事業者の収益に対する制裁金の影響について

FIT/FIP 制度に関する法律に違反した場合に罰金あるいは買取価格の減額等の財務的制裁が設けられているケースにおいて、その制裁が民間事業者の事業収益にどの程度影響があるかについて、ドイツ及びフランスを例に試算を行った。

- ① ドイツの陸上風力発電所のケース：売電収入の約 1%
【試算の前提】売電単価 1kWh あたり 8 ユーロセント、設備利用率 22%と仮定
違反の想定：落札割当の 5%以上の効力を失ったまま運転を続けた場合
事業規模：4MW の風車 20 基、80MW の風力発電所を想定
- ② ドイツの太陽光発電所のケース：売電収入の約 2.4%、
【試算の前提】売電単価 1kWh あたり 10 ユーロセント、設備利用率 13%と仮定
違反の想定：落札割当の 5%以上の効力を失ったまま運転を続けた場合
事業規模：50MW の太陽光発電所を想定

⁷³ GSEがこれらの対応をとる以前に事業者の違反行為を是正させるための手続や猶予期間を取らねばならないとの規定は、FIT・CfD制度を定めた法令には見当たらない。ただし、LEGGE 7 agosto 1990, n. 241（イタリア行政手続法）第10条によれば、発電事業者は、GSEから権利取消等の対応を受ける前に、事業者側の見解を記した文書を提出することができ、かかる文書の内容が事案に関連すると認められる場合、GSEは当該文書を検討・評価する義務を負う。

ドイツにおいては陸上風力発電に比べて太陽光発電における違反による財務的制裁の水準が高い。しかし、事業収入（売電収入）全体に対する影響は軽微である。

③ フランスの陸上風力及び太陽光発電所のケース：売電収入約0.01%

【試算の前提】売電単価 1kWhあたり10ユーロセント、設備利用率13%と仮定
違反の想定：FIP関連規制に違反し法定の上限まで制裁金が課された場合
事業規模：50MWの風力発電所及び太陽光発電所を想定

フランスにおいては陸上風力発電と太陽光発電は同じ制裁の制度が設けられており、いずれの場合でも事業収入（売電収入）全体に対する影響は軽微である。

第4章 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等の制定状況調査

4.1 調査概要

条例の改正・制定等を検討している自治体にとっての参考となるよう条例データベースを更新するため、各自治体が定めた再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の制定状況等を調査した。

4.1.1 調査対象・方法について

調査対象：全国の全自治体 1,788 団体

調査方法：Web、電子メール、及び郵送による回答の併用

4.1.2 調査項目について

(1) 条例等の有無

- ・ 条例等の制定の有無
- ・ 制定している条例等の区分
- ・ 再エネ条例以外に制定している条例（環境影響評価条例、景観条例等）

(2) 条例の内容について（最大4つ：条例等がある場合）

- ・ 条例等の名称等、種別、関連規定等
- ・ 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類
- ・ 条例等の制定目的、届出等の要否、届出等への処分等の種別
- ・ 届出等を要する場合の対象エリア、禁止地域の内容、抑制地域の内容
- ・ 事業規模に関する要件の有無
- ・ 利活用促進に関する規定
- ・ 手続きにおける合意形成に関する規定の内容
- ・ 設置に関する地域同意に関する規定の内容
- ・ 指導等の規定の有無、命令の規定の有無、報告徴収に関する規定の有無
- ・ 立入調査に関する規定、指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
- ・ 罰則に関する規定の有無
- ・ 条例等制定の経緯
- ・ 条例等制定による効果・課題

(3) トラブルの有無と再生可能エネルギーの将来展望

- ・ 地域住民等とのトラブル発生状況
- ・ トラブル解消事例
- ・ 再生可能エネルギーの利活用推進について
- ・ 再生可能エネルギー利用推進の望ましい姿

4.1.3 本調査の対象となる「条例等」の定義・区分

本調査では、「再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例等」として、以下のような区分の下で条例や規則、ガイドライン等を対象として調査を行った。

- ① 再生可能エネルギーの利活用促進を内容とした条例（再エネ振興条例）や規則、ガイドライン
 (例：〇〇市再生可能エネルギー発電設備の振興に関する条例、〇〇町再生可能エネルギー利用促進条例、再生可能エネルギー基本条例等)
- ② 再生可能エネルギー発電設備の設置事業と自然環境の調和や適正な設置や規制等を目的とした条例（再エネ規制条例）や規則、ガイドライン
 (例：〇〇〇町自然環境、景観等と再生化のエネルギー発電事業との調和に関する条例、〇〇市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例等)
- ③ その他、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する条項や内容を含む条例

4.1.4 回収状況について

1,439 団体から回答が得られた（回収率：80.5%）

4.1.5 本文中の集計表の見方について

(1) 条例等の有無

- 単数回答の表中の「無回答を除く」の最下段「N（%ベース）の数字は、無回答を除いた場合の「N 値（回答件数合計）」を表している。（例 1 参照）
- 複数回答の集計表中の右側の列「無回答を除く（%）」の最下段の数字（100）は、左の「件数」列の最下段「N（%）ベース」の件数を 100 とすることを示している。（例 2 参照）
- 複数回答の場合、各選択肢のパーセンテージの合計は必ずしも 100 にはならない。

(例 1) 単数回答の場合の集計表

No.	カテゴリ	件数	(全体)%	無回答を除く
1	届出等が必要	497	84.2	89.2
2	届出等は不要	60	10.2	10.8
	無回答	33	5.6	
	N（%ベース）	590	100	557 ※

(例 2) 複数回答の場合の集計表

No.	カテゴリ	件数	無回答を除く(%)
1	自然公園法の特別地域	19	27.9
2	景観保全地区	5	7.4
3	土砂災害警戒区域	20	29.4
4	保安林	18	26.5
5	農用地区域	8	11.8
6	風致地区	4	5.9
7	文化財指定エリア	13	19.1
8	景観保全エリア	8	11.8
9	その他	48	70.6
	N (%ベース)	68	100

4.2 アンケート調査結果

4.2.1 条例等の制定状況

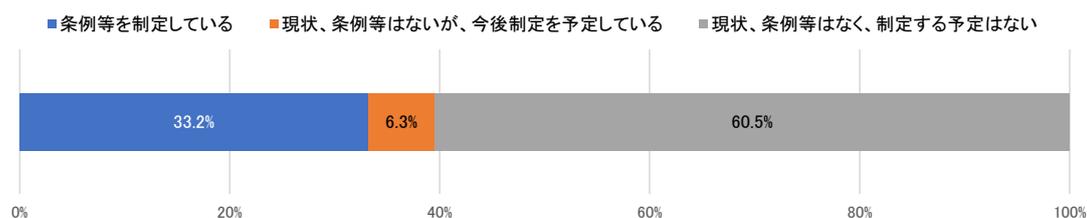
本調査では、条例等の制定状況を把握する目的で、「1. 条例等の制定状況」において当該自治体が制定しているかどうかの把握を行った。その上で、制定している自治体について、制定している「条例等」の種別を把握した。その場合、「再エネ条例を制定済み」、「再エネ条例とガイドラインの両方を制定」、「再エネ条例と規則がある」といったケースがあるが、これらの場合は、それぞれを集計しており、制定している条例等の延べ件数を表している。

(1) 条例等の制定の有無

再エネ発電設備の設置に関する「条例等」(本調査における対象となる条例等)の設置に関する「条例等」(本調査における対象となる条例等)の制定状況について尋ねたところ、「条例等を制定している」自治体は33.4%、「現状、条例等はないが、今後制定を予定している」自治体が6.4%、「現状、条例等はなく、制定する予定はない」自治体が60.3%となっている。

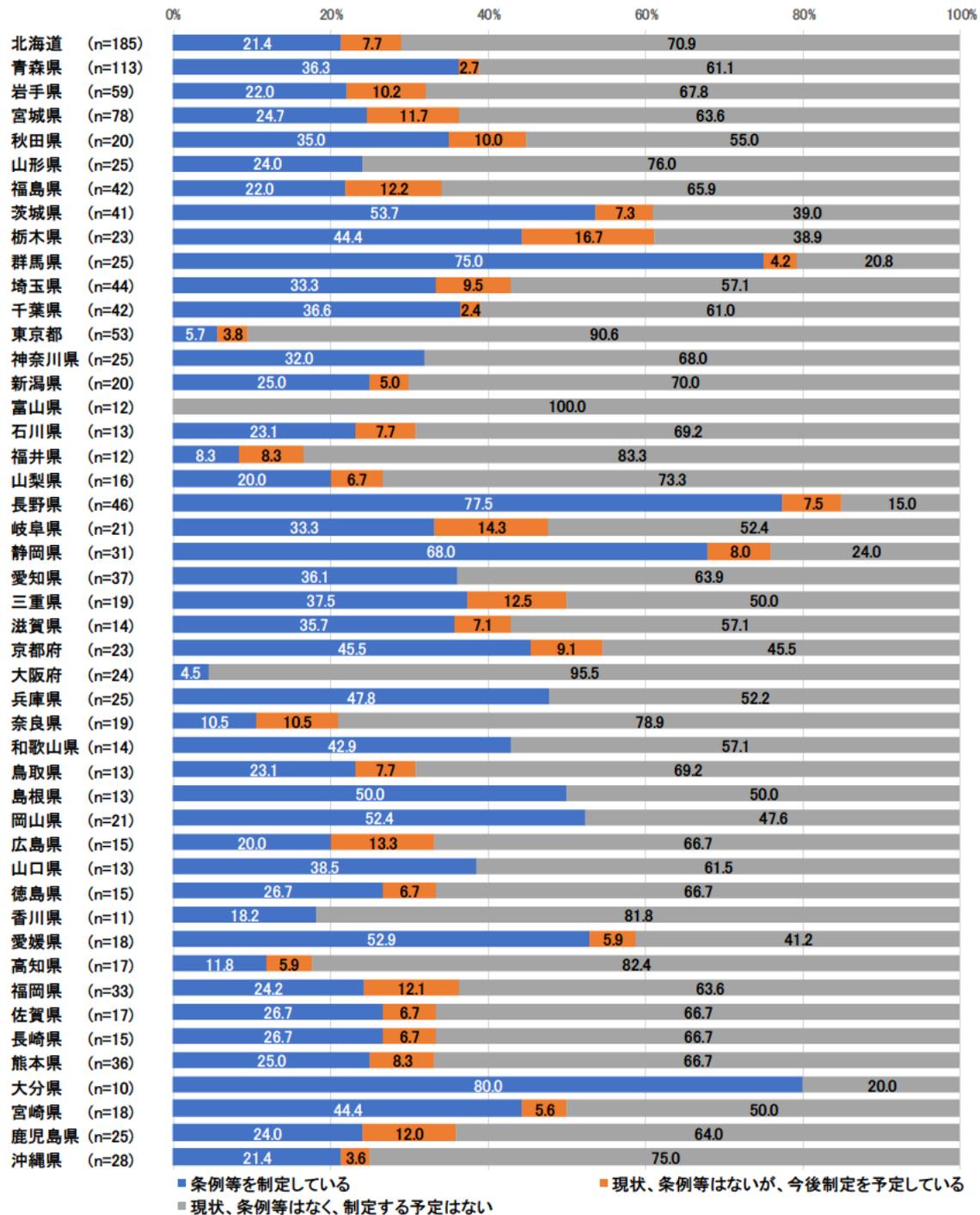
表 4-1 条例等の制定状況

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	条例等を制定している	478	33.2
2	現状、条例等はないが、今後制定を予定している	91	6.3
3	現状、条例等はなく、制定する予定はない	871	60.5
	N(%ベース)	1439	100



条例等の制定状況を都道府県別にみると、「条例等を制定している」自治体は大分県が80.0%で最も割合が高く、長野県77.5%、群馬県75.0%が70%超で続いている。

表 4-2 条例等の制定状況（都道府県別）



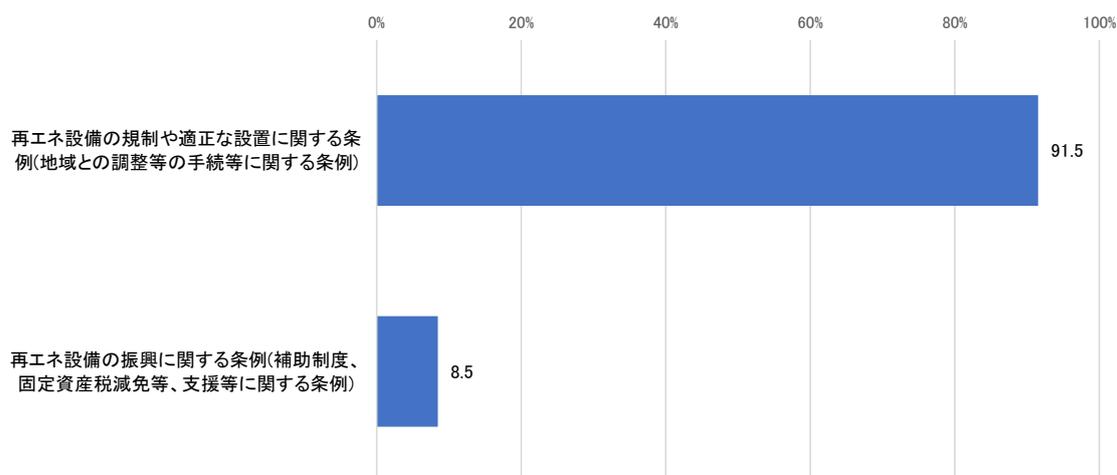
(2) 制定している条例等の区分

(1) で「条例等を制定している」と回答した自治体に、制定している条例等の区分を尋ねたところ、「再エネ設備の規制や適正な設置に関する条例（地域との調整等の手続等に関する条例）」が91.5%、「再エネ設備の振興に関する条例（補助制度、固定資産税減免等、支援等に関する条例）」が8.5%となっている。

また、「環境影響評価条例、景観条例、土地開発条例等の条例により、再エネ設備の設置に関する規制を行っている」が44.4%、「その他法令に基づくガイドライン（自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの）を制定済みである」が31.8%、「その他法令に基づくガイドライン（補助制度、固定資産税減免等、支援等に関するもの）を制定済みである。」が15.6%となっている。

表 4-3 制定している条例等の区分（複数回答）

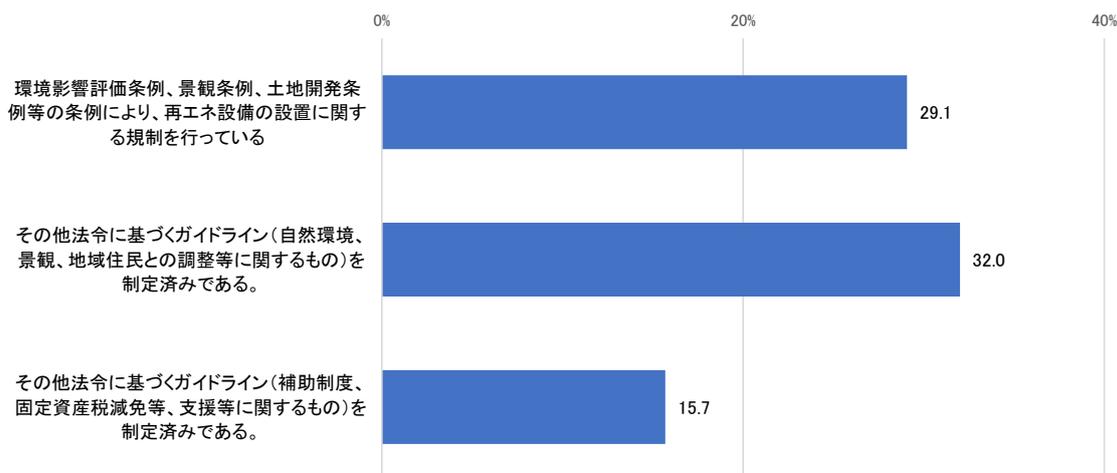
No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	再エネ設備の規制や適正な設置に関する条例(地域との調整等の手続等に関する条例)	184	91.5
2	再エネ設備の振興に関する条例(補助制度、固定資産税減免等、支援等に関する条例)	17	8.5
	N(%ベース)	201	100



※なお、アンケートとしては回答を得ていないが、再エネ規制条例としては、その他5自治体（長野県辰野町、岡山県奈義町、高知県土佐清水市、長野県生坂村、和歌山県橋本市）が制定をしていることを確認している。

表 4-4 制定している条例等の区分（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	環境影響評価条例、景観条例、土地開発条例等の条例により、再エネ設備の設置に関する規制を行っている	139	29.1
2	その他法令に基づくガイドライン(自然環境、景観、地域住民との調整等に関するもの)を制定済みである。	153	31.8
3	その他法令に基づくガイドライン(補助制度、固定資産税減免等、支援等に関するもの)を制定済みである。	75	15.6
	N(%ベース)	478	100



4.2.2 制定済みの「条例等」について

制定済みの「条例等」(4つまで)について尋ねたところ、以下のとおりであった。

(1) 条例等の種別

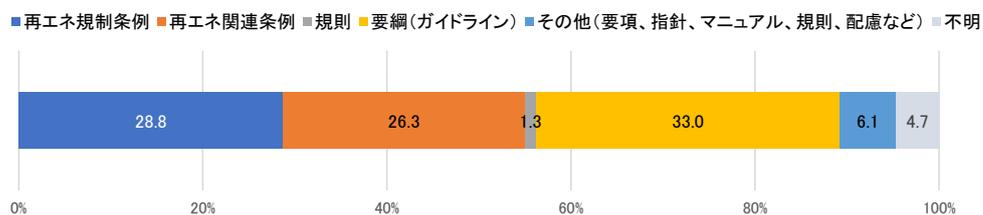
条例等の種別としては、再エネ発電設備の設置に特化した条例を内容とする「再エネ規制条例」が28.8%、再エネ発電設備の設置に関する規定を含む環境保全や土地開発条例等の「再エネ関連条例」が26.3%、再エネ発電設備の設置に関連する「規則」が1.3%、再エネ発電設備の設置に関連する「要綱(ガイドライン)」が33.1%、「その他(要項、指針、マニュアル、規則、配慮等)」が6.1%となっている。

なお、再エネ発電設備の設置に特化した「再エネ規制条例」については、4.2.3 制定済みの「再エネ発電設備の設置に関する条例」を参照されたい。

表 4-5 制定している条例等の種別

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	再エネ規制条例	184	28.8	30.2
2	再エネ関連条例	168	26.3	27.5
3	規則	8	1.3	1.3
4	要綱(ガイドライン)	211	33.0	23.6
5	その他(要項、指針、マニュアル、規則、配慮など)	39	6.1	6.4
6	不明	30	4.7	
	N(%ベース)	640	100	606※

※不明を除いた場合のN値(件数)

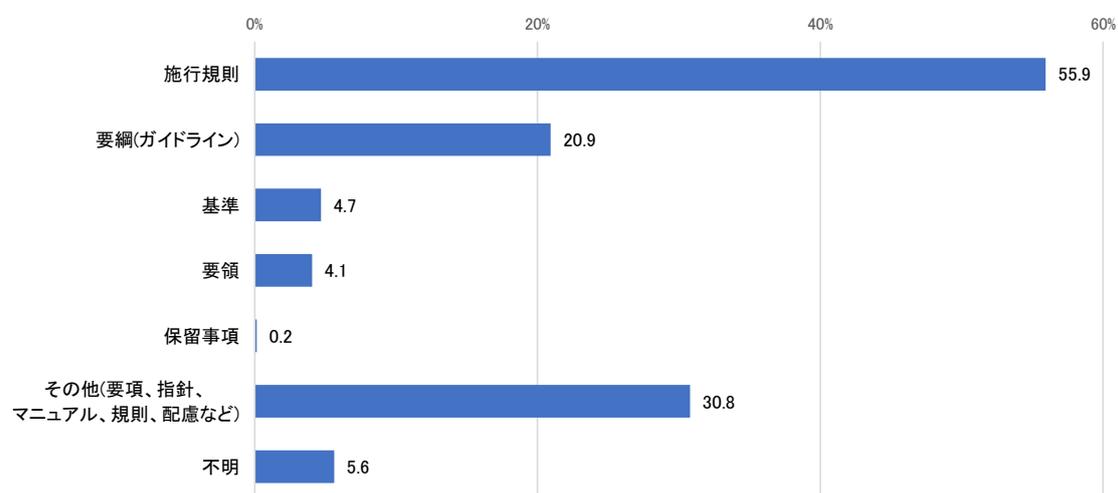


(2) 条例等に紐づけられている規則等

条例等に紐づけられている規則等としては、「施行規則」55.9%で最も多く、「要綱（ガイドライン）」が20.9%、「基準」が4.7%、「その他（要項、指針、マニュアル、規則、配慮等）」が30.8%となっている。

表 4-6 条例等に紐づけられている規則等（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	施行規則	358	55.9
2	要綱(ガイドライン)	134	20.9
3	基準	30	4.7
4	要領	26	4.1
5	保留事項	1	0.2
6	その他(要項、指針、マニュアル、規則、配慮など)	197	30.8
7	不明	36	5.6
	N(%ベース)	640	100

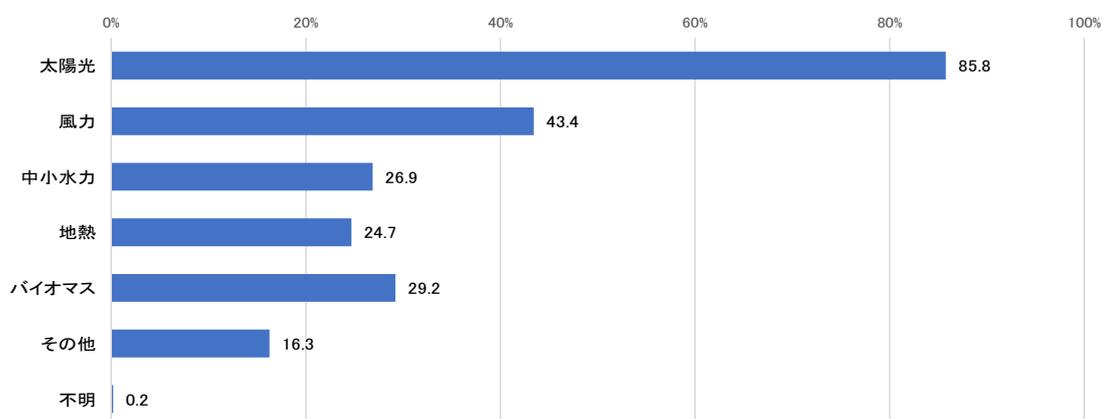


(3) 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類

条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類としては、「太陽光」が85.8%で最も多く、「風力」が43.4%、「バイオマス」が29.2%、「中小水力」が26.9%、「地熱」が24.7%と続いている。

表 4-7 条例等が対象とする再生可能エネルギーの種類 (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	太陽光	549	85.8
2	風力	278	43.4
3	中小水力	172	26.9
4	地熱	158	24.7
5	バイオマス	187	29.2
6	その他	104	16.3
7	不明	1	0.2
	N(%ベース)	640	100

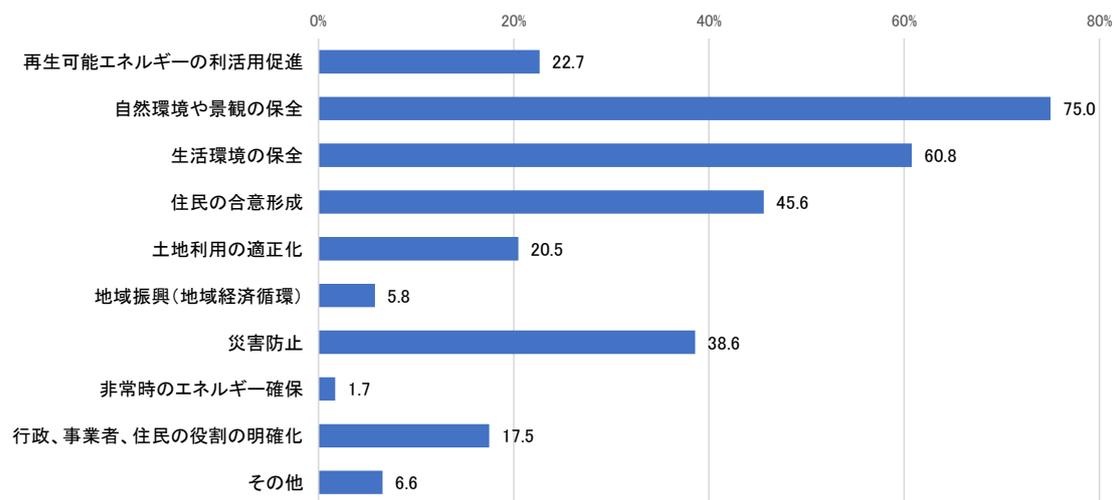


(4) 条例等の制定目的

条例等の制定目的としては、「自然環境や景観の保全」が75.0%で最も多く、「生活環境の保全」が60.8%、「住民の合意形成」が45.6%、「災害防止」が38.6%で続いている。

表 4-8 条例等の制定目的（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	再生可能エネルギーの利活用促進	145	22.7
2	自然環境や景観の保全	480	75.0
3	生活環境の保全	389	60.8
4	住民の合意形成	292	45.6
5	土地利用の適正化	131	20.5
6	地域振興(地域経済循環)	37	5.8
7	災害防止	247	38.6
8	非常時のエネルギー確保	11	1.7
9	行政、事業者、住民の役割の明確化	112	17.5
10	その他	42	6.6
	N(%ベース)	640	100



(5) 条例等の内容構成

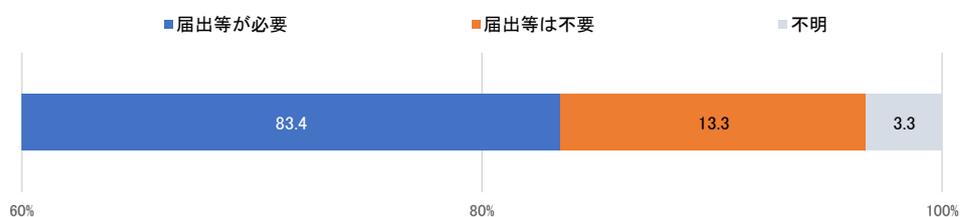
①届出又は申請の要否

届出又は申請（以下、「届出等」という）の要否については、「届出等が必要」が83.4%を占め、「届出等は不要」は13.3%となっている。

表 4-9 届出又は申請の要否

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	届出等が必要	534	83.4	86.3
2	届出等は不要	85	13.3	13.7
3	不明	21	3.3	
	N(%ベース)	640	100	619※

※不明を除いた場合のN値(件数)

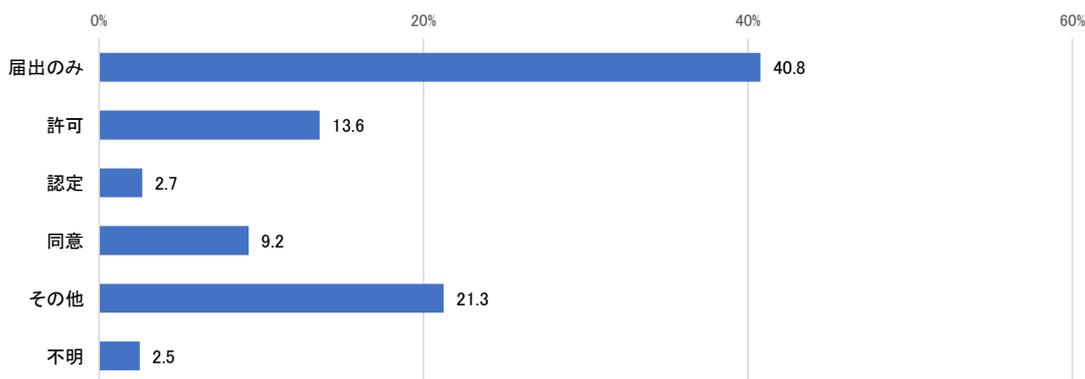


②届出等の種別

届出等の種別としては、「届出のみ」が40.8%で最も多く、「許可」が13.6%、「同意」が9.2%となっている。

表 4-10 届出等の種別（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	届出のみ	261	40.8
2	許可	87	13.6
3	認定	17	2.7
4	同意	59	9.2
5	その他	136	21.3
6	不明	16	2.5
	N(%ベース)	640	100



(その他の回答例)

補助金の交付決定、協議終了通知書、協議、協定の締結、環境影響評価手続勧告・変更命令、環境影響評価手続の実施、市長意見の送付、指導及び助言、補助金交付申請、懸案事項等の通知、土地利用行為協議書、その他必要な書類、森林喪失影響評価の実施判定通知、届出受理通知、意匠基準に適合、事業計画書等の提出による自治体への情報提供（お願いベース）、景観影響評価書の提出届出適合通知書により、通知を行う。適合しない場合は助言、指導する。補助金交付申請書、補助金実績報告書の提出、許可申請後協議を経て、結果を通知する、50Kw 以上の場合のみ概要書の提出等。

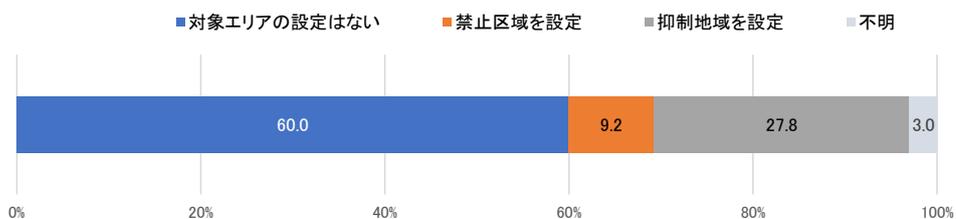
③届出等を要する場合の対象エリア

届出等を要する場合の対象エリアとしては、「対象エリアの設定はない」が60.0%と半数以上を占め、「禁止区域を設定」が9.2%、「抑制地域を設定」が27.8%となっている。

表 4-11 届出等を要する場合の対象エリア

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	対象エリアの設定はない	384	60.0	61.8
2	禁止区域を設定	59	9.2	9.5
3	抑制地域を設定	178	27.8	28.7
4	不明	19	3.0	
	N(%ベース)	640	100	621※

※不明を除いた場合のN値(件数)

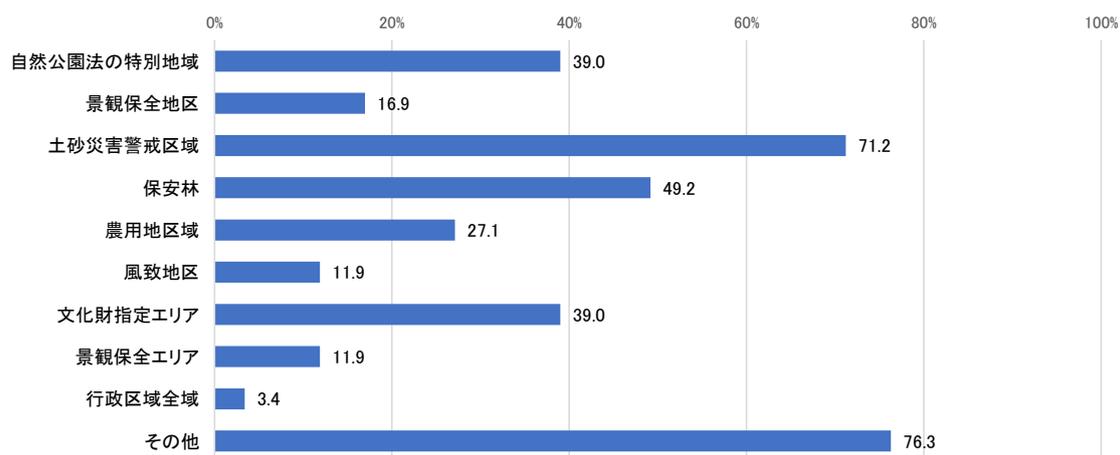


④禁止区域の内容

「禁止区域や抑制地域を設定」している自治体に、「禁止区域の内容」を尋ねたところ、「土砂災害警戒区域」が71.2%で最も高く、「保安林」が49.2%、「自然公園法の特別地域」が39.0%となっている。

表 4-12 禁止区域の内容（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	自然公園法の特別地域	23	39.0
2	景観保全地区	10	16.9
3	土砂災害警戒区域	42	71.2
4	保安林	29	49.2
5	農用地区域	16	27.1
6	風致地区	7	11.9
7	文化財指定エリア	23	39.0
8	景観保全エリア	7	11.9
9	行政区域全域	2	3.4
10	その他	45	76.3
	N(%ベース)	59	100



(注) 抑制区域や禁止区域について

抑制区域：事業を行わないように協力を求めることができる区域

(景観保全や住民の生活環境に影響を及ぼすおそれのある地域等)

禁止区域：土砂災害の発生するおそれが特に高いとして事業の実施を禁止する区域

(砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等)

(その他の回答例)

- ・ 河川区域
- ・ 一般国道1号以北の市街化調整区域から宅道規制区域
- ・ 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例第4条第2項に定める「緑地の保全区域」

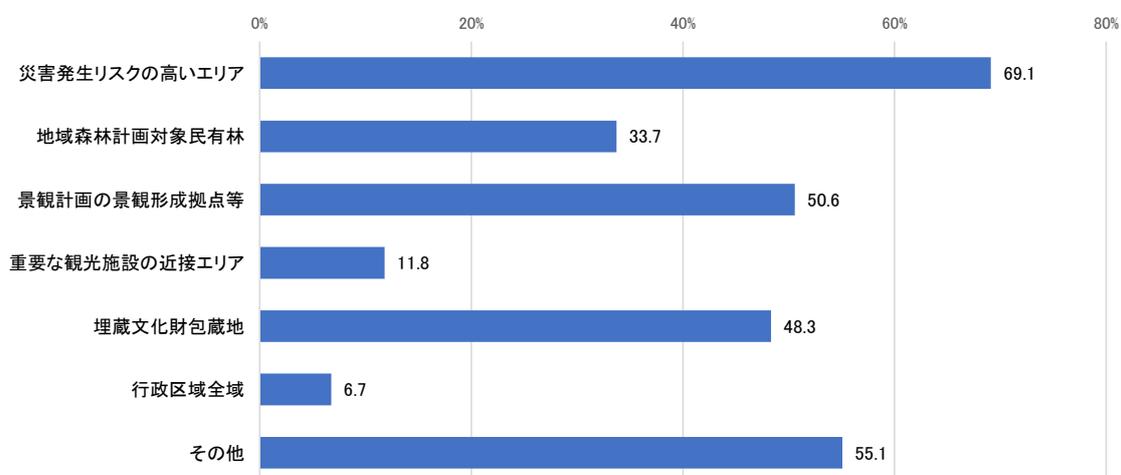
- ・重要伝統的建造物保存地区
- ・鳥獣保護区、河川保全区域、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、宅地造成工事規制区域、土壌汚染対策法の要措置区域
- ・地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、住居専用地域
- ・ユネスコエコパークの生物圏保存地域の核心、緩衝地域
- ・第一種農地 採草放牧地、自然公園、水資源保全地域
- ・住宅等から500m以内
- ・第一種低層住居専用地域
- ・国指定史跡名勝天然記念物所在地
- ・住宅等、道路、海岸からの距離を設定。海上。
- ・希少猛禽類の飛翔エリア

⑤抑制区域の内容

「抑制区域や禁止区域を設定」している自治体に、「抑制区域の内容」を尋ねたところ、「災害発生リスクの高いエリア」が69.1%で最も多く、「景観計画の景観形成拠点等」が50.6%、「埋蔵文化財包蔵地」が48.3%、「地域森林計画対象民有林」が33.7%等となっている。

表 4-13 抑制区域の内容（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	災害発生リスクの高いエリア	123	69.1
2	地域森林計画対象民有林	60	33.7
3	景観計画の景観形成拠点等	90	50.6
4	重要な観光施設の近接エリア	21	11.8
5	埋蔵文化財包蔵地	86	48.3
6	行政区域全域	12	6.7
7	その他	98	55.1
	N(%ベース)	178	100



(その他の回答例)

- ・ 農地、居住地等で生活環境等に影響を及ぼすおそれがあるエリア。
- ・ 各種法令等による規制区域
- ・ 自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備の設置との調和が特に必要な地区を特別保全地区として指定し、当該地内において再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする場合には許可を要することとなります。
- ・ 森林法における保安林及び保安施設地区等「土地の選定、開発計画の策定に当たり、十分考慮が必要な区域」を設定している。
- ・ 鳥獣保護区、農業振興地域内の農用地区域、国立公園、宅地造成等規制区域
- ・ 都市計画用途地域の住居専用地域等
- ・ 景観観光エリア
- ・ 種の保存法第4条に規定する地域
- ・ 住宅から600m、水源から1km
- ・ 学術上重要な自然環境を有している区域
- ・ 歴史的又は郷土的な特色を有している等
- ・ 白鳥の飛来ルート等
- ・ 主要視点場からの眺望エリア、世界遺産のプロパティ及びバッファゾーン

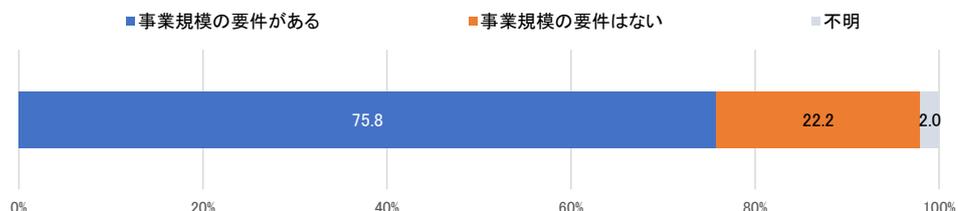
⑥事業規模に関する要件の有無

事業規模に関する要件の有無については、「事業規模の要件がある」が75.8%を占め、「事業規模の要件はない」は22.2%となっている。

表 4-14 事業規模に関する要件の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	事業規模の要件がある	485	75.8	77.4
2	事業規模の要件はない	142	22.2	22.6
3	不明	13	2.0	
	N(%ベース)	640	100	627※

※不明を除いた場合のN値(件数)



⑦事業規模の要件

「事業規模の要件がある」場合、その内容を尋ねたところ、以下のようになっている。

ア. 野立て発電設備やその他の発電設備の要件

届出等の対象となる野立て設備の出力の要件は、「10～50KW 未満」が 65.2%を占め、「50～250KW 未満」が 27.7%、「10KW 未満」が 3.3%となっている。

野立て設備の敷地面積の要件は、「1000～5000 m²未満」が 52.9%で最も多く、「500～1000 m²未満」が 19.3%、「500 m²未満」が 15.1%、「5,000 m²以上」が 12.6%となっている。

表 4-15 野立て設備の出力の要件

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	10Kw未満	6	1.2	3.3
2	10-50Kw未満	120	24.7	65.2
3	50-250Kw未満	51	10.5	27.7
4	250-1Mw未満	3	0.6	1.6
5	1Mw以上	4	0.8	2.2
6	不明	301	62.1	
	N(%ベース)	485	100	184※

※不明を除いた場合のN値(件数)

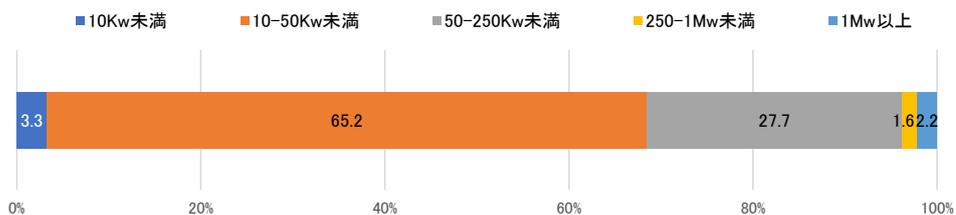
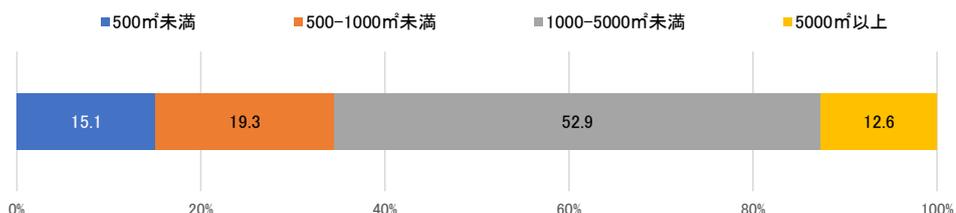


表 4-16 野立て設備の敷地面積の要件

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	500m ² 未満	18	3.7	15.1
2	500-1000m ² 未満	23	4.7	19.3
3	1000-5000m ² 未満	63	13.0	52.9
4	5000m ² 以上	15	3.1	12.6
5	不明	366	75.5	
	N(%ベース)	485	100	119※

※不明を除いた場合のN値(件数)



イ. 屋根置き発電設備の要件

屋根設備の出力の要件は、「10～50KW 未満」が62.1%で最も多く、「50～250KW 未満」が20.7%、「10kW 未満」が13.8%となっている。

屋根設備の敷地面積の要件は、「1,000 m²未満」が52.4%と過半数を占めている。

表 4-17 屋根設備の出力の要件

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	10Kw未満	4	0.8	13.8
2	10-50Kw未満	18	3.7	62.1
3	50-250Kw未満	6	1.2	20.7
4	250-1Mw未満	1	0.2	3.4
5	1Mw以上	0	0.0	0.0
6	不明	456	94.0	
	N(%ベース)	485	100	29※

※不明を除いた場合のN値(件数)

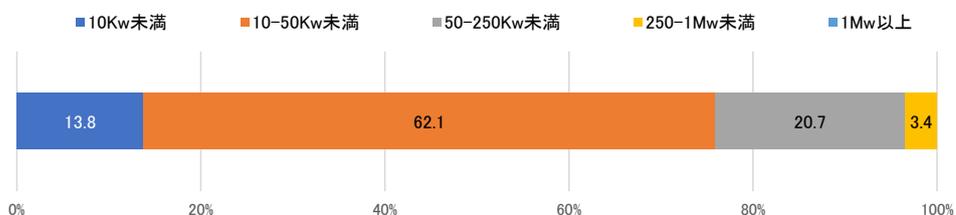
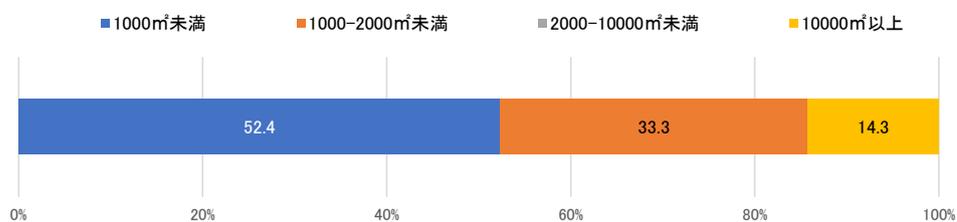


表 4-18 屋根設備の敷地面積の要件

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	1000m ² 未満	11	2.3	52.4
2	1000-2000m ² 未満	7	1.4	33.3
3	2000-10000m ² 未満	0	0.0	0.0
4	10000m ² 以上	3	0.6	14.3
5	不明	464	95.7	
	N(%ベース)	485	100	21※

※不明を除いた場合のN値(件数)



(その他の回答例)

- ・ 風力の場合、設備の高さ10m以上かつ稜線を超えない。
- ・ 抑制地域以外は5,000㎡以上の面積。
- ・ 事業区域内における高低差が13m以上のもの。事業区域内における傾斜度が25度以上のもの。
- ・ 野立ての太陽工発電設備のみを対象とし、設置の自粛を要請する区域は出力10kW以上、それ以外の区域は出力30kW以上。
- ・ 出力の合計値が10kW未満
- ・ 高さ13m若しくは建築面積1000㎡以上の建築物に設置するもの。
- ・ 発電施設の容量が10kW以上。
- ・ 事業区域の面積が5,000㎡以上10万㎡未満
- ・ 届出要件は高低差10mを超える又はパネル面積が500㎡を超える場合
- ・ 太陽光発電設備については、高さ10mを超える場合、若しくは築造面積が1,000㎡を超える場合
- ・ 後退距離(5~10m)、敷地面積(原則2ha以下)、植栽が必要。
- ・ 太陽電池モジュールの合計面積が1,000㎡を超える場合に届出が必要
- ・ 屋根置きや自己居住地は対象外
- ・ 公共施設の屋根の面積及び設置太陽光設備の積載荷重による。
- ・ 特別規制地区については、原則開発行為をしてはならない。普通規制地区は要件を満たせば可。
- ・ 風力発電 高さ5mから13m 太陽光 築造面積500㎡から1,000㎡。
- ・ 設置に適さない区域への設置届出は出力50kW以上の施設のみ対象
- ・ 計画区域内と重点区域内で分けて、床面積や高さの規定がある。
- ・ 水力1.5万kW以上、地熱0.5万kW以上他。
- ・ 太陽光発電設備を設置する土地の面積、緩衝帯の幅1,000㎡以上2,000㎡未満:2m以上、2,000㎡以上3,000㎡未満:3m以上、3,000㎡以上:4m以上
- ・ 木質バイオマスの場合、補助対象経費が20万円を超えるもの
- ・ 水力:2.25万kW~3万kW、火力(バイオマス含む):11.25万kW~15万kW、
- ・ 地熱:0.75万kW~1万kW、太陽光:3万kW~4万kW、風力:0.75万kW~5万kW

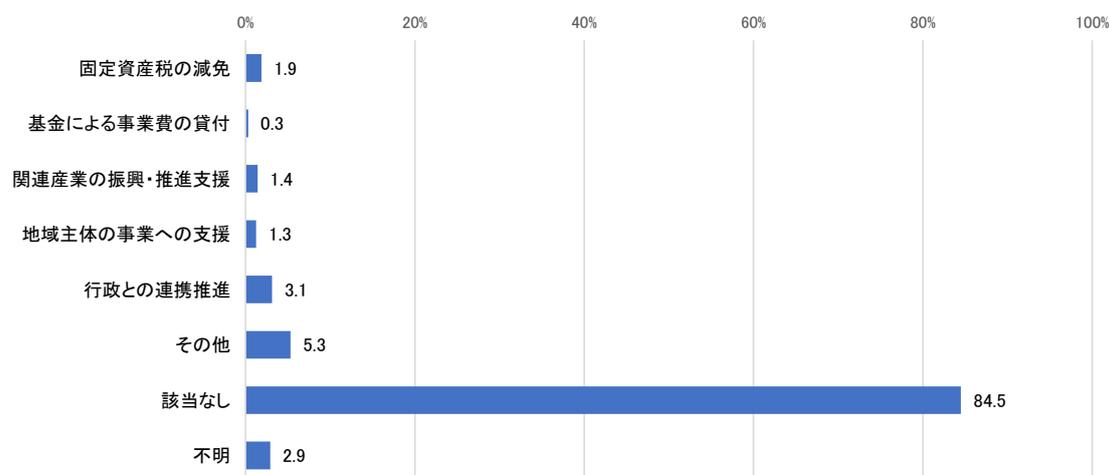
(環境影響評価法第2条第4項に規定する対象事業を除く)

⑧再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が84.5%で、「行政との連携推進」が3.1%、「固定資産税の減免」が1.9%等となっている。

表 4-19 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容 (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	固定資産税の減免	12	1.9
2	基金による事業費の貸付	2	0.3
3	関連産業の振興・推進支援	9	1.4
4	地域主体の事業への支援	8	1.3
5	行政との連携推進	20	3.1
6	その他	34	5.3
7	該当なし	544	84.5
8	不明	17	2.9
	N(%ベース)	640	100



(その他の回答例)

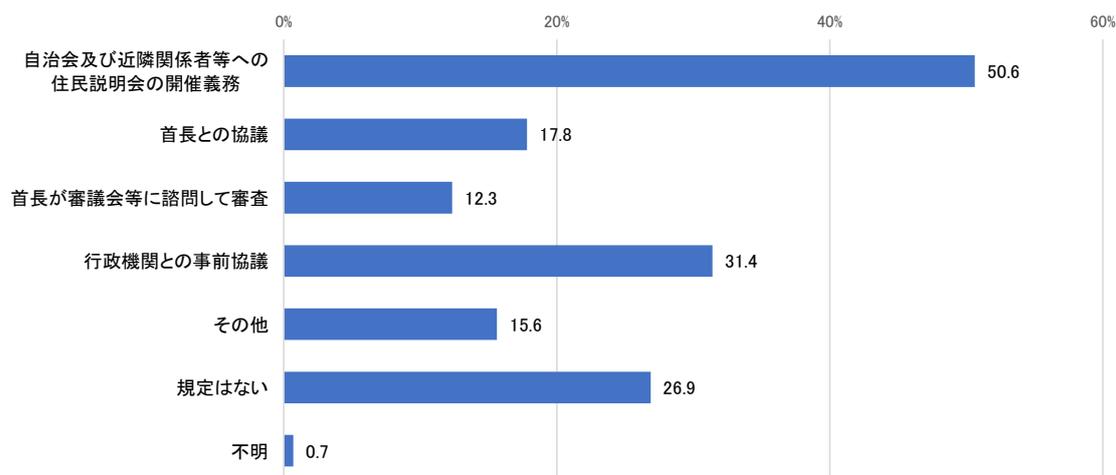
- ・ 再エネ設備の導入に対する補助金交付
- ・ 課税標準の特例
- ・ 再生可能エネルギーの優先導入、市による市民及び事業者への支援
- ・ 公称最大出力の合計値に1kWあたり20,000円を乗じて得た額を補助(上限80,000円)
- ・ 事業計画の本市との情報共有に努める
- ・ 自治体新電力との連携
- ・ 太陽光発電システム設置費の補助金交付
- ・ 市民意識の向上と長期的な脱炭素社会の実現に向けた取組の推進

⑨手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が50.6%と最も多く、「行政機関との事前協議」が31.4%、「首長との協議」が17.8%と続き、「規定はない」が26.9%となっている。

表 4-20 手続きにおける合意形成に関する規定の内容(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	324	50.6
2	首長との協議	114	17.8
3	首長が審議会等に諮問して審査	79	12.3
4	行政機関との事前協議	201	31.4
5	その他	100	15.6
6	規定はない	172	26.9
7	不明	4	0.7
	N(%ベース)	640	100



(その他の回答例)

- ・ 有識者、市民及び関連団体で組織する協議会の設置
- ・ 建設予定の小型風力発電施設から 200m 以内に在する住宅等の地権者及び居住者に対する事業内容の説明
- ・ 環境の保全の見地からの住民意見の提出
- ・ 届出の前に事業概要を記載した周知標識を計画地に設置することと、近隣関係者から説明等の要望があった場合はこれに応じることを事業者が義務付けている
- ・ 太陽光 300 m²以上の場合、地域住民等、区長への説明義務と合意形成
- ・ 有識者、市民及び関連団体で組織する協議会の設置
- ・ お知らせ看板の設置や近隣関係者への説明会の実施について配慮し、説明会を実施した際は周知実施報告書を提出するよう求めている
- ・ 敷地境界 100m以内の住民同意
- ・ 環境影響評価方法書及び環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会の開催
- ・ 区長(地域自治組織の代表)、事業用地の境界からおおむね 100m 以内の家屋所有者と居住者、土地所有者、別荘団地においては管理者にも個別に説明する。これら地域住民等の意見や要望を踏まえ、説明範囲の拡大や説明会開催の要否を判断する。

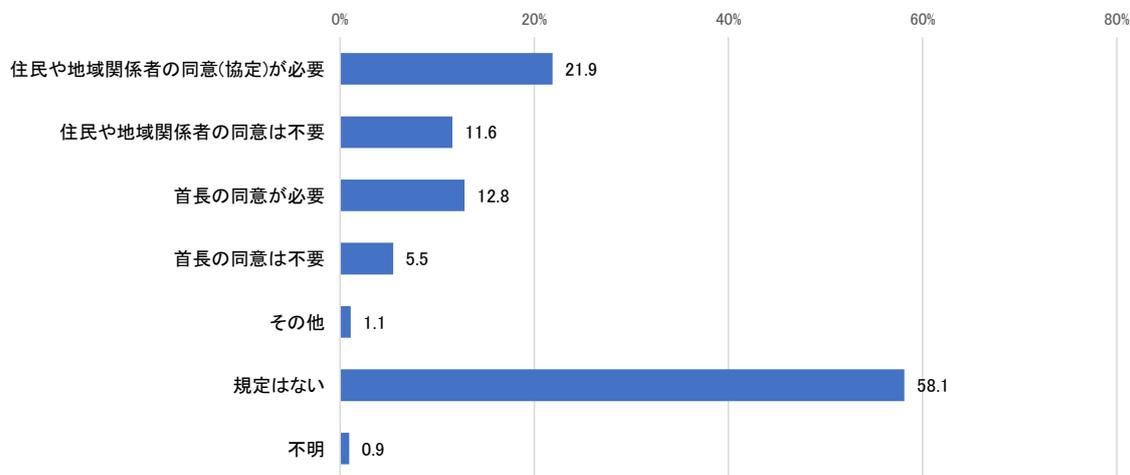
- ・ 地域住民との適切なコミュニケーションを図る努力義務
- ・ 土地所有者の同意を必要としている。また、近隣の住民・利害関係者に対しての説明を義務付けている。
- ・ 区長及び近隣への説明（水平投影外周線から50m、敷地面積1haを超える場合は100m）

⑩設置に関する同意に関する規定の内容

設置に関する同意に関する規定の内容としては、「規定はない」が58.1%で最も多く、「住民や地域関係者の同意（協定）が必要」が21.9%、「首長の同意が必要」が12.8%等となっている。

表 4-21 設置に関する同意に関する規定の内容（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	住民や地域関係者の同意(協定)が必要	140	21.9
2	住民や地域関係者の同意は不要	75	11.6
3	首長の同意が必要	82	12.8
4	首長の同意は不要	35	5.5
5	その他	7	1.1
6	規定はない	372	58.1
7	不明	6	0.9
	N(%ベース)	640	100



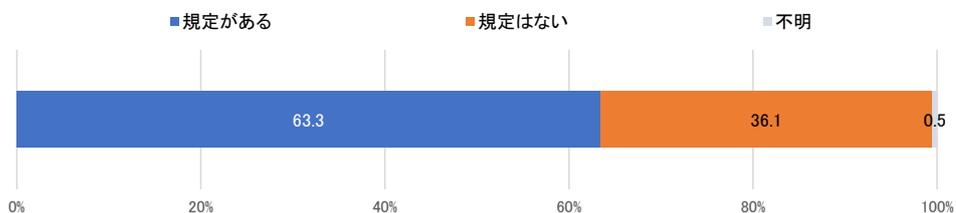
⑪指導や助言・勧告等の規定の有無

指導や助言・勧告等(以下、総称して「指導等」という)の規定の有無を尋ねたところ、63.3%で、「規定はない」は36.1%となっている。

表 4-22 指導や助言・勧告等の規定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	規定がある	405	63.3	63.6
2	規定はない	231	36.1	36.3
3	不明	3	0.5	
	N(%ベース)	640	100	637※

※不明を除いた場合のN値(件数)



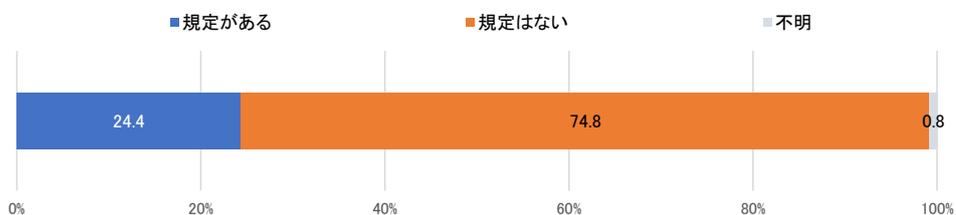
⑫命令の規定の有無

命令の規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は24.4%で、「規定はない」が74.8%となっている。

表 4-23 命令の規定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	規定がある	156	24.4	24.6
2	規定はない	479	74.8	75.4
3	不明	5	0.8	
	N(%ベース)	640	100	634※

※不明を除いた場合のN値(件数)



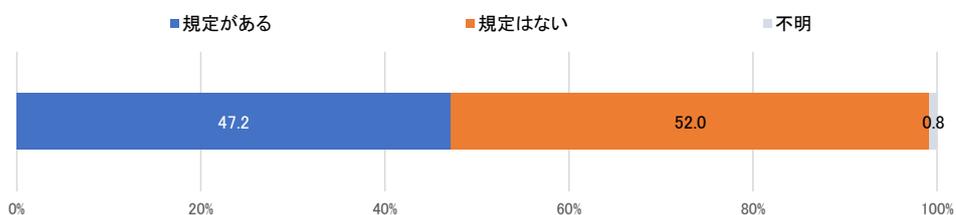
⑬ 報告徴収に関する規定の有無

報告徴収に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は47.2%で、「規定はない」が52.0%となっている。

表 4-24 報告徴収に関する規定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	規定がある	302	47.2	47.6
2	規定はない	333	52.0	52.4
3	不明	5	0.8	
	N(%ベース)	640	100	635※

※不明を除いた場合のN値(件数)



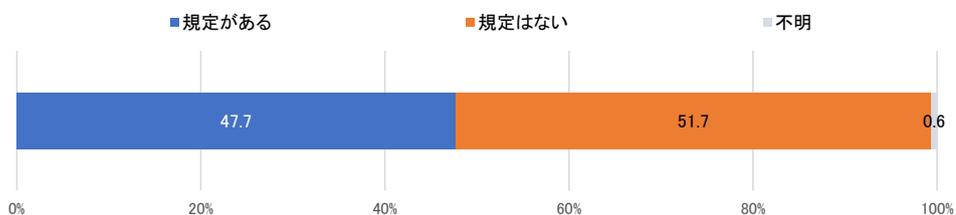
⑭ 立入調査に関する規定の有無

立入調査に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は47.7%で、「規定はない」が51.7%となっている。

表 4-25 立入調査に関する規定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	規定がある	305	47.7	48.0
2	規定はない	331	51.7	52.0
3	不明	4	0.6	
	N(%ベース)	640	100	636※

※不明を除いた場合のN値(件数)



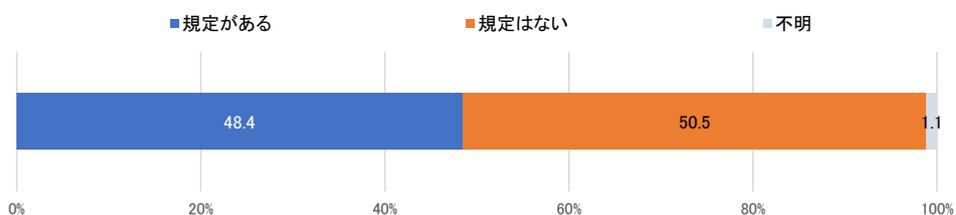
⑮指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無

指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は48.4%で、「規定はない」が50.1%となっている。

表 4-26 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	規定がある	310	48.4	49.0
2	規定はない	323	50.1	51.0
3	不明	7	1.1	
	N(%ベース)	640	100	633※

※不明を除いた場合のN値(件数)



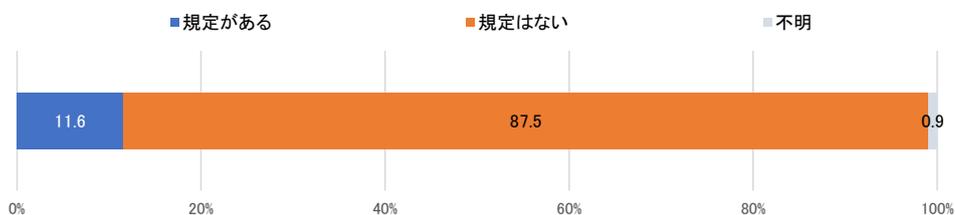
⑯罰則に関する規定の有無

罰則に関する規定の有無を尋ねたところ、「規定がある」は11.6%で、「規定はない」が87.5%を占めている。

表 4-27 罰則に関する規定の有無

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	規定がある	74	11.6	11.7
2	規定はない	560	87.5	88.3
3	不明	6	0.9	
	N(%ベース)	640	100	635※

※不明を除いた場合のN値(件数)



(6) 条例等における特徴的な規定

(自由記入の主な回答内容)

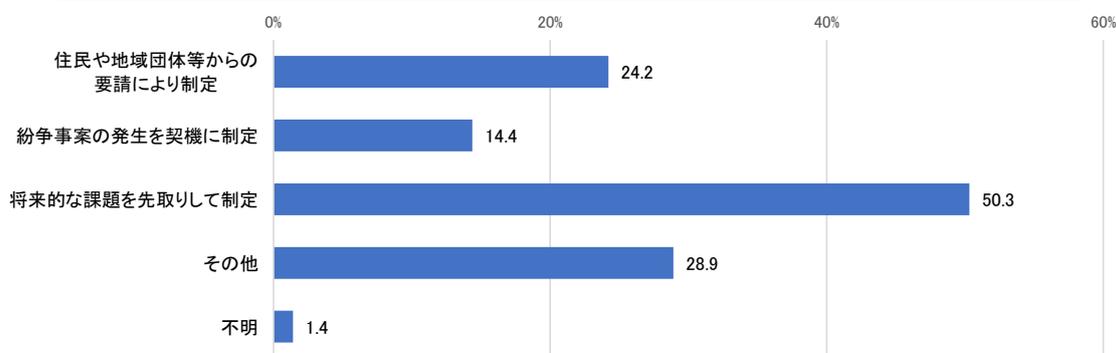
1	自治体との協定、地域振興再生可能エネルギー事業の認定
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策への協力として、発電設備を設置する地域への貢献に努め、環境学習関連の見学等の積極的な協力、設置した発電設備の発電量等の数値について、市が求めた場合には報告するよう求めている。 ・災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、設置を避けるべき区域を周知している。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・主要産業である農林水産業へは配慮すること ・戦争及び平和に関する遺跡や文化財へ配慮すること ・海上自衛隊の航空機運用に配慮すること
4	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者が守るように努めなければならない事項を定め、設置者に努力義務を課している。 ・自治体及び地域組織等との協定締結の努力義務を明文化、一体発電設備の規定
5	条例施行後に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業者に適用するが、既に着手している事業者又は既に事業を行っている者についても条例の趣旨に沿った対応・毎年、稼働状況及び使用済み設備の撤去、処分費用の積立て状況を報告・災害等非常事態が発生した場合、必要な対策を講ずるとともに報告
6	国の「事業計画策定ガイドライン」を前提に、関係法令や条例の規定による許可や届出が必要な区域を基本に、「土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域」を設定し、事業者に対して、関係部署での確認状況等を記載したチェックリストの提出を求めているほか、地域住民等への説明会等実施状況報告書の提出を求めている。
7	事業区域周辺の住民等と事業者との着工後のトラブルを防止するため、事業概要を記載した周知標識を計画地に設置すること及び周知標識の設置に係る市への報告書の提出を事業者に義務付けた。
8	10kW未満のものについても事業区域の高低差・傾斜度が一定以上の場合には許可が必要、維持管理・廃棄費用の積立て、廃止後の適正な措置
9	地域合意までは求めず事前説明をしてもらうことで早い段階から地域とのコミュニケーションを取ることを求めている。

(7) 条例等制定の経緯

条例等の制定の経緯については、「将来的な課題を先取りして制定」が50.3%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が24.2%、「紛争事案の発生を契機に制定」が14.4%等となっている。

表 4-28 条例等の制定の経緯 (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	155	24.2
2	紛争事案の発生を契機に制定	92	14.4
3	将来的な課題を先取りして制定	322	50.3
4	その他	185	28.9
5	不明	9	1.4
	N(%ベース)	640	100



(その他の回答例)

- ・ 環境影響評価法の制定により、従来の県の制度（指導要綱）との整合性に留意しつつ、制度の実効性の確保を図る等のため・県外から持ち込まれた土砂等の埋立て等で問題が発生したため
- ・ 市が保全対象としている斜面林の一部が伐採されて野立ての太陽光発電パネルが設置される事案が発生し、環境保全や防災、良好な景観形成の観点から市議会で問題視されたことを受け、条例を制定することとなった。
- ・ 発電施設からの排水による災害発生を機に制定
- ・ 風力発電設備整備に関する諸問題を整理するため
- ・ 土砂災害発生に対する県民の不安の声、H30年7月豪雨による他県での太陽光発電施設の事故等を受けて制定
- ・ 地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進を図るため
- ・ 近隣市町における紛争事案等の発生を契機に制定
- ・ 景観について自主条例を制定していたが、景観法を契機に制定
- ・ 事業実施において、環境の保全に適正な配慮がなされることを確保することを目的に制定。
- ・ 再エネ事業者の参入を契機に制定

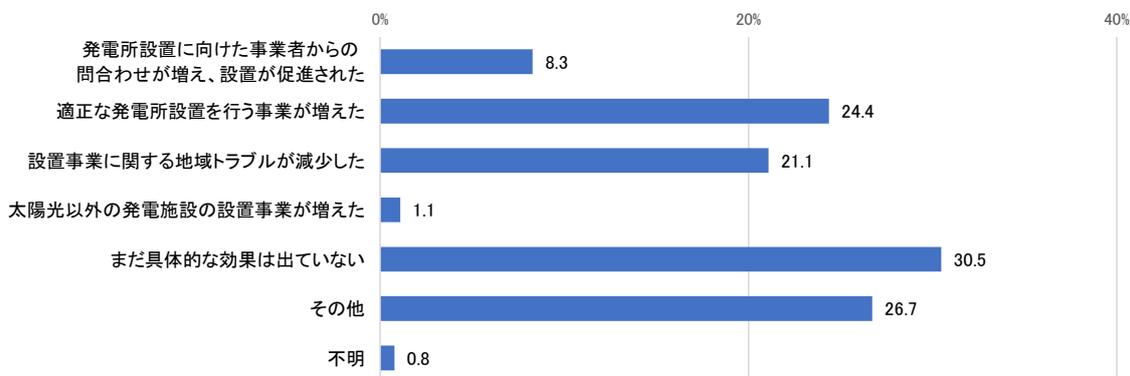
- ・ 県内他自治体の取り組み事例を聞いて必要性を感じ制定
- ・ 生活環境汚染の発生を契機に制定
- ・ メガソーラー誘致の為

(8) 条例等の制定の効果

条例等の制定の効果としては、「まだ具体的な効果は出ていない」が30.5%で最も多く、「適正な発電所設置を行う事業が増えた」が24.4%、「設置事業に関する地域トラブルが減少した」が21.3%、発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、設置が促進された」が8.3%となっている。

表 4-29 条例等の制定の効果 (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、設置が促進された	53	8.3
2	適正な発電所設置を行う事業が増えた	156	24.4
3	設置事業に関する地域トラブルが減少した	136	21.1
4	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	7	1.1
5	まだ具体的な効果は出ていない	195	30.5
6	その他	170	26.7
7	不明	5	0.8
	N(%ベース)	640	100



(その他の回答例)

区 分	課題等の内容
事前に計画を把握	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業について、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止するための事業計画が形成できている。 ・工事の着手前に内容把握ができるようになった ・設置を行う事業者の把握には役に立っている
事業者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から事前に相談が寄せられ、計画変更や事業中止が検討された。 ・以前に比べ、事業者からの問合せ、事前相談の件数が増加し、適正導入に向けて効果的な指導が可能になった。 ・ガイドラインを定めたため、適切に事業者と情報共有されている。
事業者に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> ・産業局や国委託の相談窓口と連携しやすくなり、不適切案件への指導がしやすくなった ・事業者からの問い合わせに対し、条例に基づいた指導をする機会が増えた。 ・事前協議に基づき適正な指導を行うことができる ・以前に比べ、事業者からの問合せ、事前相談の件数が増加し、適正導入に向けて効果的な指導が可能になった。 ・適正な設置に向けて、事前に指導ができる。
自然環境・景観の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な事業について、公害の発生や自然環境の破壊を未然に防止するための事業計画が形成できている。 ・対象事業について自然・環境保全への適正な配慮が確保された ・発電所設置に関し許認可を行うものではないが、事業計画の届出により、事業内容の把握が可能となった。また、事業者が計画段階において検討すべき災害の防止、良好な景観の保全、生活環境の保全、地域との関係構築を図るための配慮事項等を伝える機会となっている。 ・景観計画による景観の保全 ・風力発電事業において景観に関する一定の配慮がなされている。 ・環境影響を配慮しない発電設備設置の防止
地域トラブルへの対処	<ul style="list-style-type: none"> ・本条例は予防的施行であったため、トラブルがない状態が維持できている ・事前に住民等への理解を得てからの設置により、その後のトラブルを未然に防ぐことが出来ている。 ・潜在的なトラブルがあったが認識していなかった。条例により地域住民の声を聴けるようになった。 ・事前に住民等への理解を得てからの設置により、その後のトラブルを未然に防ぐことが出来ている。
無秩序な設置への抑止効果	<ul style="list-style-type: none"> ・条例手続きを終えて設置された再エネ施設はない ・事業者が実施する設計配慮により無秩序な設置となっていない ・不適切な設置に対する抑止に寄与した。 ・乱立の抑制に寄与している
大規模事業の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模開発における一定の抑止効果はあった
太陽光発電システム設置の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムを設置する町民が増えた ・住宅用太陽光発電システム普及の後押しとなった。 ・太陽光発電設備を設置した住民からの申請が増え、設置が促進された。

(9) 条例等の執行上の課題

(自由記入の主な回答内容)

区 分	課題等の内容
地域住民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・発電事業の適正な実施を求めるための要綱等であるが、地域住民としては、事業自体の反対を求める声が多く、事業計画があるというだけでトラブルとなる場合がある。 ・発電設備の設置にあたり、住民との紛争事案がどうしても起こってしまう。 ・設置を行う事業者の把握には役に立っている。 ・地域住民等への説明が不十分なことによるトラブル事例が未だにある。
事業者のトラブル	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者から事前に相談が寄せられ、計画変更や事業中止が検討された。 ・発電事業者と連絡を取ることができない事例があり、認定設備情報に適正な情報が掲載されていない(更新されていない)と考えられ、正しい情報が掲載(更新)されるよう現況届等を提出される仕組みがない。 ・設置後に事業譲渡や売買が行われるケースがあり、将来にわたって所有者や事業者情報を把握していくことが課題となっている。県外事業者や移転が複数回あった場合には追跡ができなくなるケースが見込まれる。
拘束力の弱さ	<ul style="list-style-type: none"> ・本要綱に規定する届出(様式第1号～第6号)の提出は義務とはなっていないため、提出についてどの程度強く求めるのが良いのかが課題である。 ・罰則がないため、施行規則で定める安全基準が守られていない、届け出がされないという事案が生じている。 ・上位法令がなく、国で統一した基準を作って欲しい。 ・トラブル時にガイドラインに強制力がないため、事業者に対して強い指導等が出来ない。
職員の知識不足	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的な知識を有している者がおらず、審査に時間がかかる。 ・許可判断等に専門的知識が必要となる。 ・設置基準がない技術的指導ができる職員が少ない ・再エネ設備の設置に関する専門知識を有する人材がないこと。 ・担当課に専門的な知識を持っている人がいないため、事業者が適正に発電施設を設置して、適正に撤去や処分がされるかどうか分からない。
景観・自然への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・設置事業単体で見ると自然環境等への影響は小さいが、ある一定の範囲内で複数、別事業者により設置されることによって、面積が非常に大きくなってしまい、自然環境等への影響も大きくなるのが懸念される、という事例がある。 ・太陽光発電事業のみならず、陸上風力発電事業についても、山間部で多数の事業が計画されていることから、FIT制度適用終了後の撤去や原状復旧に関する課題、気候変動により多発する集中豪雨に伴う土砂災害の発生リスクの増大について課題がある。 ・国定公園、自然公園を含む山林への設置規制強化 ・住民による景観悪化の問い合わせが非常に多い

4.2.3 制定済みの「再エネ規制条例」について

制定済みの「条例等」のうち、「再エネ規制条例」に限定すると以下のとおりである。

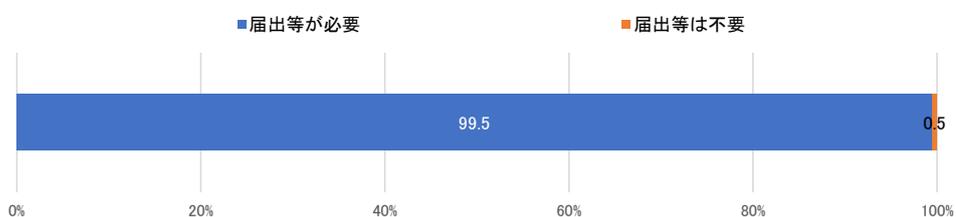
(1) 条例等の内容構成

①届出又は申請の要否

「届出等が必要」が99.5%を占める結果となっている。

表 4-30 届出又は申請の要否（再エネ規制条例限定）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	届出等が必要	183	99.5
2	届出等は不要	1	0.5
	N(%ベース)	184	100

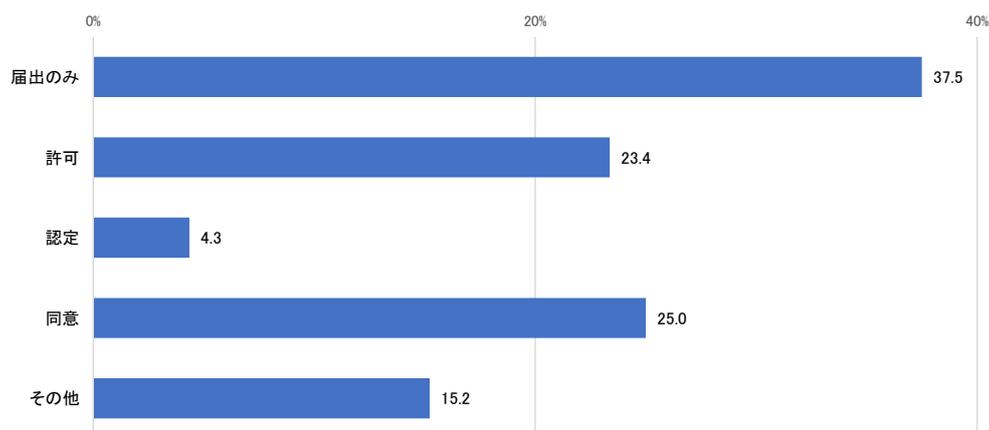


②届出等の種別

「届出のみ」が37.5%で最も多く、「同意」が25.0%、「許可」が23.4%、「その他」が15.2%等となっている。

表 4-31 届出等の種別（再エネ規制条例限定）（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	届出のみ	69	37.5
2	許可	43	23.4
3	認定	8	4.3
4	同意	46	25.0
5	その他	28	15.2
	N(%ベース)	184	100



(その他の回答)

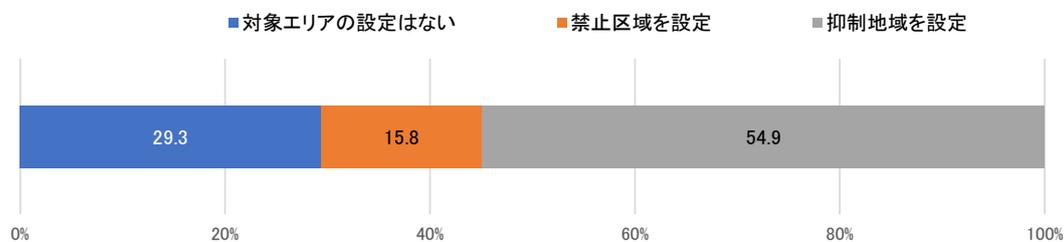
- ・ 協議終了の通知
- ・ 協議 (協議終了通知の交付)
- ・ 庁内協議による結果の通知
- ・ 事業計画書の提出に対して、協議結果を通知、工事着工以降は届出のみ

③届出等を要する場合の対象エリア

「対象エリアの設定はない」が29.3%、「禁止区域を設定」が15.8%、「抑制地域を設定」が54.9%となっている。

表 4-32 届出等を要する場合の対象エリア (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体 (%)
1	対象エリアの設定はない	54	29.3
2	禁止区域を設定	29	15.8
3	抑制地域を設定	101	54.9
	N(%ベース)	184	100

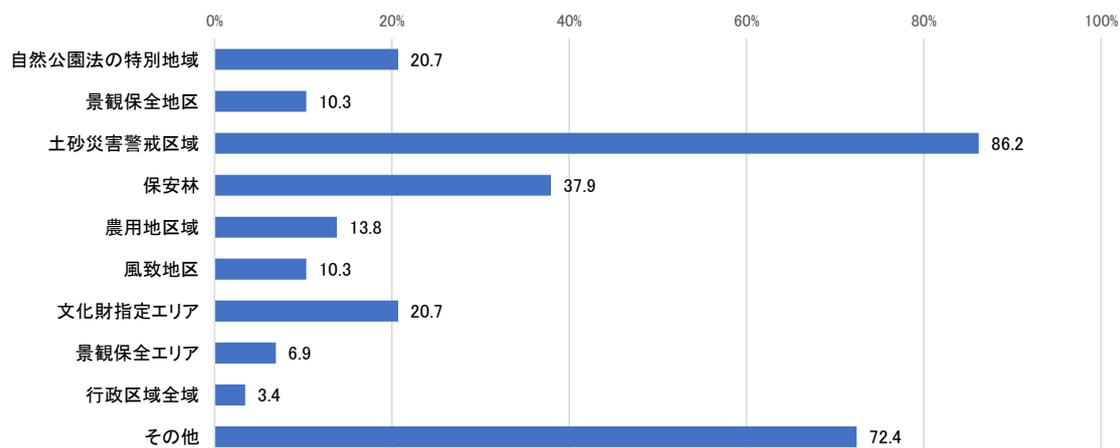


④禁止区域の内容

「土砂災害警戒区域」が86.2%、「保安林」が37.9%、「自然公園法の特別地域」が20.7%等となっている。

表 4-33 禁止区域の内容（再エネ規制条例限定）（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	自然公園法の特別地域	6	20.7
2	景観保全地区	3	10.3
3	土砂災害警戒区域	25	86.2
4	保安林	11	37.9
5	農用地区域	4	13.8
6	風致地区	3	10.3
7	文化財指定エリア	6	20.7
8	景観保全エリア	2	6.9
9	行政区域全域	1	3.4
10	その他	21	72.4
	N(%ベース)	29	100



(その他の回答)

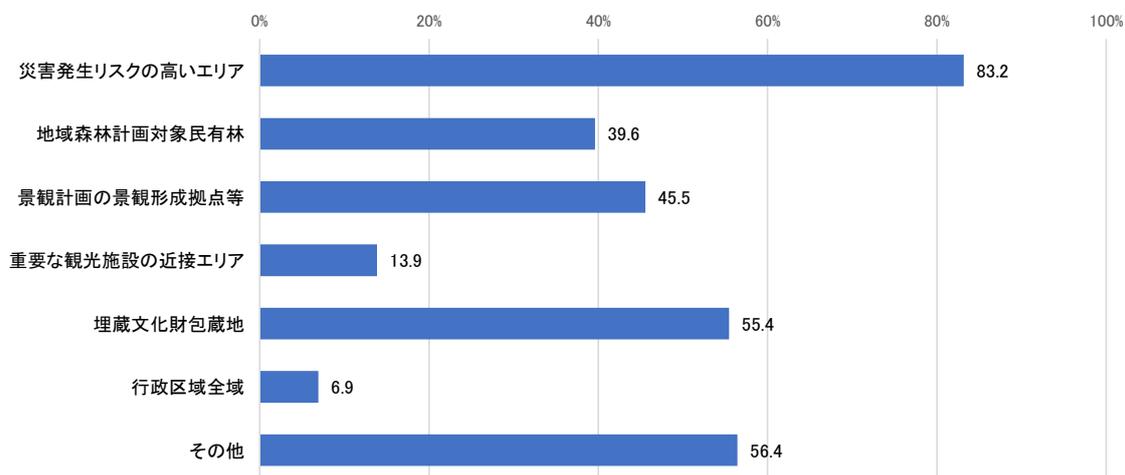
- ・ 住宅等、道路、海岸からの距離を設定。
- ・ 海上
- ・ 建物、道路、防災行政無線設備から一定の距離を離す。
- ・ 一般国道以北の市街化調整区域から宅道規制区域
- ・ 市街化調整区域、生産緑地
- ・ 地滑り防止区域・急傾斜地崩壊危険区域・住居専用地域

⑤抑制区域の内容

「災害発生リスクの高いエリア」が83.2%で最も多く、「埋蔵文化財包蔵地」が55.4%、「景観計画の景観形成拠点等」が45.5%、「地域森林計画対象民有林」が39.6%等となっている。

表 4-34 抑制地域の内容（再エネ規制条例限定）（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	災害発生リスクの高いエリア	84	83.2
2	地域森林計画対象民有林	40	39.6
3	景観計画の景観形成拠点等	46	45.5
4	重要な観光施設の近接エリア	14	13.9
5	埋蔵文化財包蔵地	56	55.4
6	行政区域全域	7	6.9
7	その他	57	56.4
	N(%ベース)	101	100



(その他の回答)

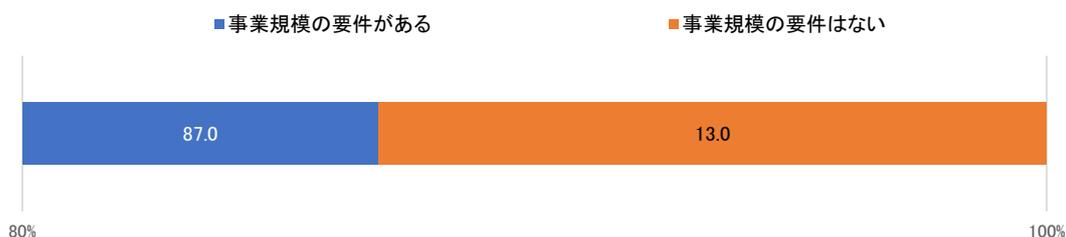
- ・ 公共施設、住宅街周辺
- ・ 鳥獣保護区、農業振興地域内の農用地区域、国立公園、宅地造成等規制区域
- ・ 都市計画法上の住居地
- ・ 水資源指定地域
- ・ 50m以内に住居のある土地

⑥事業規模に関する要件の有無

「事業規模の要件がある」が87.0%を占め、「事業規模の要件がない」が13.0%となっている。

表 4-35 事業規模に関する要件の有無 (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	事業規模の要件がある	160	87.0
2	事業規模の要件はない	24	13.0
	N(%ベース)	184	100

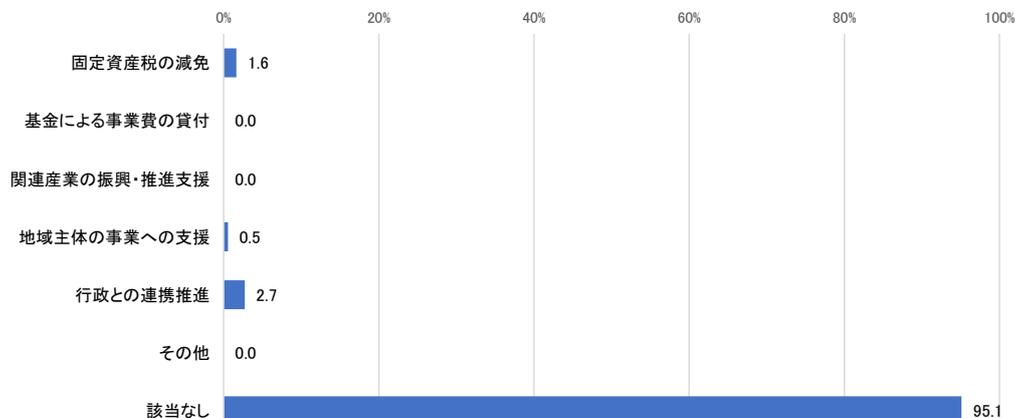


⑦再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容

再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容としては、「該当なし」が95.1%で、「行政との連携推進」が2.7%等となっている。

表 4-36 再生可能エネルギーの利活用促進に関連する規定の内容 (再エネ規制条例限定) (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	固定資産税の減免	3	1.6
2	基金による事業費の貸付	0	0.0
3	関連産業の振興・推進支援	0	0.0
4	地域主体の事業への支援	1	0.5
5	行政との連携推進	5	2.7
6	その他	0	0.0
7	該当なし	175	95.1
	N(%ベース)	184	100

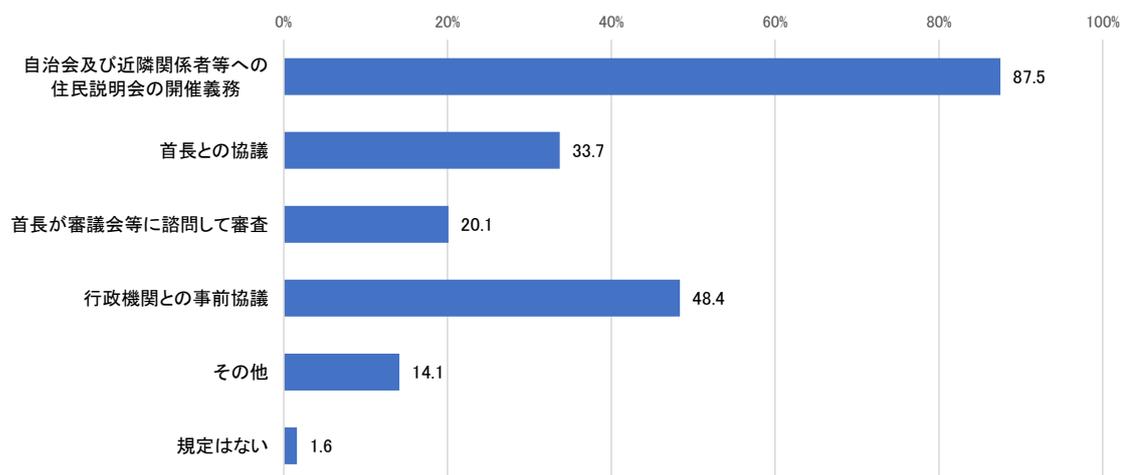


⑧手続きにおける合意形成に関する規定の内容

手続きにおける合意形成に関する規定の内容としては、「自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務」が87.5%と最も多く、「行政機関との事前協議」が48.4%、「首長との協議」が33.7%、「首長が審議会等に諮問して審査」が20.1%等となっている。

表 4-37 手続きにおける合意形成に関する規定の内容
(再エネ規制条例限定) (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	自治会及び近隣関係者等への住民説明会の開催義務	161	87.5
2	首長との協議	62	33.7
3	首長が審議会等に諮問して審査	37	20.1
4	行政機関との事前協議	89	48.4
5	その他	26	14.1
6	規定はない	3	1.6
	N(%ベース)	184	100

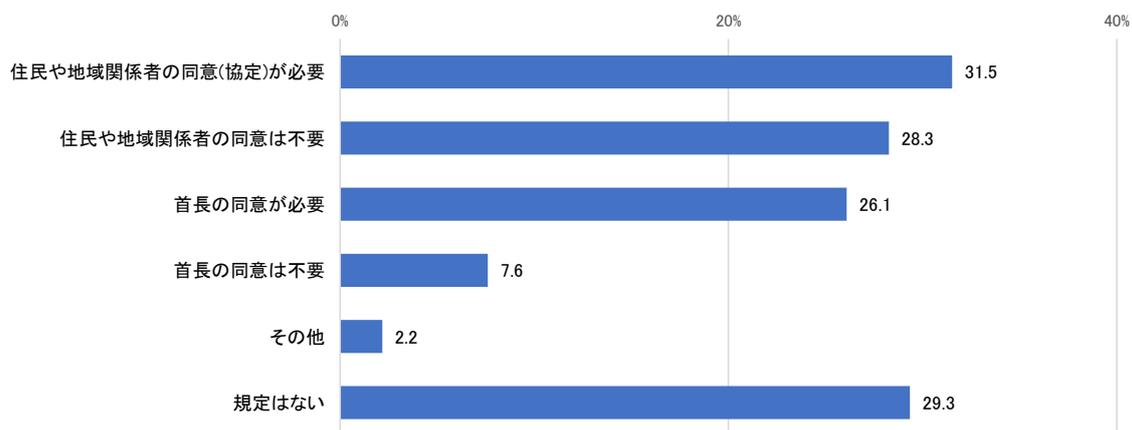


⑨設置に関する同意に関する規定の内容

設置に関する同意に関する規定の内容としては、「住民や地域関係者の同意(協定)が必要」が31.5%で最も多く、「住民や地域関係者の同意は不要」が28.3%、「首長の同意が必要」が26.1%等となっている。

表 4-38 設置に関する同意に関する規定の内容
(再エネ規制条例限定)(複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	住民や地域関係者の同意(協定)が必要	58	31.5
2	住民や地域関係者の同意は不要	52	28.3
3	首長の同意が必要	48	26.1
4	首長の同意は不要	14	7.6
5	その他	4	2.2
6	規定はない	54	29.3
	N(%ベース)	184	100

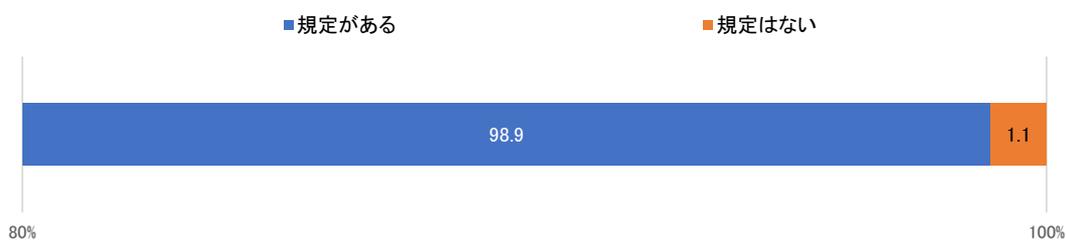


⑩指導や助言・勧告等の規定の有無

「規定がある」が98.9%で、「規定はない」は1.1%となっている。

表 4-39 指導や助言・勧告等の規定の有無
 (再エネ規制条例限定) (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	規定がある	182	98.9
2	規定はない	2	1.1
	N(%ベース)	184	100

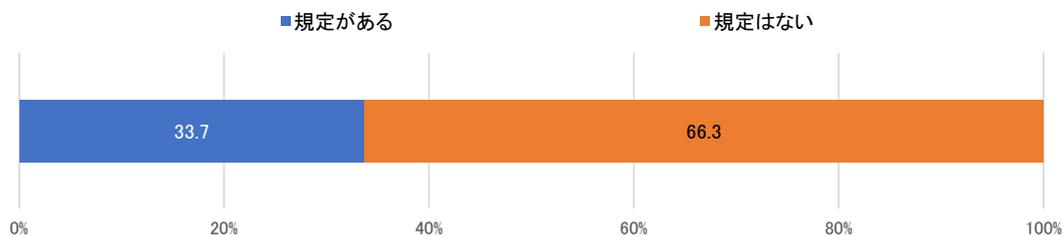


⑪命令の規定の有無

「規定がある」は13.9%で、「規定はない」が27.4%となっている。

表 4-40 命令の規定の有無 (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	規定がある	62	13.9
2	規定はない	122	27.4
	N(%ベース)	184	100

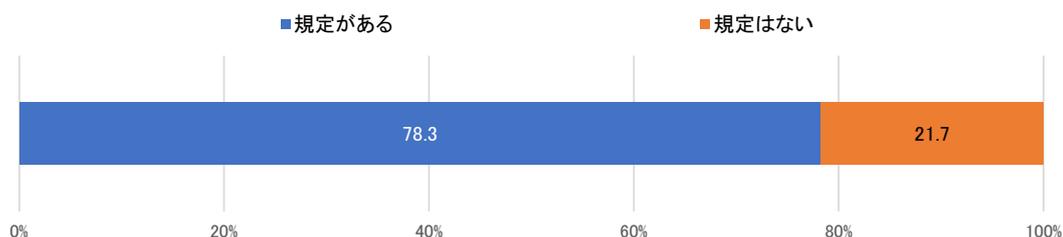


⑫報告徴収に関する規定の有無

「規定がある」は78.3%で、「規定はない」が21.7%となっている。

表 4-41 報告徴収に関する規定の有無 (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	規定がある	144	78.3
2	規定はない	40	21.7
	N(%ベース)	184	100



⑬立入調査に関する規定の有無

「規定がある」は89.7%で、「規定はない」が10.3%となっている。

表 4-42 立入調査に関する規定の有無 (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	規定がある	165	89.7
2	規定はない	19	10.3
	N(%ベース)	184	100



⑭指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無

「規定がある」は94.6%で、「規定はない」が5.4%となっている。

表 4-43 指導等や命令に従わない場合の公表に関する規定の有無
 (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	規定がある	174	94.6
2	規定はない	10	5.4
	N(%ベース)	184	100

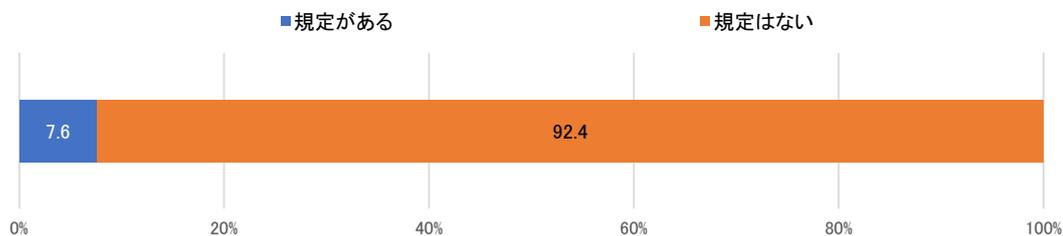


⑮罰則に関する規定の有無

「規定がある」は7.6%で、「規定はない」が92.4%を占めている。

表 4-44 罰則に関する規定の有無 (再エネ規制条例限定)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	規定がある	14	7.6
2	規定はない	170	92.4
	N(%ベース)	184	100



(その他：罰則がある場合の規定の内容の回答例)

- ・ 正当な理由なく命令に従わない場合 過料5万円、必要な届出をしなかった場合：
過料1万円

- ・ 許可を受けずに設置した者等は 30 万円以下若しくは 20 万円以下の罰金
 - ・ 虚偽の申請や報告、決定通知前の事業着手、立ち入り等の拒否があった場合、5～30 万円以下の罰金
 - ・ 6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
 - ・ 命令違反 10 万円以下、無許可 5 万円以下、立入拒否無届 3 万円以下
 - ・ 中止命令等に違反した者に対して、100 万円以下の罰金
 - ・ 変更命令違反等 50 万円以下の罰金、無届又は虚偽の申請 30 万円以下の罰金
- ※ 景観法上の規定等

4.2.4 条例等における特徴的な規定

(自由記入：再掲)

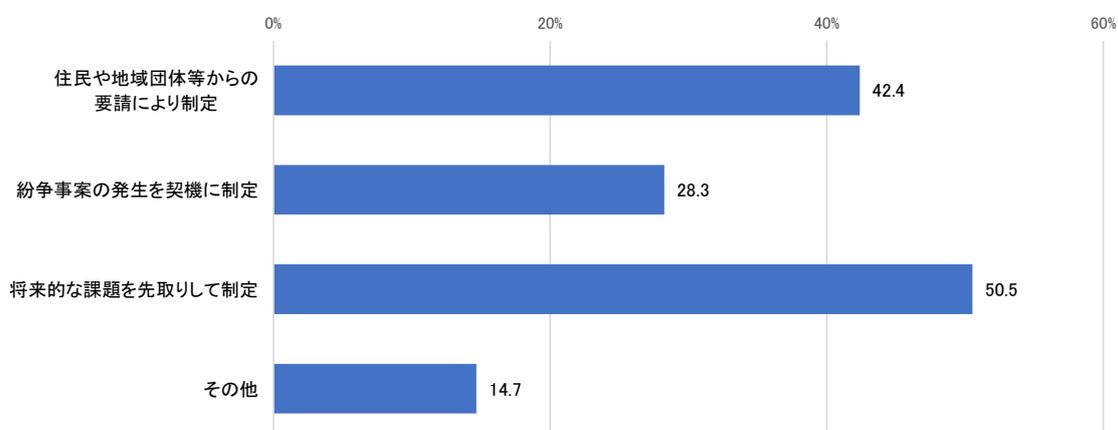
1	自治体との協定、地域振興再生可能エネルギー事業の認定
2	<ul style="list-style-type: none"> ・市の施策への協力として、発電設備を設置する地域への貢献に努め、環境学習関連の見学等の積極的な協力、設置した発電設備の発電量等の数値について、市が求めた場合には報告するよう求めている。 ・災害の防止、良好な景観の保全及び生活環境の保全の観点から、設置を避けるべき区域を周知している。
3	<ul style="list-style-type: none"> ・主要産業である農林水産業へは配慮すること ・戦争及び平和に関する遺跡や文化財へ配慮すること ・海上自衛隊の航空機運用に配慮すること
4	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者が守るように努めなければならない事項を定め、設置者に努力義務を課している。 ・自治体及び地域組織等との協定締結の努力義務を明文化、一体発電設備の規定
5	条例施行後に事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出を行う事業者に適用するが、既に着手している事業者又は既に事業を行っている者についても条例の趣旨に沿った対応・毎年、稼働状況及び使用済み設備の撤去、処分費用の積立て状況を報告・災害等非常事態が発生した場合、必要な対策を講ずるとともに報告
6	国の「事業計画策定ガイドライン」を前提に、関係法令や条例の規定による許可や届出が必要な区域を基本に、「土地の選定、開発計画の策定にあたり、十分な考慮が必要な区域」を設定し、事業者に対して、関係部署での確認状況等を記載したチェックリストの提出を求めているほか、地域住民等への説明会等実施状況報告書の提出を求めている。
7	事業区域周辺の住民等と事業者との着工後のトラブルを防止するため、事業概要を記載した周知標識を計画地に設置すること及び周知標識の設置に係る市への報告書の提出を事業者に義務付けた。
8	10kW未満のものについても事業区域の高低差・傾斜度が一定以上の場合には許可が必要、維持管理・廃棄費用の積立て、廃止後の適正な措置
9	地域合意までは求めず事前説明をしてもらうことで早い段階から地域とのコミュニケーションを取ることを求めている。

(1) 条例等制定の経緯

「将来的な課題を先取りして制定」が50.5%で最も多く、「住民や地域団体等からの要請により制定」が42.4%、「紛争事案の発生を契機に制定」が28.3%等となっている。

表 4-45 条例等の制定の経緯（再エネ規制条例限定）（複数回答）

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	住民や地域団体等からの要請により制定	78	42.4
2	紛争事案の発生を契機に制定	52	28.3
3	将来的な課題を先取りして制定	93	50.5
4	その他	27	14.7
	N(%ベース)	184	100

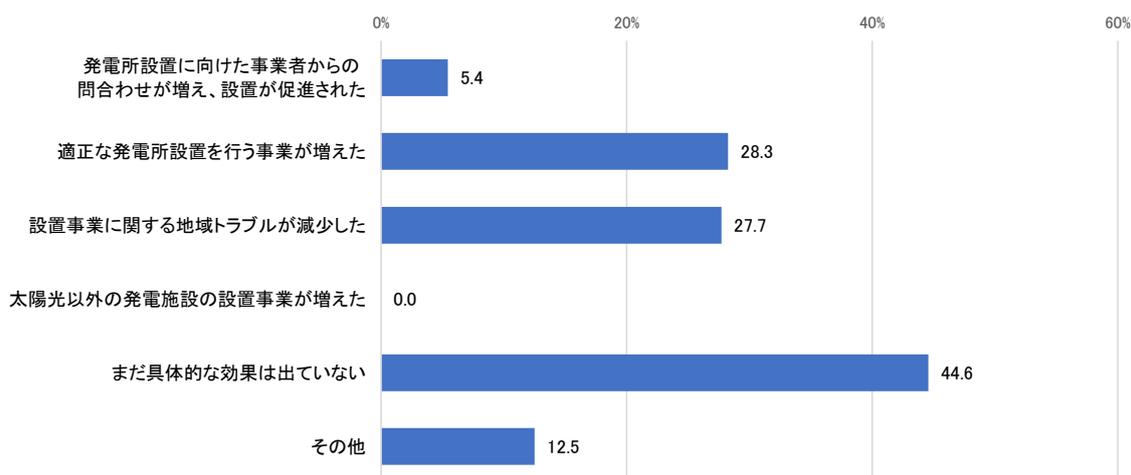


(2) 条例等の制定の効果

「まだ具体的な効果は出ていない」が44.6%で最も多く、「適正な発電所設置を行う事業が増えた」が28.3%、「設置事業に関する地域トラブルが減少した」が27.7%等となっている。

表 4-46 条例等の制定の効果 (複数回答)
(再エネ規制条例限定) (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	発電所設置に向けた事業者からの問い合わせが増え、設置が促進された	10	5.4
2	適正な発電所設置を行う事業が増えた	52	28.3
3	設置事業に関する地域トラブルが減少した	51	27.7
4	太陽光以外の発電施設の設置事業が増えた	0	0.0
5	まだ具体的な効果は出ていない	82	44.6
6	その他	23	12.5
	N(%ベース)	184	100



(3) 今後、制定にあたっての課題や必要な情報等の要望や意見等

(「現在、条例等はないが、今後制定を予定している」と回答した方)

(自由記入)

事例の共有	<ul style="list-style-type: none"> ・先駆的団体の条例の紹介をお願いしたい。 ・条例を定めている全自治体の条例の詳細な内容（特に禁止区域や抑制区域の範囲、許可・届出制の別等）を集計した資料が欲しい。 ・規制区域と促進区域の両方を設けている参考となる条例の情報が欲しい ・条例制定によって生じたトラブルに関する情報を提供してほしい。 ・再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されることが見込まれるための認定基準等の検討において、必要な情報等の提供をお願いしたい。
地域住民の理解	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの推進が大事であることは理解する一方、当町は美しい景観を有していることから、景観保持にも注力しなくてはいけない。その土地に住む人々の思いを大事にしなければならない。 ・住民の生活環境の維持と、再生可能エネルギーの推進との両立が課題
景観・自然環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設の新設・増設等に関し、生活環境の確保、自然環境の保全、景観との調和を図ることを目的としたガイドラインの策定を予定。 ・再生可能エネルギーの推進が大事であることは理解する一方、当町は美しい景観を有していることから、景観保持にも注力しなくてはいけない。その土地に住む人々の思いを大事にしなければならない。

(4) 課題解決の方策や工夫した点等

再生可能エネルギー発電設備の設置事業に関し、その適切な設置・運営等を担保するために実施した課題解決の方策や工夫した点等について、以下のような回答があった。

(自由記入)

住民説明会の開催・合意形成	<ul style="list-style-type: none"> ・条例の制定による規制と促進 ・住民説明会等による合意形成 ・事業者が住民説明会等を通じて、課題の確認及び解決方法の検討を行い、と協議を重ねた。 ・制定予定の条例では、事業者による事前の住民説明会の開催及び市への届出を義務化し、住民の十分な理解を得てからの事業着手となるよう規定することとした。
---------------	--

<p>庁内関係部署 の情報共有・ 連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー担当部局と設置する公共施設の管理担当との連携。 ・再生可能エネルギー等地域連絡会議を設け、地域の市町村を含めた情報共有体制を構築した。 ・庁内関係課で情報を共有し、指導連絡会議を開催することで、関係法令等の申請漏れがないようにしている。
<p>開発指導要綱 の厳格化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一定規模以上の施設については開発指導要綱等により指導を行う。 ・大規模開発行為に対する指導要綱があり、審議会を設置し審議している。
<p>協定書の締結</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市と太陽光発電事業者との協定書の締結 ・周辺関係者組織と太陽光発電事業者との協定書の締結に関する支援 ・地域の実情に詳しい、自治会への説明会と協定書の締結を必要としたことで、地域の実情に合った規制が可能となった ・メガソーラー発電事業者、県と市と三者による「メガソーラー発電事業に関する協定」を締結し、法令の遵守や土砂災害等の防止に係る安全対策を講じるよう求めている。
<p>地域住民と事 業者の意思疎 通の円滑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と事業者とのトラブル：自治会等の地域組織への説明を指導。 ・地域住民等を対象として事業者が開催する説明会に市職員が立ち会いの下、適切に事業計画の内容、法令・条例手続き等の説明がなされたことにより、地域住民と事業者との合意形成が促された。 ・市内において産業用太陽光発電設備を導入する際、事業者が地域住民から十分な理解を得て、かつコミュニケーションを図り地域に配慮した事業を実施するように周知するため、必要な手続きと関係する窓口、国ガイドラインへのリンク先をまとめた冊子を窓口や市ホームページ上で公開し、周知を図っている。
<p>基金の積立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民出資を募って太陽光発電事業を行う市民団体に無償で公共施設の屋根・用地を貸与し、市の経費支出なしで、市民共同太陽光発電所を設置

4.2.5 地域住民等から苦情やトラブル

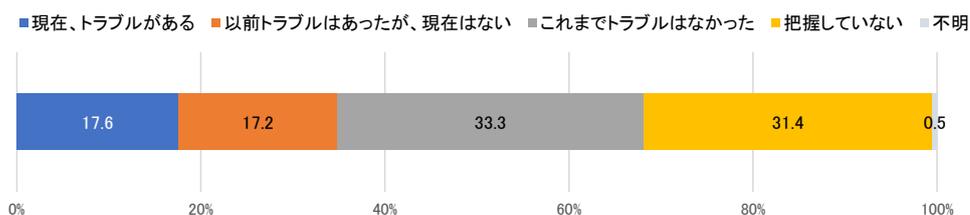
(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域トラブルの発生状況

回答者全員に再生可能エネルギー発電設備の設置をめぐる地域トラブルの発生状況について尋ねたところ、「これまでトラブルはなかった」が33.2%で最も多く、「現在、トラブルがある」は17.6%、「以前トラブルはあったが、現在は無い」が17.2%となっている。

表 4-47 地域トラブルの発生状況

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	現在、トラブルがある	253	17.6	17.7
2	以前トラブルはあったが、現在は無い	248	17.2	17.3
3	これまでトラブルはなかった	478	33.2	33.4
4	把握していない	452	31.4	31.6
5	不明	7	0.6	
	N(%ベース)	1439	100	1432※

※不明を除いた場合のN値(件数)

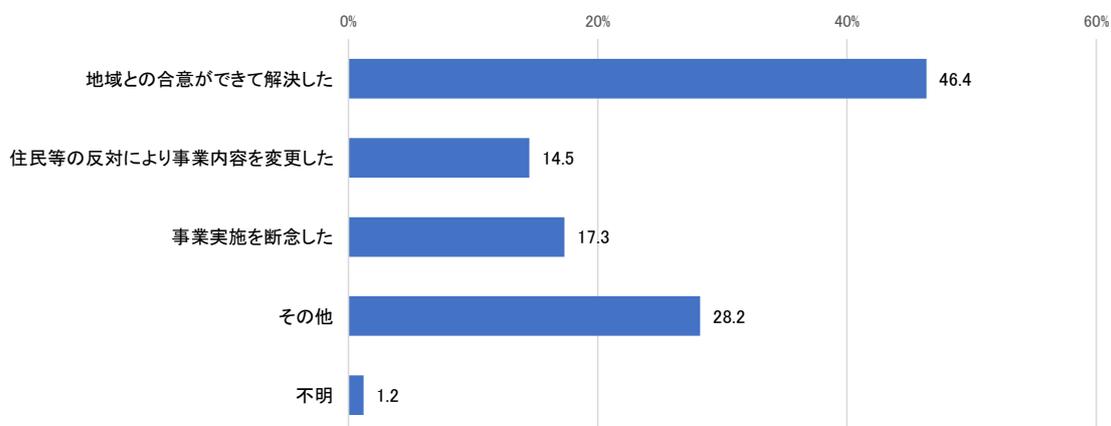


(2) 「以前トラブルはあったが、現在は無い」理由

「以前トラブルはあったが、現在は無い」理由としては、「地域との合意ができて解決した」が46.4%で最も多く、「事業実施を断念した」は17.3%、「住民等の反対により事業内容を変更した」が14.5%となっている。

表 4-48 「以前トラブルはあったが、現在は無い」理由 (複数回答)

No.	カテゴリ	件数	全体(%)
1	地域との合意ができて解決した	115	46.4
2	住民等の反対により事業内容を変更した	36	14.5
3	事業実施を断念した	43	17.3
4	その他	70	28.2
5	不明	3	1.2
	N(%ベース)	248	100



(その他の回答)

- ・ 事業者から住民等へ事業説明をした
- ・ 設備設置工事の受注者へ指導を行い、解決した
- ・ 条例施行前は太陽光発電施設に関する苦情が多かったが、条例施行後は少なくなった。
- ・ 大規模メガソーラーの建設が一段落し、計画件数そのものが減少した。
- ・ 条例制定以前に発電設備設置にあたり近隣住民1名から生活環境への悪影響を心配する旨相談があった際に相方で話し合っ解決してもらうよう両社に伝えた。
- ・ 条例の制定により計画把握や事業者の責務が明らかになったためトラブルが減った。
- ・ 経済産業省中部近畿産業保安監督部が業者を指導し、事業内容が変更された。

4.2.6 再生可能エネルギーの利活用推進について

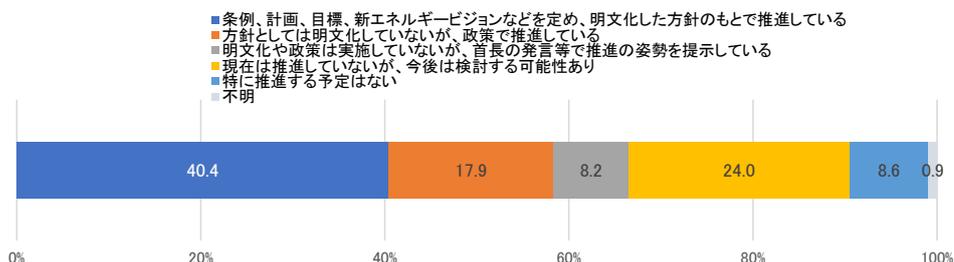
(1) 再生可能エネルギーの利用推進状況

再生可能エネルギーの利用推進状況としては、「条例、計画、目標、新エネルギービジョン等を定め、明文化した方針のもとで推進している」が40.4%で最も多く、「現在は推進していないが、今後は検討する可能性あり」が24.0%、「方針としては明文化していないが、政策で推進している」が17.9%等となっている。

表 4-49 再生可能エネルギーの利用推進状況

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	条例、計画、目標、新エネルギービジョンなどを定め、明文化した方針のもとで推進している	582	40.4	40.8
2	方針としては明文化していないが、政策で推進している	257	17.9	18.0
3	明文化や政策は実施していないが、首長の発言等で推進の姿勢を提示している	118	8.2	8.3
4	現在は推進していないが、今後は検討する可能性あり	345	24.0	24.2
5	特に推進する予定はない	124	8.6	8.7
6	不明	13	0.9	
	N(%ベース)	1439	100	1426※

※不明を除いた場合のN値(件数)

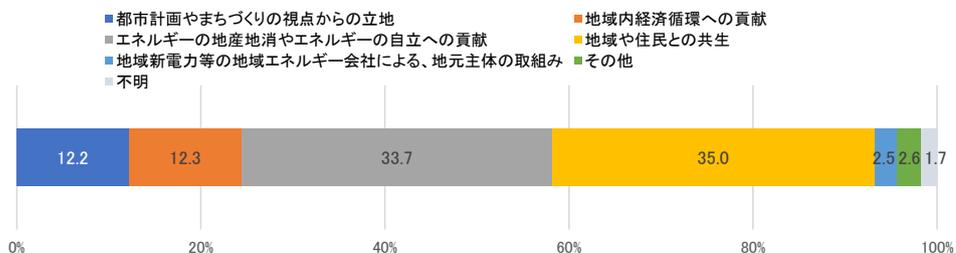


(2) 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿としては、「地域や住民との共生」が35.1%で最も多く、「エネルギーの地産地消やエネルギーの自立への貢献」が33.7%で続き、「地域内経済循環への貢献」が12.3%、「都市計画やまちづくりの視点からの立地」が12.2%等となっている。

表 4-50 再生可能エネルギーの利用推進の地域として望ましい姿

No.	カテゴリ	件数	全体(%)	不明除く(%)
1	都市計画やまちづくりの視点からの立地	175	12.2	12.4
2	地域内経済循環への貢献	177	12.3	12.5
3	エネルギーの地産地消やエネルギーの自立への貢献	485	33.7	34.3
4	地域や住民との共生	504	35.1	35.7
5	地域新電力等の地域エネルギー会社による、地元主体の取組み	36	2.5	2.5
6	その他	38	2.6	2.7
7	不明	24	1.7	
	N(%ベース)	1439	100	1415※



(その他の回答例)

- ・ 自然景観や生活環境の保全を図りながら、利活用をすすめていくこと。
- ・ 遊休農地への活用
- ・ エネルギーの有効利用等が徹底される社会の構築
- ・ 森林や自然公園等自然環境との共生
- ・ 環境基本計画に定める CO2 削減目標を達成
- ・ 持続可能な低炭素社会の構築と地域の産業振興
- ・ 地方と連携した再生可能エネルギーの調達
- ・ 国の計画の改定に伴う、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の改定の過程において検討していく。
- ・ 脱炭素への取組みや災害時の非常電源
- ・ ゼロカーボンシティの取り組み
- ・ 設備の高効率、低価格化のための国の研究資金の援資
- ・ 自然環境及び生活環境との調和
- ・ 生態系への影響に配慮している
- ・ 温室効果ガスの削減

4.3 事例調査

4.3.1 対象となる調査対象の考え方

アンケート調査より特徴的な条例を制定している自治体に対して、以下のような視点から調査対象となる自治体を選定した。

- 行政による意見調整に向けた関与、再生可能エネルギー促進に向けた施策との関係性
- 抑制区域や禁止区域を設定することで適切な再エネ発電設備設置を誘導
- 事前協議、近隣住民への説明と意見の市への報告、許可の取消、措置命令等の事例
- 再生可能エネルギー設備の具体的な設置基準等の明確化
- 再エネ発電事業を地域振興に活用
- 太陽光発電設備以外の取組事例やトラブル事例を持つ地域 等

なお、調査にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、web 会議システムによるリモート取材を行った。

4.3.2 調査対象自治体一覧

以下の5自治体を対象としてヒアリング調査を実施した。

表 4-33：特徴的な規定内容等をもつ再エネ条例の例（概要）

	自治体名	条例名	特徴的な規定の例
1	大津市	大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・住民又は事業者の要請により、市によるあっせんの申請が可能。その際、外部有識者への意見照会（紛争調整委員会）等調停に向けた手続きを組み込む等、意見調整や紛争解決に向けた制度を導入している。 ・安全面・防災面の確保に向け、詳細な設置ガイドラインを策定する等事業者が申請時に分かりやすいよう配慮がされている。
2	可児市	可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・希少植物が生息する湿地に太陽光発電設備の設置が計画・地域住民が専門委員会を組織して事業者と協議を実施。事業者・住民組織間での協定を締結することで、湿地の保護が可能となった。 ・地域住民への情報提供や、事業区域の周囲にフェンス等の設置を義務化する等、安全性・地域住民との関係性に重点化した条例を制定
3	山形県	山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域である場合には、手続を簡略化（それ以外は市町村への意見聴取を実施）する等、市町村の施策の方向性と足並みをそろえている。 ・地元住民への説明会の実施と住民意見の事業計画への反映を求めている等地域との関係性を重視した条例となっている。

4	石岡市	石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近隣住民等と十分な協議を行うとともに市との事前協議を経て、許可申請を行うことを義務化 ・ 地域住民については、説明会等への協力等事業者と十分な協議を求めている。(説明会等の対応により解決に至った事例有)
5	稚内市	稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風力発電に特化した条例 ・ 地域におけるトラブル事例(騒音・光害、安全策等)と解決に至った実績があり、運用上の取組や他事例への示唆が得られる ・ 事業区域の周囲にフェンス等の設置等、安全面に関する仕様を定めている

4.3.3 特徴的な条例等調査結果

(1) 大津市（あっせんや意見調整等行政による調整規定を設けている事例）	
条例名	「大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例」
対象設備	太陽光発電設備（事業区画面積 1,000 m ² 超、高低差 13m超、発電出力 50kW以上、支柱型太陽光発電設備）
条例制定の背景・経緯	
当初は、FIT 法の内容を補完するものとして制定。制定後に景観や住宅地との離隔の問題、反射光等の問題に対して、住民説明会・合意の義務化とともに、事業者による調整が不十分な場合に、 <u>行政として最大限でき得る対応策として、あっせん制度を導入</u>	
条例の特徴・内容	
<p>➤ 禁止区域・抑制区域の設定</p> <p>禁止区域（歴史的風土特別保存地区）、抑制区域（砂防指定地、伝統的建造物群保存地区等）を設定。禁止区域及び防災、自然環境、景観への影響等慎重な検討を求める区域を設定</p> <p>➤ 事前周知</p> <p>事業区域の周辺住民等に対してあらかじめ説明会を開催する等事業計画の周知・周辺住民等による意見の申出と事業者による見解書を市長に報告しなければならない。</p> <p>➤ 意見調整</p> <p>市長は、災害の防止又は良好な自然環境等の保全上の見地から必要があると認めるときは、事業計画について周辺住民等と抑制区域内申請予定者との間の意見の調整を行うことができる。</p> <p>➤ あっせん</p> <p>紛争が自主的な解決に至らなかったときは、市長にあっせんの申請をすることができ、市長は必要に応じ、大津市太陽光発電設備の設置に係る紛争調整委員会（令和4年4月に設置予定。学識経験者（土木・建築・景観・環境）、弁護士等により構成）の意見を聴取する。</p>	
条例の運用状況について	
<p>➤ あっせんに関する運用方針</p> <p><u>行政としては事業者と住民の間に入り、争点等の明確化、他の条例による解決ができないか等について検討を行う</u>とともに、紛争調整委員会の意見をもとに行政としての判断を示していくことを予定している。</p>	
今後の検討や運用上の課題について	
<p>➤ 判断基準や事例の蓄積</p> <p>再生可能エネルギー発電については、地域特性や住民意識によっても状況が異なるが、住民と事業者との間でバランスを持った判断を自治体が行う上では、事例の蓄積がまだまだ不十分である。全国の事例等の集約化や調整結果等が必要</p>	

(2) 可児市（地域住民への情報提供や、安全面等に関する協定締結を求めている事例）	
条例名	「可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例」
対象設備	太陽光発電設備（発電出力20kW以上、建築物屋根等に設置するものを除く）
条例制定の背景・経緯	
FIT法の改正によって自治体の条例等に違反している事業も国の指導対象となったことを踏まえ、 <u>他の条例では対象とならない小規模な発電設備に対しても住民トラブルの防止や事前の情報提供等を図るため</u> 、条例として制定	
条例の特徴・内容	
<p>➤ 抑制区域の設定 事業区域に急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、河川区域、農用地区域（営農型は除く）、保安林を含む場合は、事業区域の見直しや防災対策の検討を求めている。</p> <p>➤ 申請前協議 新たな固定買取制度を利用する事業者は、市との協議（抑制区域や技術基準、維持管理、事業終了や設備撤去、周辺関係者への周知等、事業者が計画を立てる際に遵守すべき事項や配慮すべき事項）を行わなければならない。</p> <p>➤ 周辺関係者への周知 設備設置協議の前までに、周辺関係者（事業区域に隣接する土地及び建設物の所有・賃貸者・居住者、自治会）へ説明会や文書配布を実施、周知結果・意見及び事業者意見について市へ報告を求める。</p> <p>➤ 維持管理に関する規定 事業計画等に基づいて事業を終了するまで災害予防に努めるとともに、周辺の生活環境等に影響を及ぼさないよう事業区域内や設備の定期巡回や保守点検等を求める。</p>	
条例の運用状況について	
<p>➤ 住民への情報提供の徹底 条例に基づいて対応した指導・勧告案件4件は、対応途中のものもあるが、全て解決に向かっている。住民から申し立てがあったものに対して、現地に行って写真を撮って（草が伸びている、標識・柵がない、etc）、その状況に基づき文書を事業者に送っている。</p>	
今後の検討や運用上の課題について	
<p>➤ 事業者との連絡体制 事業者の変更等に伴い、発電事業者と連絡をとることができない事例があり、現況届の提出を求める等、正しい情報や情報の更新を行う制度が必要であると考えている。</p> <p>➤ 事業終了後の対応 今後、事業終了時等、本条例の強制力となっている買取制度の対象外となる設備に対する規制や、山の斜面等における再生可能エネルギー設備撤去後の保全方法等について更なる対策が必要であると考えている。</p>	

(3) 山形県 (広域自治体として統一的に地域住民への説明等を求めている事例)	
条例名	「山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例」
対象設備	(太陽光、風力) 出力 500kW 以上 (バイオマス、地熱) 出力 300kW 以上 (水力) 出力 200kW 以上
条例制定の背景・経緯	
地域における再生可能エネルギー設置に関するトラブルを踏まえ、県内市町村との協議を踏まえ、 県として統一的な事業者との調整・窓口となるよう 県として条例を制定。具体的な住民説明等についても市町村と連携し実施を行っている。	
条例の特徴・内容	
<p>➤ 発電事業計画の作成及び認定等 再エネ発電事業実施予定者は、再エネ発電設備の設置、維持管理及び廃止を適切に行うための再エネ発電事業計画を作成し、知事の認定を受ける必要がある。(地球温暖化対策推進法に基づき市町村が定める促進区域内を除く)</p> <p>➤ 関係市町村の長からの意見聴取 認定申請書を受理したときは、関係市町村の長への通知・意見聴取を実施。説明会の対象範囲等について確認を行う。</p> <p>➤ 維持管理・廃止 再エネ発電事業実施者は、再エネ発電事業を実施する間、認定再エネ発電事業計画に従って再エネ発電事業及び事業区域内の土地等の維持管理・廃止をしなければならない。</p> <p>➤ 再生可能エネルギー発電事業審査委員会 認定に関する事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県再生可能エネルギー発電事業審査委員会を設置(自然・歴史・景観や法律、再エネ・公益事業に関する専門家を予定)について</p>	
条例の運用状況について	
<p>➤ 広域自治体と基礎自治体による役割分担 広域自治体(事業者との関係)と基礎自治体(地域住民との関係)との間で役割分担を行いながら、事業推進と地域との調和を行うことが再エネ促進には不可欠である。 地域住民とのトラブル事例の多くは、事前の説明不足等に起因することが多く、しっかりと説明会等のプロセスを求めることが円滑な設置のために不可欠</p>	
今後の検討や運用上の課題について	
<p>➤ 国との連携強化 FIT 法等国の制度との連携、その他の安全面等について、国との連携が重要であり、経済産業局との連携が図っていききたい。</p>	

(4) 石岡市（説明会等への協力等事業者と十分な協議を地域住民に求めている事例）	
条例名	「石岡市太陽光発電設備設置事業の手続に関する条例」
対象設備	（太陽光）出力 50kW 以上
条例制定の背景・経緯	
地域における太陽光発電設置に伴うトラブルを背景として、他自治体の条例を参考に条例を制定。地域住民への事前説明等が不十分なことが主なトラブルの原因であるため、 事業者・住民双方に説明会への実施・協力を求めている。	
条例の特徴・内容	
<p>➤ 市・事業者・地域住民等の責務 3者にそれぞれ責務を定め、事業者に事故の防止・住民等への理解促進、地域住民等にも説明会等、条例が定める手続きへの協力を求めている。これにより、事前の説明不足によるトラブルを未然に防いでいる。</p> <p>➤ 設置制限区域の設定 土砂災害のおそれがある地域等については太陽光発電設備（屋根置きを除く）の設置制限を求めている。</p> <p>➤ 地域住民等説明会の開催 市との協議に先立って、太陽光発電設備設置事業の内容等に関する説明会を開催し地域住民への事前説明を行うことを求めている。<u>地域住民についても本説明会への協力を求めている。</u></p> <p>➤ 低圧発電設備の届け出 条例の対象外である低圧設備についても、任意で地域住民等への説明を求める等地域住民への情報提供・相互理解を促すよう運用を行っている。</p>	
条例の運用状況について	
<p>➤ 事前の住民に対する説明会・情報提供の徹底 高圧では、条例制定以降トラブルは発生していない。 地域住民とのトラブルを未然に防ぐためにも<u>事前の情報提供・住民説明会等の実施が重要である。</u>条例の対象外としている低圧設備についても、任意ではあるが地域住民等への説明を求める等、住民への情報提供が積極的になされるよう取り組んでいる。</p>	
今後の検討や運用上の課題について	
<p>➤ 山林の保護・振興施策とのすみ分け 山林が持つ機能の維持や安全性の観点からも、山林や斜面への設置については更なる制限が必要であると考えている。そのため、条例制定に向けたアドバイスやトラブル事案等発生時の連携等、山林の保護や振興等環境政策と一体的・体系的な再生可能エネルギー政策の実施について今後検討が必要であると考えている。</p>	

(5) 稚内市（風力発電設備に特化した事例）	
条例名	「稚内市小型風力発電設備等の設置及び運用の基準に関する条例」
対象設備	（風力発電）発電規模 50kW 未満の小型風力発電設備【ロータの受風面積 25 m ² 以上かつ 5kW 以上 50kW 未満】及びマイクロ風力発電設備【ロータの受風面積 25 m ² 未満かつ 5kW 以下】
条例制定の背景・経緯	
<p>小型風力発電設備による住民トラブルの発生を背景に、今後の導入量増加を見据え、再生可能エネルギーの拡大と市民と地域の安全・安心の確保と生活環境の保全を図ることを目的として条例を制定。環境省「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」等を参考に騒音基準や離隔距離等について細かく規定</p>	
条例の特徴・内容	
<p>➤ 風力発電設備の設置場所 住宅等から一定の距離の離隔（設備の最大高さの3倍相当か100メートルのいずれか長い距離）を求めている。</p> <p>➤ 騒音の防止 最も近い住宅等において騒音の基準を一定以下（55 dB（夜間は45 dB）以下）及び恒常的に騒音レベルが30 dB以下の区域については、35 dB以下としなければならない。 低周波音についても住宅等において一定化となるようにしなければならない。</p> <p>➤ 日陰・電波障害、標識及び柵等の設置 風車の羽根の回転に伴うシャドーフリッカーへの対策等の日陰対策への及び近隣住民並びに電波障害が生じたときの対策を求めている。</p> <p>➤ 動植物への影響・景観 小型風力発電設備等の設置・運用によって生じる動植物に与える影響の回避及び景観への配慮を求めている。</p> <p>➤ 事業の事前説明 小型風力発電設備等の計画段階で、稚内市長、近隣住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行わなければならない</p>	
条例の運用状況について	
<p>➤ 説明会への参加 <u>住民説明会については行政としても参加し、十分な情報提供や説明がなされているかについて確認を行っている。</u></p> <p>➤ 住民との合意書の締結 <u>住民が不安と思うポイントに緊急時等に連絡が取れるのかといったこと等があるため、住民との間で合意書等を締結し、所有者やメンテナンス事業者に対して連絡が取れる体制を求めている。</u></p>	

今後の検討や運用上の課題について

➤ **緊急時対応・地元への裨益**

メンテナンス事業者等が遠方であることがあり、災害時等の対応が遅くなるのではないかと懸念を持っており、地域の事業者が関与する等何らかの対応が必要と考えている。

➤ **地元への裨益**

地域住民としても導入を受け入れやすくなるよう地域が裨益する仕組み（公共施設への共有等）についても検討が必要であると考えている。

第5章 再生可能エネルギー発電設備設置事業のトラブル事例等調査

5.1 トラブルとなっている事例調査

5.1.1 全国におけるトラブル事案の発生状況

太陽光や風力等の再生可能エネルギー発電設備の設置事業を巡って、近年、全国で地域的なトラブルとなっている傾向が続いている。そこで、マスメディア等に掲載された再生可能エネルギー発電設備設置に関連したトラブルの報道記事を調査し、同一地域、同一の事業は1件としてカウントして集計した。

表 5-1：全国の再エネ発電設備の設置等に関連するトラブル事例調査結果

年次	2020年	2021年	種別計
種別			
太陽光	38	39	77
陸上風力	34	39	73
バイオマス	9	7	16
計	81	85	166

(調査及び集計方法)

- ・ 各年にマスメディア等に掲載された下記の該当記事について、同一地域、同一の事業は1件としてカウントして集計している。
- ・ 検索は、下記のようにエネルギー種別+「反対」、「訴訟」及び「トラブル」のAND条件で実施した。また、キーワード検索は、任意一致により検索した。
- ・ 調査対象期間：2020/1/1～2021/12/31 (2年間)
- ・ 調査対象メディアは、日経テレコン(日経・全国紙・地方紙・専門誌記事データベース)のにて記事検索を実施した。日経テレコン新聞記事検索データベースに含まれる具体的な対象媒体を以下に示す。

表 5-2：日経テレコン新聞記事検索 対象媒体

No	新聞(全国)	No	新聞(地方紙)
1	日本経済新聞朝刊	1	北海道新聞
2	日本経済新聞夕刊	2	十勝毎日新聞
3	日経産業新聞	3	室蘭民報
4	日本経済新聞電子版	4	東奥日報
5	日経地方経済面	5	デーリー東北
6	朝日新聞	6	岩手日報
7	朝日新聞デジタル	7	河北新報
8	毎日新聞	8	石巻かほく
9	読売新聞	9	秋田魁新報
10	産経新聞	10	山形新聞
11	NHKニュース	11	福島民報
		12	福島民友新聞

令和3年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務

(適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査) 報告書

No	専門紙
1	化学工業日報
2	日刊工業新聞
3	日刊産業新聞
4	日刊建設工業新聞
5	建設通信新聞
6	建通新聞
7	建設工業新聞
8	北海道建設新聞
9	建設新聞
10	佐賀建設新聞
11	長崎建設新聞
12	鹿児島建設新聞
13	茨城新聞
14	下野新聞
15	上毛新聞
16	埼玉新聞
17	千葉日報
18	東京新聞
19	神奈川新聞
20	新潟日報
21	北日本新聞
22	北國新聞・富山新聞
23	福井新聞
24	山梨日日新聞
25	信濃毎日新聞
26	岐阜新聞
27	静岡新聞
28	伊豆新聞
29	中日新聞
30	伊勢新聞
31	京都新聞
32	大阪日日新聞
33	神戸新聞
34	奈良新聞
35	紀伊民報
36	日本海新聞
37	山陰中央新報
38	山陽新聞
39	中国新聞
40	山口新聞
41	徳島新聞
42	四国新聞
43	愛媛新聞
44	高知新聞
45	西日本新聞
46	佐賀新聞
47	長崎新聞
48	熊本日日新聞
49	大分合同新聞
50	宮崎日日新聞
51	南日本新聞
52	琉球新報
53	沖縄タイムス

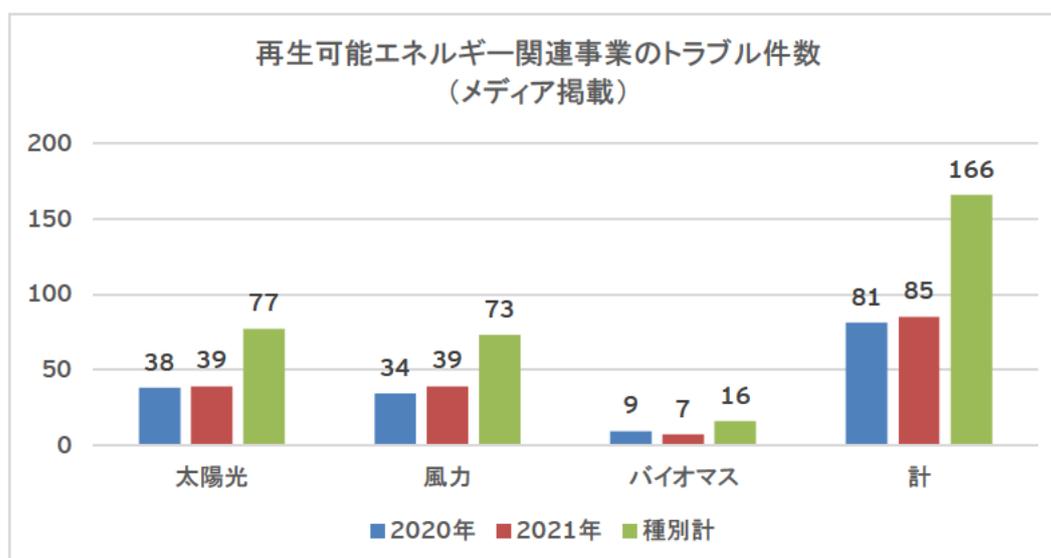


図 5-1：エネルギー種別年次別のトラブル件数（メディア掲載全国の再生可能エネルギー発電設備の設置等に関連するトラブル事例調査結果より）

5.1.2 現在トラブルとなっている事例

前記のマスメディア等に掲載された再生可能エネルギー発電設備設置に関連したトラブルの報道記事調査の段階で、現在トラブルとなっている事例について2020年～2021年の2年間を対象に記事や関連資料を収集した。

ここでは、現在どのようなトラブル、具体的には、トラブルの原因や理由、当事者、トラブルとなった経過等を把握し、今後のトラブル解消に向けた取組みやルール作りの参考とすることを目的として資料収集と整理を行った。

表 5-3：現在トラブルとなっている事例

	地域	エネルギー種別	トラブルの原因
1	岩手県 大船渡市	太陽光発電	* 自然環境保護 * 地域住民の安全な暮らし
2	埼玉県 比企郡小川町	太陽光発電	* 環境や景観の悪化 * 土砂災害への懸念
3	千葉県 鴨川市	太陽光発電	* 環境保全
4	石川県 金沢市	太陽光発電	* 土砂災害への懸念
5	石川県 羽咋町 島出町	太陽光発電	* 反射熱や老朽化後の撤去、被害発生時の補償への懸念
6	長野県	太陽光発電	* 景観破壊による観光業への打撃

	伊那市		* 反射光への懸念
7	岐阜県 可児市	太陽光発電	* 景観破壊や反射光の影響 * 希少植物への影響
8	静岡県 伊東市	太陽光発電	* 土砂災害への懸念 * 土砂水による漁業への影響
9	静岡県 御前崎	太陽光発電	* 天然記念物指定区域の伐採による環境悪化
10	静岡県 函南町	太陽光発電	* 土砂災害や水害等の災害への懸念 * 環境保全、景観保全
11	静岡県 静岡市	太陽光発電	* 土砂災害への懸念
12	滋賀県 大津市	太陽光発電	* 土砂災害への懸念 * 太陽光パネルの照り返しによる気温上昇等、住環境への影響
13	京都府 来津川市	太陽光発電	* 水害や土砂災害への懸念
14	奈良県 生駒郡平群町	太陽光発電	* 土砂災害への懸念 * 環境保護
15	奈良県 山辺郡山添村	太陽光発電	* 水源汚染による飲料水の汚濁、枯渇への懸念 * 土砂災害への懸念
16	山口県 岩国市	太陽光発電	* 水源の汚染 * 土砂災害への懸念
17	香川県 豊島市	太陽光発電	* 土砂災害への懸念
18	高知県 四万十市	太陽光発電	* 景観悪化 * 土砂災害への懸念
19	長崎県 佐世保市	太陽光発電	* 漁業環境への影響 * 不十分な住民説明
20	大分県 由布市	太陽光発電	* 景観破壊による観光業への打撃
21	北海道 厚真町 苫小牧市	風力発電(陸上)	* 希少鳥類の保護
22	青森県	風力発電(陸上)	* 景観破壊

	十和田市		* 自然保護
23	青森県 由利本荘市	風力発電(洋上)	* 不十分な住民説明 * 生態系への影響、等
24	宮城県 大崎市	風力発電(陸上)	* 景観破壊 * 自然保護
25	石川県 能登町	風力発電(陸上)	* 希少生物への影響 * 健康被害への不安
26	静岡県 浜松市	風力発電(陸上)	* 土砂災害への懸念 * 水源の枯渇
27	三重県 津市	風力発電(陸上)	* 風車の騒音等による健康被害への懸念
28	三重県 松坂市	風力発電(陸上)	* 工事に伴う騒音や土砂災害への懸念 * 景観破壊
29	兵庫県 新温泉町	風力発電(陸上)	* 自然保護 * 健康被害への不安
30	広島県 安芸太田町	風力発電(陸上)	* 土砂災害への懸念 * 健康被害への不安
31	鳥取県 鳥取市	風力発電(陸上)	* 騒音や土砂災害、景観悪化への懸念
32	山口県 阿武町	風力発電(陸上)	* 土砂災害、健康被害への懸念 * 景観破壊、自然環境への影響
33	徳島県 那賀町 海陽町	風力発電(陸上)	* 希少生物・植物の生態系への影響 * 土砂災害への懸念
34	高知県 四万十市	風力発電(陸上)	* 景観破壊 * 生態系への影響、健康被害への不安
35	福岡県 唐津市 糸島市	風力発電(陸上)	* 景観悪化 * 土砂災害への懸念
36	熊本県 水俣市	風力発電(陸上)	* 自然保護 * 健康被害への不安
37	鹿児島県 いちき串木野市 日置市	風力発電(洋上)	* 海洋生物への影響 * 海流・気流の変化、景観悪化への懸念

	南さつま市		
38	鹿児島県 出水市 伊佐市 阿久根市 薩摩川内市 さつま町	風力発電(陸上)	* 地質や希少生物の生態系への影響
39	宮城県 石巻市	風力発電(洋上)	* 騒音・振動・悪臭等の生活環境の悪化への懸念
40	宮城県 登米市	バイオマス発電	* 処理水排出による清流の水質悪化への懸念
41	福島県 伊達市	バイオマス発電	* 住環境汚染への懸念
42	京都府 舞鶴市	バイオマス発電	* 住環境への影響

5.1.3 トラブル解消に至った事例

(1) 事例概要

アンケート調査で、トラブル解消に至った事例があるとの回答内容を基に、追加のヒアリングを実施し、トラブルとなった事案と解消に至ったプロセスと解消のポイント、行政の果たした役割や支援内容等を把握した。

表 5-4：トラブル解消事例の概要

	事例	トラブル解消のポイント
1	希少植物への影響や景観破壊懸念のあった太陽光発電事業への対応事例 (A市)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が旗振り役となり、事業者、地域住民に加え、自治体、専門家での協議会を設立したこと。 ● 事業者が、建設計画の変更可能点について住民側意見を尊重したこと。
2	土砂災害への影響懸念のあった太陽光発電事業への対応事例 (B町)	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の要請に応じて、行政(町)が地元住民と事業者の間を取り持ち、説明会を企画したこと。また、行政自身も第三者として説明会に参加したこと。 ● 地元住民と事業者間の合意書の内容を立会人として確認・調整したこと。

(2) トラブルの内容とトラブル解消のプロセス・方法等、結果の状況

1. 希少植物への影響や景観破壊懸念のあった太陽光発電事業への対応事例【A市】
<p>【トラブル解消のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が旗振り役となり、事業者、地域住民に加え、自治体、専門家の協議会設立。 ● 事業者が、建設計画の変更可能点について住民側意見を尊重。
<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅街の未開発地だった土地に太陽光発電施設を建設する計画が浮上。地域住民から、当該建設予定地にある希少植物が息する湿地への影響や景観破壊を懸念する声が上がリ、自治体・専門家も交えて協議を実施。3年かけて協定書を作成し、建設に合意した。
<p>【トラブルとなった理由（反対理由等）】</p> <p>【環境保全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設予定地に絶滅危惧種を含む植物が息する湿地があり、当初計画では湿地が無くなる予定だったことから、反対の声が上がった。 <p>【景観上の懸念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅街の、東京ドームとほぼ同じ広さにあたる土地にパネルが並ぶこととなり、周辺住民は景観破壊や反射光の影響を懸念した。
<p>【トラブル解消の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が懸念する湿地を、地域住民、事業者で視察する等、事業者側が建設計画の変更可能点について住民側意見を尊重。 ● 事業者、地域住民、自治体、専門家での協議会を設立し、四者間で協議を実施。 ● 湿地保全や景観への配慮のほか、災害時の対策やパネル撤去時に備えた積立金を準備する等定めた協定書を作成し、合意。
<p>【トラブル解消にあたって行政の果たした役割や支援の内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民が旗振り役となった、事業者、地域住民、自治体、専門家での協議会への参加。
2. 土砂災害への影響懸念のあった太陽光発電事業への対応事例【B町】
<p>【トラブル解消のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の要請に応じて、行政（町）が地元住民と事業者の間を取り持ち、説明会を企画。また、行政自身も第三者として説明会に参加し、議論の進捗・状況を把握。 ● 地元住民と事業者間の合意書の内容を立会人として確認・調整。
<p>【事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住宅地域の裏山のゴルフ場跡地にメガソーラー（20万m²程度、2.3万kW程度）を設置する計画が持ち上がった。裏山のゴルフ場跡地は、住居と距離が近かったことから、土砂崩れが起こった場合の住居への影響が懸念された。

<p>【トラブルとなった理由（反対理由等）】</p> <p>【土砂災害への懸念】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 建設予定地は住宅地のすぐ裏にある傾斜のあるゴルフ跡地であり、土砂崩れが発生した場合に周辺住居への影響が懸念された。 <p>【工事における不十分な安全対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発・建設段階において、工事事業者が十分に安全な工事を実施されていなかった（資材の落下等）ことから、地元住民が工事の安全面について不安視した。
<p>【トラブル解消の経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地元住民の要請を受けて、行政（町）が事業者と説明会を計2回企画。第1回説明会では事業内容及び土砂崩れの評価・対応等に関する説明を実施し、第2回説明会では開発事業者が変さらなくなったため、改めて事業内容や地元住民から苦情のあった工事の安全面に対する対策等について説明会を実施し、地元住民からの了承を得た。 ● 説明会には行政（町）も参加し、議論の進捗を把握するとともに、土砂崩れに対する事業者の評価を、県の砂防基準と合わせて確認した。 ● 地元住民からの要望により、行政（町）が立会人として地元住民と事業者間の合意書締結の調整に貢献した。合意書は、主に①安全・環境保全面の対応、②事業終了時の撤去義務、③合意書の効力20年間、等の事項を整理した。
<p>【トラブル解消にあたって行政の果たした役割や支援の内容等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の要請に応じた、説明会の企画・参加 ● 立会人として、地元住民と事業者間の合意書の内容確認及び調整

5.1.4 訴訟となっている事案の概要と判例

(1) 事例概要

前記のマスメディア等に掲載された再生可能エネルギー発電設備設置に関連したトラブルの報道記事調査の段階で、現在訴訟や判例に関する記事検索やネット検索により概ね1年間を対象に資料収集を行った。

表 5-5：再生可能エネルギー発電設備設置に関連した訴訟事例

	地域	事件名	原因	当事者	起訴内容概要	裁判結果
1	静岡県 伊東市	河川法に基づく事業者の河川占用不許可処分の取り消し訴訟	行政処分の是非 行政の裁量権	原告：事業者 被告：行政	メガソーラー建設を巡り、事業地内の川に橋を架けることを市が不許可としたことについて、事業者が処分の取り消し訴訟を提起。	処分の取り消し判決

		河川法に基づく事業者の河川占用不許可処分の取り消し及び損害賠償請求訴訟	行政処分の是非 行政の裁量権	原告：事業者 被告：行政	上記判決を受け、事業者は事業地内河川の占用許可を再申請したが、市は再び不許可とした。事業者は、不許可処分の取り消し及び不許可により事業が遅れたことで発生した損害賠償を求める訴訟を提起。	(係争中)
		市が事業者への許可処分を決定した宅造法許可取り消し訴訟	土砂災害への懸念	原告：住民 被告：行政	近隣住民は、市が事業者への許可処分を決定した宅造法許可の取り消し訴訟を提起。	原告らの請求を棄却
					原告らは控訴の方針	
2	奈良県 平群町	メガソーラー建設差止請求訴訟	土砂災害への懸念 環境保護	原告：住民 被告：事業者	地元住民からメガソーラー建設計画の差止め訴訟が提起。	(不明)
3	香川県 豊島	太陽光発電所設置差止訴訟	土砂災害への懸念	原告：住民 被告：事業者	地元住民から太陽光発電施設設置差止め訴訟が提起。	(不明)
4	高知県 四万十市	条例の景観規定を根拠とした太陽光発電事業計画不許可処分の取り消し訴訟	行政処分の是非	原告：事業者2社 被告：行政	四万十市が県条例を根拠に太陽光発電施設の設置を不許可としたのは不当だとして、事業者2社が処分の取り消し訴訟を提起。	(係争中)
5	愛媛県 松山市	保安林解除処分取り消し訴訟	土石流のリスク	原告：住民男性 被告：国、県	風力発電所建設に伴う保安林伐採により自宅周辺で土石流の危険性が増したとして、住民男性が国と	原告の請求を棄却

					県に対し保安林解除処分取り消し訴訟を提起。	
		風力発電所及び作業道の撤去請求訴訟		原告：住民男性 被告：事業者	風力発電所建設に伴う保安林伐採により自宅周辺で土石流の危険性が増したとして、住民男性が事業者に対し風力発電所及び作業道の撤去請求訴訟を提起。	
					原告は控訴の方針	
6	長崎県 佐世保市	海底ケーブル敷設工事による漁業中断についての損害賠償請求訴訟	海底ケーブル敷設工事による漁業の中断	原告：地元漁業者 被告：事業者	風力発電所建設に伴う海底ケーブル敷設工事を巡り、工事の時期や場所が漁業者に知らされず結果として漁が中断されたとして、地元漁業者2人から損害賠償請求が提起。	(不明)
7	福島県 田村市	田村市バイオマス発電事業公金支出差止等請求住民訴訟	環境破壊	原告：住民 被告：行政	福島県内の放射能汚染木を原料とする木質バイオマス発電事業者に対して、田村市が補助金を出していることを不当として、返還が求められている事案。	原告の請求を棄却
				控訴	棄却判決を不服とし原告側が控訴	(係争中)

添付資料

- イギリスにおける Town and Country Planning Act (TCPA) 原文

Consultation before applying for planning permission or permission in principle

61W England : requirement to carry out pre-application consultation

(1) Where—

(a) a person proposes to make an application for planning permission, or permission in principle,] for the development of any land in England, and

(b) the proposed development is of a description specified in a development order, the person must carry out consultation on the proposed application in accordance with subsections (2) and (3) .

(2) The person must publicise the proposed application in such manner as the person reasonably considers is likely to bring the proposed application to the attention of a majority of the persons who live at, or otherwise occupy, premises in the vicinity of the land.

(3) The person must consult each specified person about the proposed application.

(4) Publicity under subsection (2) must—

(a) set out how the person (“P”) may be contacted by persons wishing to comment on, or collaborate with P on the design of, the proposed development, and

(b) give such information about the proposed timetable for the consultation as is sufficient to ensure that persons wishing to comment on the proposed development may do so in good time.

(5) In subsection (3) “specified person” means a person specified in, or of a description specified in, a development order.

(6) Subsection (1) does not apply—

(a) if the proposed application is an application under section 293A, or

(b) in cases specified in a development order.

(7) A person subject to the duty imposed by subsection (1) must, in complying with that subsection, have regard to the advice (if any) given by the local planning authority about local good practice.

61X Duty to take account of responses to consultation

(1) Subsection (2) applies where a person—

(a) has been required by section 61W (1) to carry out consultation on a proposed application for planning permission or permission in principle, and

(b) proposes to go ahead with making an application for planning permission 20 or permission in principle (whether or not in the same terms as the proposed application) .

(2) The person must, when deciding whether the application that the person is actually to make should be in the same terms as the proposed application, have regard to any responses to the consultation that the person has received.

● ドイツ EEG2021 における FIT/FIP 制度にかかる罰金に関連する条文 英語仮訳

§ Section 52 Reduction of payment entitlement in case of breach of duty

- (1) The value to be applied shall be reduced to zero,
1. as long as installation operators have not submitted the information required for the registration of the installation to the registry and the notification pursuant to section 71 no. 1 has not yet been made,
 2. for as long as and to the extent that operators of installations registered in the register have not submitted to the register the information required to report an increase in the installed capacity of the installation and the report pursuant to section 71 no. 1 has not yet been submitted,
 - 2a. as long as plant operators violate Section 10b,
 3. if plant operators violate the second half of the first sentence of Section 21b (2) or Section 21b (3) , or
 4. if operators of installations for which the value to be applied is determined by means of invitations to tender violate section 27a.
- Sentence 1 No. 3 shall apply until the end of the third calendar month following the termination of the violation of section 21b (2) or (3) . Sentence 1 No. 4 shall apply for the entire calendar year of the infringement.
- (2) The value to be invested shall be reduced to the market value,
1. as long as plant operators violate Section 9 (1) , (1a) , (2) or (5) ,
 - 1a. as long as system operators violate section 9 (8) ,
 2. if installation operators have not notified the grid system operator of the allocation to or change between the various forms of disposal pursuant to section 21b (1) in accordance with section 21c,
 3. as long as system operators claiming the default tariff exceed one of the maximum durations pursuant to section 21 (1) no. 2 first half-sentence,

4. for as long as installation operators claiming feed-in tariffs are in breach of section 21 (2) , but at least for the duration of the entire calendar month in which such breach occurred, or

5. if system operators violate an obligation under Section 80.

The reduction shall be applied in the case of sentence 1 number 2 until the end of the calendar month following the termination of the violation, in the case of sentence 1 number 3 for the duration of the entire calendar month in which such violation occurred, and in the case of sentence 1 number 5 for the duration of the violation plus the following six calendar months. In the case of section 48a, sentence 1 shall apply mutatis mutandis subject to the proviso that the value to be invested shall be reduced to zero.

(3) The value to be applied shall be reduced by 20 percent in each case, the result being rounded to two decimal places,

1. as long as installation operators have not submitted the information required for the registration of the installation to the register, but the notification pursuant to section 71 no. 1 has been made, or

2. as long as and to the extent that installation operators of an installation registered in the register have not transmitted an increase in the installed capacity of the installation in accordance with the Market Master Data Register Ordinance, but the notification in accordance with section 71 number 1 has been made.

§ Section 55 Penalties

(1) In the case of bids for onshore wind energy installations pursuant to section 36 and for supplementary bids pursuant to section 36j, bidders shall pay a penalty to the transmission system operator responsible for the system,

1. to the extent that more than 5 percent of the bid quantity of an awarded bid for an onshore wind energy system is invalidated pursuant to section 35a; or

2. if the onshore wind energy installation has been commissioned more than 24 months after the public announcement of the award.

The amount of the penalty pursuant to sentence 1 nos. 1 and 2 shall be calculated on the basis of the bid quantity of the awarded bid

1. minus the plant capacity commissioned within 24 months of the public announcement of the award multiplied by 10 euros per kilowatt,

2. minus the plant capacity commissioned within 26 months of the public announcement of the award of contract multiplied by 20 euros per kilowatt, or

3. minus the plant capacity commissioned within 28 months after the public announcement of the award multiplied by 30 euros per kilowatt.

(2) In the case of bids for solar installations in the first segment, bidders must pay a penalty to the transmission system operator responsible for the rules if more than 5 percent of the bid quantity of an awarded bid for a solar installation is invalidated in accordance with section 35a. The amount of the penalty pursuant to sentence 1 is calculated by multiplying the invalidated bid quantity by 50 euros per kilowatt. The penalty shall be reduced to 25 euros per kilowatt for bidders whose security is reduced in accordance with section 37a sentence 2.

留意事項

当社は、経済産業省資源エネルギー庁の依頼に基づき、「令和3年度固定価格買取制度等の効率的・安定的な運用のための業務(適正な再生可能エネルギーの導入等に関する調査)」(以下、「本案件」という。)に際して、経済産業省資源エネルギー庁と当社で合意した業務委託契約書(以下、「本業務委託契約書」という。)に定められた業務を実施致しました。

● 本報告書の目的及び利用上の制限

本報告書は、経済産業省資源エネルギー庁による具体的な指示に基づいて、本案件を前提として経済産業省資源エネルギー庁の為にのみ作成されたものであり、その他の目的に利用又は依拠されるべきものではありません。

また、当社では、第三者に対していかなる契約上又はその他の責任を負うものではありません。

当社は、本報告書において推計又は試算等を行った場合において、当該推計又は試算等の結果が確実に実現することを保証しません。また、本報告書の内容は、経済産業省資源エネルギー庁又は第三者が行う投融資等に関する検討のために使用されることを意図していません。

● 業務内容の性質及び業務範囲

当社に提供されたデータ、情報及び説明に関しては、当社はその完全性及び正確性について責任を負わず、それらを検証する責任もないものとします。

本報告書の各構成部分は、当社が実施した業務の各側面について言及していますが、当社の発見事項及びアドバイスを正確に理解するためには報告書全体を読む必要があります。

当社は本業務委託契約書に基づき2022年3月31日までに業務を実施致しました。従って、本報告書は2022年3月31日以降に生じた事象又は状況を考慮しておりません。よって、当社は、それらに応じて報告書の内容を更新することに対して義務を負うものではありません。

